

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信

1997. 10 No.85

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X

新国際分業とアジア

益川敏英 複雑性とは何か

浅井基文 香港返還の意義

英・仏総選挙／金融不祥事／

NTT民営化12年／生協／臓器移植法

Mitsui O.S.K. Lines

大月書店

マルクス自筆原稿 世界初！マルクス自筆ノートの再現 ファクシミリ版 経済学批判要綱

97年10月16日発売●一五〇部限定出版(番号入り)●85万円(税別)

モスクワとアムステルダムの研究所の全面的な協力を得て刊行される「世界初」の国際的な事業。門外不出の資料として厳重に保管されてきたノートを、きわめてオリジナルに近い質の原色版で再現する。これまで不鮮明な「フォトコピー」の「ノート」から困難な訳出作業を行ない、さまざまに「解釈」されてきたマルクスの仕事の全貌を「正確」に理解するための基礎資料となり、マルクス研究にとって大きな飛躍をもたらす。

- 『経済学批判要綱』の自筆ノートを完全収録
- ノートそのままを保存されている状態で手に取れる
- 人類の知的遺産を21世紀へ伝える最高水準の造本
- 各ノートは、B4判上製本の1.3倍拡大版(原色版)とA4判の原寸版(1色)の2冊をセットにして函入り
- 全8冊ノートに別冊解題をまとめて豪華函入り

マルクス

新メガ第2部第1～3巻の
完訳。その大部分が未公刊

資本論草稿集 全9巻

46判・揃価88,000円(税別)(分売もいたします)

マルクスがこした膨大な経済学の準備草稿を、新メガ第2部にもとづき翻訳刊行。マルクスの草稿をもとのままの形で再生する新メガの編集方針を活かし、草稿の原型を忠実に再現。『資本論』を理解するための第一級の文献である

[CD-ROM版]

専用OCRが完成し、さらに使いやすくなりました

マルクス for Windows
エンゲルス全集

●本文データROM7枚 セット340,000円(税別)
●システム検索ROM一枚 (分売もいたします)

4万ページの画像データと充実したデータベースによって見たい項目をさまざまな方法で検索し、すばやく画面表示

経済科学通信

Letters of Economic Science

第85号（1997年10月）

TOPICS

2

英国総選挙／フランス総選挙／NTT民営化12年／

野村証券と第一勧銀／生協の危機と再生／臓器移植法

特別寄稿

複雑性とはなにか 益川 敏英 15

香港返還の意味と問題 浅井 基文 19

SPECIAL EDITION
特集

新国際分業とアジア

歴史的転換期の世界とアジア経済 和田 幸子 26

東南アジアの経済成長と農業・食糧問題 横原 正澄 36

国際化のなかの地域産業政策 鈴木 茂 44

日本と途上国の労働者の競争関係について 小野 満 55

香川県東部の地場産業手袋業の歴史と課題 橋本 了一 63

日本のエアゾール産業と生産の国際化 高田 好章 71

書評 74

林毅夫・祭訪・李周共著『中国の経済発展』／富田宏治・神谷章生編『〈自由—社会〉主義の政治学』／下山房雄著『現代世界と労働運動—日本とフランス』／池田清著『神戸都市財政の研究』／木下滋著『産業構造の変化と都市』／谷江幸雄著『ソ連経済の神話』

政治学入門

「情報化」の進展と世論形成 立石 芳夫 87

現代社会批評

演劇的想像力と社会科学的想像力 竹内 真澄 93

投稿論文

医療保険改革と日本経済の構造改革 河野すみ子 99

誌面批評 106

◆1997年英国総選挙の結果と特徴

ここでは、去る5月1日に投票日があった英國総選挙の結果を紹介し、それに関するいくつかのコメントをしたい。

97年英國総選挙結果の いくつかの特徴

まず選挙結果に関する特徴であるが、まず第1に、周知の通り18年続いた保守党政権からの政権の奪回である。労働党は、79年に保守党により政権の奪回を許して以来、83年の総選挙では得票率27.6%とついに30%台も割り込み、議席も209と戦後最低になった。この時期は、得票率でアライアンス（自由党と社会民主党の連合：現自民党の前身）に肉薄され、一時は保守党もその主敵を労働党からアライアンスに変更したほどであった。また、度重なる労働党の総選挙での敗北から、英国はすでに二党制の国ではなくなり、一党優位制に移行したという議論も出ていた。その意味では実に久しぶりの労働党政権である。

第2に、今回の労働党の獲得議席数（418）は、戦後最大かつ史上最高であり、第二党との議席（165）の差も戦後最大であったということである。これまでの戦における最高の議席数は83年のサッチャー政権がとった397議席であり、労働党がこれまでとった過去最高の議席数は1945年総選挙の393議席であったが、その両方を大きく上回る大勝利であり、英國の新聞がこぞって書いたとおり、まさしく"landslide"であった。

しかし、第3に、得票率においては、勝利した労働党も43%しかとっておらず、むしろこの点では1940年代から50年代にかけての労働党の全盛期のレベルに達しているわけではないということである。

さらに第4に、今回の総選挙では労働党の勝利が注目されがちであるが、一方で第三党である自由民主党も過去最高の46議席を獲得したということである。そして、このことは、74年2月の総選挙で自民党の前身である自由党が19.3%、14議席を獲得して以来、得票率の点では、英國は実質的に3党制になっているということである。

若干の分析

分析の第1は、今回の労働党の勝利が、サッチャー時代に深刻さを増した南北分極化という問題を遺産として引き継いでいるという点である。

ここでいう南北分極化とは、スコットランド・ウェールズ・イングランド北部という英國北部においては労働党が非常に強く、ロンドンを除くイングランド南部（全議席の4分の1以上が集まる大票田）では保守党が非常に強いという状態を指している。こうした状態はもともとある程度はあったが、サッチャー政権期にその傾向は急速に強まった。とくに、保守党のスコットランドでの不振はサッチャー政権期以来顕著である。こうした南北分極化が、かなりの程度英國北部に集中する工業地域の不

況やその結果としての失業の結果であることは疑いない。

そして今回の総選挙結果においても、保守党がスコットランド・ウェールズで全滅し、労働党が英國のほとんどの地域で80%以上の候補者を当選させたのに対し、イングランド南部（ロンドンを除く）限っては逆に保守党が60%の候補者を当選させることになった。つまり、労働党の勝利は、南北分極化の傾向に歯止めをかけたのではなく、そうした南北分極化というサッチャー時代の遺産をそのまま引き継いってしまったのである。

この点を、福祉国家の路線を戦後のコンセンサスとして確立していく契機ともなった1945年総選挙



の結果と比較してみるとよくわかる。その総選挙における労働党の勝利は、今回のような南北分極化の形ではなく、英國全土にわたってまんべんなく議席を占めたものであった。具体的には、1945年総選挙において労働党はロンドンを除くイングランド南部で49%の議席を占め、48%の保守党を上回り、逆に保守党はスコットランドで48%の議席を占め、44%の労働党を上回ったのである。

つまり、ブレア労働党は、サッチャリズムによって分断された「二つの国民」状態の英國をいかにまとめていくかという難問を担わされてしまったのである。

そして第2に、労働党が英國北部を中心とした総選挙で勝利したということは、ブレアのいう「新しい労働党」が、事実上旧来の労働党の支持基盤を失わず新しく支持者を獲得したということであり、それは近年の英國のレフトの政治

戦略において極めて重要な意味を持つ。

労働党は従来の国有化・再国有化政策を捨て、1918年綱領を改正し、労働組合より労働者個人の重視を打ち出すなどの大胆な政策転換をしたが、それは明らかにブレアがいうとおり「新しい労働党」であった。それは旧来の労働党の路線とはかなり異なるのであるが、結果として英國北部の支持は離れず、かえってそれを土台に総選挙に勝つこととなった。つまり、その意味ではレフトにおける新旧の接合であった。

サッチャー政権の政治的成功も、市場や個人を重視する自由主義と権威や伝統を重んじる保守主義という相矛盾するファクターの接合という点で新旧保守主義の接合であったが、今回の総選挙結果は、遅ればせながらもレフトにおけるそうした接合が政治的に成功したことを見ているのではないであ

らうか。

ただし、こうした「新しい労働党」路線にも、いくつかの課題がある。なぜならば、労働党は選挙公約として最低賃金制度の導入などを約束しているが、そうした議論の方向性によっては、「新しい労働党」と旧来の労働党の間に軋轢が生まれる可能性があるからである。もし、ブレアが新しい路線にこだわって最低賃金を低く設定すれば、旧来の労働党の反発を買うし、逆にその意見を聞いて最低賃金を高く設定すれば今度は逆に改革不徹底ととられかねない。その他、社会憲章や通貨統合問題など、EUがらみで様々な問題も予想される。ブレアのいう「新しい労働党」がいかなるものになるかは、未だに未知数であり、今後も目をはなすことができない。

(小堀眞裕 立命館大学)

容易には癒しがたいということを、如実に示していると思われる。

シラク大統領の賭け

1999年1月からのEU通貨統合(単一通貨「ユーロ」の導入)に参加して、フランス経済の再生を図りたいシラク大統領とジュペ首相は、その参加基準(1997年の財政赤字を国内総生産3%以内に抑える)を達成するため、国民生活を切りつめてでも緊縮財政を押し進める必要があった。そして、この目標を、どのような政局運営で達成していくのかが注目された。ここには2つの選択肢が想定された

◆1997年フランス総選挙

今回の選挙の注目点

1997年4月、フランス共和国大統領ジャック・シラクは、与党連合が8割の議席を占める国民議会をあえて解散した。こうして、フランス第五共和制下では5度目となる解散総選挙が実施されたのである。その結果は、周知の通り、左翼勢力の勝利で幕を閉じ、シラク大統領はジョスパン左翼内閣との「保革共存(コアビタシオン)」という厳しい政局運営を迫られる

ことになった。そして、この結果は、通貨統合へ向けた機運に水をさしたともいわれるが、欧州統合という極めて大きな政治動向をも左右する、今回のフランス総選挙とは何だったのか。とりわけ、通貨統合が国政選挙でどのように争点化されたのか、そして、近年伸長著しい極右政党は今回の選挙でどのような動向を示したのかに注目していく必要があるようと思われる。結論から述べるならば、これら2つの問題は、フランス社会のなかにある「亀裂」が、もはや

が、彼らは、与党が圧倒的多数を占める国民議会での力関係を背景に国内の財政政策を強行するという選択肢を選ぶことなく、一旦解散総選挙で国民の審判をあおぐという、リスクの大きい選択肢を選んだのである。ここには、選挙で得られた国民の支持を背景に、そうした政策を推し進めていくというもくろみがあったに違いない。今回の解散総選挙が「ユーロ解散」と呼ばれる一方で、「シラクの賭け」と目される所以である。

選挙結果

まず、選挙結果を党派別にみていく（定数は577議席、カッコ内は解散時の議席数、資料として主要にはル・モンド紙の集計結果を参照した）。左翼勢力は、社会党245議席（63）、共産党37議席（24）、その他左翼29議席（12）となっており、今回初めて下院に進出した緑の党などのエコロジスト政党の8議席を加えると、左翼全体で99議席から313議席への激増となった。これに対し、保守・中道勢力は、共和国連合140議席（258）、フランス民主連合109議席（206）となっており、その他右翼8議席（13）を加えると、保守・中道全体で464議席から239議席への激減である。そのほか注目されるのは、近年、南仏を中心に地方議会で伸長著しい極右政党・国民戦線（FN）が、南仏の港町、トゥーロンで1議席を獲得したことである。この極右政党は、比例代表制で行われた1986年の総選挙では14議席を獲得しながらも、小選挙区制2回投票制に戻して実施された前回1993年総選挙では、議席がゼロとなっ

ていた。スマート路線への脱皮を図っているとはいえ、ヨーロッパ統合への反対だけでなく、人種差別や外国人労働者の締め出しを狂信的なまでに主張するこの政党は、今回、第1回投票で15.06%の得票率をあげ（前回総選挙から2ポイント以上の上昇）、第2回投票に130名以上の候補者が進出していた。彼らの排他的・人種差別主張は、「自由・平等・友愛」というフランス革命の精神や共和主義の精神と相容れないものがある。しかし、失業や治安など現実化しつつある国民の生活不安に現体制が対処できないとすれば、外国人労働者に対するフランス人の排外的感情は、その拠り所を探して、彼ら極右政党に向かってもおかしくない。ここには、人種問題をめぐるフランス社会の「亀裂」が示されているのである。

小選挙区二回投票制の効果

ところで、このFNが15%もの得票率をあげながら、最終的に1議席しか獲得できていないという今

回の結果は、「小選挙区二回投票制」と呼ばれる選挙制度が国民議会の選挙で採用されていること関連している。第1回投票で当選する条件は、有効投票の過半数を獲得し、かつ、それが当該選挙区の有権者数の4分の1以上の得票であることである。しかし、こうした条件を満たす候補者がいない場合、その選挙区では、第2回投票へと持ち込まれる。第2回投票は、1週間後に、第1回投票で得票率12.5%以上をあげた候補者による決選投票（相対多数）として実施される。今回の場合、小党乱立気味で、接戦も多かったことから、第1回投票で当選者が確定したのは12選挙区（2%強）に止まった。こうした小党乱立の背景には、50名以上の候補者を立てた政党に政治資金を援助するとした「政党助成法」があるといわれる。

第1回投票の結果は、比例代表制のような形で現れることから、この結果が最も民意を反映しているとみられている。他方、第2回投票に先駆けては、左翼・右翼両陣営内部で選挙協力が行われており、こうした理由から、従来、こ



の選挙制度は左右の二極分化を誘発するといわれてきた。実際、「左右候補一騎打ち」型選挙区では、左翼候補者が追い風を生かして多くの議席を獲得した。しかし、FNの伸長で、こうした左右両陣営の一騎打ちという第2回投票の構図に変化が起こっているのも事実である。今回、79の選挙区で「三つ巴戦」型の第2回投票が戦われたが、そのうち76選挙区はFNが食い込んだことによるものとなっている。いずれにせよ、FNが1議席に止まった最大の理由は、小選挙区の「効果」である。ル・モンド紙の試算によれば、もし、今回の選挙が、1986年総選挙で採用された比例代表制でおこなわれたとすると、FNは77議席を獲得するとされており、議会内第3極を形成し、キャスティングボートを握ることになるのである。

国内的争点としての 通貨統合

今回の選挙における争点と今後の政局の問題に議論を進めよう。解散直後、与党のなかでは、すでに解散総選挙を予測して、その準備を完了させていた議員が多いとの報道もみられ、一定予測済みの解散であったかに思われる。その点でいえば、野党議員にとっては

不意をつかれる格好になったにもかかわらず、選挙結果をみる限り、野党の左翼勢力が勝利を収めたのであるから、シラクの奇襲攻撃はあえなく失敗に終わったということになる。また、今日のヨーロッパにあっては、統合問題が国内的争点となりつつあると言われるが、今回争点とされた通貨統合についてみても、論点が「EU統合・通貨統合への積極的貢献=緊縮財政=国民生活の切り捨て」と整理される以上、「苦しい生活を覚悟しても通貨統合に賛成せよ」といわれても、国民は「ウイ」とは答えられない。

欧洲統合を牽引する独仏2大国のうち、一方の国民が、雇用問題・国民生活を後回しにした通貨統合推進に「ノン」と回答したのであるから、シラクのこの失敗は、欧洲統合の進み行きそのものに何らかの影響を与えるに違いない。選挙期間中、テレビ局のインタビューに、「欧洲統合には賛成だけど、そのために、僕らの生活がここまで苦しくなるのは我慢ならないんだ」と答えていた青年がいた。雇用創出問題（失業対策）と通貨統合という相容れない2つの政治目標を同時追求しようとする社会党の立場は、確かに曖昧なものであった。しかし、こうした立場は、先程の青年のような欧洲統合に期

待と不安を抱く国民の微妙な立場を代弁していたともいえる。

保守・中道政権から 左翼政権へ

保守・中道勢力は、かつて、失業対策を公約に掲げて政権についた。政権・与党として彼らが推進した行財政改革や規制緩和政策は、「貧富の格差拡大」というフランス社会の「亀裂」をさらに深刻化させたと国民の目には映っているようである。今回の選挙結果をめぐって明確にいえることが一つあるとすれば、それは、保守・中道に対する国民の不信感がここに表明されたということである。その点で、国民の意識動向を読み違えたことが、「シラクの賭け」を失敗へと帰結させた最大の原因といえるかもしれない。

女性の大量入閣や共産党からの入閣など話題豊富なスタートを切ったジョスパン左翼新内閣ではあるが、通貨統合の推進と国民生活への配慮という折り合いのつかない2つの政治課題は、未解決のまま彼らの前に横たわっている。行き場を失ったフランス国民の期待に、どう応えていくのか。今後のフランス政治に注目していくたい。

（中田晋自 立命館大学大学院）

◆NTTの民営化から12年

世界の激しい通信戦略

世界の巨大通信会社・メガキャ

リア間での提携が近年相次いで行われ、世界のネットワークの霸権の争いがおこなわれている。94年にBTが米国の長距離通信業者MCI

と相互提携、国際通信サービス合弁事業「コンサート」、AT&TとKDD等が提携し「ワールドパートナーズ」、DT（ドイツテレコム）とフランステレコムと米国スプリントによる「グローバル・ワン」の3グループが相次いで誕生した。

96年秋にBTと米MCIの合併がされた。提携からより緊密な通信ネットワークを構築する為であった。98年に欧州連合(EU)の電気通信市場の自由化され、外資の参入が自由化された。このようなメガキャリアの激しい動きの背景には、多国籍企業の事業展開による多様な要求を満たす動きに対応している。この世界の動きに対して、日本の政府、財界はNTTを持ち株会社にし、新NTT法の適用を受ける東と西の地域会社2社と新NTT法の適応を受けない長距離通信会社にする事で分離・分割問題に対して早急に結論を出した。

分離・分割問題と 持ち株会社の解禁

NTTへの連結納税制度の特例措置の報道がされると、NTT民営化後に新規参入一番乗り果たしたDDI(第2電電)の稻盛和夫会長がNTTの特別措置に真っ先に批判を行った。続いて今井敬・日本鉄鋼連盟会長、豊田章一郎・経団連会長、稻盛興作・日本商工会議所会頭も「NTTだ

けの特例はダメ」と口をそろえ(97年2月22日付毎日新聞)、甘みの先取りはだめと不協和音が噴出している。フランスでは持ち株会社の導入により連結納税制度の適応で「フランスでは連結制度がない場合と比べて、法人税収は12%も減ったという。日本に当てはめてみると1兆円規模の減収になる計算」(97年2月27日付読売新聞)となる、

財界はNTTの分離・分割による、念願の「持ち株会社」の解禁で連結納税が実現できること、1兆円規模の減税が実現出来る。しかし、持ち株会社は企業の支配力を強め、リストラ人べらしに一層の拍車をかける恐れがあり、労働組合との団体交渉権の問題を先延ばしにしての持ち株会社の解禁に批判がある。

NTTの民営化から12年

電信電話公社から特殊会社であるNTT(電信電話株式会社)が発足して12年が経った。社員数は31万人4千人から1996年18万5500人に削減、出向社員は3万8千5百人、子会社の直雇用1万2千人である。



民営化の目的は大きく4つあった。第1に、政府は株式の売却で10兆円の財源を確保し、第2に、大企業に安い通信料、大量の伝送の提供、第3に、電気通信事業への新規参入を確保すること。そして、以上3つの目的の達成のため一般利用者の犠牲、労働者の犠牲により大企業が利益をえられる体制をつくることだった。

その具体的な内容は、百年間無料だった104の電話番号案内の有料化など、サービスの有料化や、緊急以外の電報の夜間・早朝の取扱い廃止である。さらに、営業窓口の統廃合が進んでいる。営業所「街の電話局」の閉鎖と廃止による統合の結果、電電公社時代約1400箇所の営業窓口が95年度末には766箇所に削減され、利用者は窓口が削減されその結果、電話だけでは用事が済まないとき営業窓口が遠くなり不便となった。また、別会社化も進み、電力・建築部門のNTTファシリティーズ、所外設備の保守、故障修理のテレコムエンジニアリング・TE各社など国民に密着している本来業務をNTT法で公共性が義務づけのない別会社として切り出した。

労働者に対しては、リストラを推進している。NTTはリストラを押し進めるため、93年10月から始まった3回の「希望退職」に目標の1万人を越える1万4千人の労働者がNTTから追い出された。

料金の値上げも行われている。市外部門で黒字で、市内部門の赤字を補填している構造を改めるため、市内料金は基本料の値上げ、公衆電話料金、番号案内料金の値上げを行い、これにより2800億円の利用者の負担となった。公衆電

電話料金は、市内が3分10円から30円となり、番号案内の有料化と値上げで450億円、基本料の値上げで1900億円の增收となった。

自由化は大口利用者にはサービスの向上

NTTはデジタル通信サービスのために、ISDN網の構築を行い、大量の情報を早く処理できる高度のサービスの提供や、大口利用者へのサービスをするため、重点的に人員を配置し、大口割引制度の新設するなど、いたせりつくせりである。具体的には次の4つの会社を見ても明らかである。

A企業では、高速デジタル専用線の利用で電話回線数2倍にあり、データ回線数5倍にしても通信コストは従来通りである。B企業では、ISDNサービスによって4180店舗を結ぶ通信網で通信料は10倍に増えたが通信コストは同じままである。C企業では、通信料を2倍に増やしながら高速デジタル通信網でコストは逆に半分に削減された。さらにD企業は、91年10月から全140店にINSネットを導入。通信コストは従来の専用線に比べて3分の1から4分の1に削減された。

分離・分割と呼応する大合理化計画

NTTの分離・分割法案が1997年3月に提出され、5月22日衆議院本会議で法案が採択。参議院に送付、NTTの分離・分割法案が6月13日に可決成立した。1999年に長距離会社とNTT法が適応される東日本電話会社と西日本電話会社に分

離・分割される。分離・分割を準備するためNTTは15万人体制の仕上げの段階に立っている。具体的には、NTTは1997年から2年間で所内の交換機の保守部門、通信機器部門の販売、長距離、地域事業部の区別しない保守の業務をNTTの子会社であるTE会社へ移管するなど、お客様に近い分野はTE各会社に全面業務を移行する。NTTは所内の交換機、伝送路を広域で監視・運用し、さらに管理部門を業務集約する。NTTの設備のハードと対をなす交換機のソフトをはじめ社内システムのCUSTOM（顧客システム）、IRIS（経理システム）などを子会社を作つて通信ソフト会社に移行する。すべての部門が何らかの関わりを持つ大合理化計画である。

特徴的なのは番号案内業務は「赤字だ」として番号案内業務を子会社へ全面委託することである。番号案内で働く労働者のオペレーター9000人全員を配職転、115の電報受付業務の労働者も同様である。

通信ソフト部門9500人を通信ソフト会社へ、所内の保守部門1万500人、通信機器部門7500人を子会社のTEへ業務を移管するとしている。

NTTはこの大合理化を押し進めることによって分離・分割の準備を進めているのである。分離・分割後は社員を約16万3000人とし東地域会社は6万9000人、西地域会社は7万9000人、長距離会社は1万500人で、本社機能や基礎研究部門などを引き継ぐ持株会社は4000から5000人と幅を持たせている（97年3月1付毎日新聞）。

NTTはこの大合理化計画で電話事業およびマルチメディア事業のネットワーク運営を中心に研究・開

発や大企業担当部門は残すが、あとはグループ会社でやるという構想で、グループ会社にたいし委託費を年々減す方向を目指している。グループ会社は減らした労働者を、電気通信事業法やNTT法の規制にとらわれない事業の展開をはかり、NTT本体の収益に貢献せよとしている。

大競争時代に向けて通信事業の規制緩和

政府の電気通信審議会の「答申」は以下のようなことを述べている、新しい産業を支える高度な情報基盤の整備の構築により、日本経済の「黄昏」を脱出する。また、世界の電気通信のメガキャリアが、急成長しているアジアで大競争を演じており、もしこれに乗り遅れれば電気通信産業、コンピュータ産業など大きな市場が奪われるとして、危機感を促進させている。

国際通信分野への進出は欧米の通信大手が先行しており、電気通信市場の激しい争奪戦が繰り広げられている。NTTの海外進出のねらいは、将来の海外における大きな通信市場の広がりである。「NTTのねらいは、国境を越えて展開する企業の通信を一手に引き受けることにある。先兵隊のビジネスそのものは、入り口を押さえただけの物」（NTT幹部）だが、その下には2000年に世界で2兆円といわれる市場が広がってる。だから、社内では「アイスバーグ（氷山）作戦」と名付けている。しかし欧米の通信大手はこうした動きを本格化させている。米最大手のAT&Tが11月下旬に日本で国際通信を始めた本当のねらいも、海外進出する日本企業への食い込みだといわ

れている。(96年12月31日付朝日新聞)。

NTTは1995年ネットワークをオープン化すると発表、公衆通信網にNCC(新規通信事業者)や大企業の通信網と接続して、自由に使用できるシステムを構築する事ができる。例えばCATVを電話に接続することを郵政省は認めた。またPHS(簡易型携帯電話システム)は95年7月からサービスが開始され、PHSのCS(無線基地局)はNTTの市内電話の交換機に接続されており、ネットワークオープン化の代表である。ネットワークのオープン化は大企業など特定ユーザーと一般電話利用者とのサービスや料金格差が広がり、「全国あまねく公平に、誰でも同じ料金で利用できる」通信体系、通信秩序がいっそう歪められてしまうおそれがある。

公衆回線の経営基盤を壊崩すとして認めていなかった、「公一専一公」を「規制緩和」政策の一環として認可した。この公一専音声接続は、企業ネットワークの通信コストの削減となり、NTTの減収は1500億円である。「公一専一公」の段階では減収は3000億円とされている。NTTは市外料金の「企業単位割引制度」、「長距離料金の値下げも考える」など、いたせりつくせり

のサービスをしようとしている。

また、市内通信事業の競争のために、市内料金の値上げを行っている。競争相手の育成のために、NTTが市内料金の値上をすることで新規参入業者の営業が成り立つのである。たとえば、公衆電話料金の市内通話料金が3分10円から1分10円に値上げされ、PHSは3分40円の通話料金であり新規の参入が容易になった。英国ではCATVが電話事業に参入できたのは、BT会社(ブリティッシュテレコム)が市内料金を値上げしたためと考えられている。

マルチメディア時代の 基本的な考え方

私たちは、技術が進歩し、情報通信の利用形態が多様化すればするほどすべての国民が恩恵を公平に享受出来なくてはならないと考える。そのための基本的な考え方方は以下の通りである。

1. 電話サービスを切り捨てたり、料金値上げや負担贈をおしつけないこと。
2. 電話サービスの発展を阻害しないこと。また国民の基本的な通信手段として独自に維持し発展させること。
3. 営業窓口の廃止、番号案内の有

料化など国民サービスの切り下げをやめること。

4. 会社法でNTTに義務付けている、「電話サービスを、全国あまねく、公平に提供し、公共の福祉の福祉の増進を図る」、公共性の役割は堅持されなければならない。
5. 電話サービスでダイヤルQ2のような社会問題を引き起こしたが、マルチメディアではトラブル防止のシステムの検討が必要である。
6. マルチメディアを支える基盤整備は莫大な資金が必要で、国民には大きな経済負担がおよぶことが明らかである。またマルチメディアは社会生活、国民生活、家庭生活、労働のあり方にも大きな影響をおよぼすものであるため、討議と合意が必要である。
7. 電話サービスの保守、運用、管理を別会社に切り離しをやめること。
8. 国の通信主権の侵害を許してはならない。
9. 「マルチメディア」を理由として、労働者の雇用不安や労働強化をもたらさないこと。

(マルチメディア時代の基本的な考え方について、1995年マルチメディアシンポジウムの通信労組書記長岩崎報告を参照しました)

(高橋幸雄 通信労組京都支部)

◆底なしの腐敗

野村証券と第一勧銀

総会屋利益供与事件

野村証券と第一勧業銀行の総会屋利益供与事件は、日本の金融界

の代表的企業が闇の世界に深く浸食されていることを明るみに出した。

A・アレツハウザー『ザ・ハウス・オブ・ノムラ』(佐高信監訳、新潮社、1991年)によれば、今の

ように総会屋が日本の上場企業の内部で幅を利かすようになったのは1960年代の初めからである。日本に公害問題などで消費者運動が生まれたこの時代に、経営者たちは、「一部の政治家が反対意見の封じ込めに裏世界の人物を利用してすることにならって」(同書、309

ページ)，純朴な株主の発言を封じ込めるために、総会屋を利用するようになった。

その後、あまりに増殖した総会屋の収入源を絶ち、彼らの活動を抑え込むために、1981年の商法改正（82年10月施行）で、会社が特定の株主に金品を与えると罰せられるという規定が設けられた。その結果、総会屋の人数は大きく減ったというが、根絶にはほど遠く、利益供与禁止規定違反の刑事案件が続発してきた。

しかし、このたびの野村証券と第一勧銀の事件は、数ある利益供与事件のひとつとするには、あまりに大規模で根が深い。

金融界と闇の世界の 結びつき

野村証券は、総会屋グループ代表の小池隆一に、1995年に利益の付け替えなどで約5000万円を供与し、また同年の株主総会（6月29日）に協力してもらう謝礼、ならびに親族企業名義の一任勘定の証券取引の損失補填として、現金3億2000万円を渡したと報じられている。野村証券は、1991年にも大規模な損失補填や暴力団がからむゴルフ場会員権の取得などの証券スキャンダルを起こしている。酒巻英雄社長（当時）の指示でなされたこの現金供与は、1991年の証券スキャンダルによって退任した田淵節也元会長、田淵義久元社長の取締役復帰のための株主総会対策としてなされたものと推察されている。

他方、同じく報道によれば、第一勧銀は、小池隆一に1985年以降現在に至るまで69回合計約275億円

の融資をなしてきた。これらの融資に際して差し入れられた担保は、担保価値がないか、融資額に遠く及ばないものであった。これらの違法融資については、97年2月に担保株式を売却したうえでも、なお75億300万円の回収不能額が発生している。くわえて、第一勧銀は、系列ノンバンクの大和信用を通して、小池隆一に対し総額約200億円もの迂回融資を行った。この迂回融資はその大半が野村証券による一任勘定取引に投じられた。

野村・一勧事件は、日本の金融界と闇の世界との結びつきの根深さを明るみに出した。戦後日本の企業事件史に「右翼の大物」として出てくる児玉謙士夫（ロッキード事件被告、故人）は総会屋の大親分のような存在でもあったが、野村証券はロッキード事件の頃まで児玉に対し毎年の盆暮れにそれぞれ200万円以上のフィクサー料を渡していた（読売新聞、97年7月5日）。児玉が死んだ後に、大物フィクサー（総会屋）としての地位を引き継いだのが、小池隆一を野村証券と第一勧銀のそれぞれに引き合わせた木島力也（出版社社長、

故人）だといわれている。1990年4月末に行われた木島の長男の結婚式には、政治家や会社役員や暴力団関係者に混じって、第一勧銀から自殺した宮崎邦次頭取（当時）をはじめ5人の幹部、野村証券から秘書担当役員をはじめ総務担当者ら4人が出席した（東京新聞、97年6月11日）。

筆者が経済雑誌の記者から聞いたところでは、野村証券に限らず日本の証券会社は、証券会社自体が総会屋と付き合ってきただけでなく、他の企業にも、株式の公開や上場などで投資家を紹介するに際して、秩序維持のために総会屋をつけて紹介してきたという。こうした腐敗の連鎖は銀行と証券会社の間にある。今回の事件では、第一勧銀が小池隆一に対して行った融資のうちには小池による野村、日興、山一、大和の4大証券会社の株式（各約30万株）の購入資金31億6000万円も含まれていることが判明している。

企業トップの関与

今回の野村・一勧事件でいまひ



とつ特徴的なことは、企業トップの関与が明らかになったことである。野村証券では、総務担当や株式担当の元常務3人にとどまらず酒巻英雄社長（当時）までが起訴された。第一勧銀では、現在までに奥田正司頭取（当時）をはじめ役員経験者9人を含む11人が起訴されている。付言すれば、東京地検によるこれらの起訴とは別に、野村証券と第一勧銀のそれぞれの株主（いずれも複数）から、両社それぞれの事件関係役員に対して、株主オンブズマンの支援のもとに役員個人の民事責任を追及する株主代表訴訟が提起されていることも注目に値する。

大蔵省の責任

今回の事件では、野村証券と第一勧銀の役員の経営責任とともに、大蔵省の監督責任も問われている。会社の監査役は社内の違法・不正な行為を摘発し、社長等の経営者

が会社に与えた損害を会社に返還させるために法的措置をとることができると、今回の事件ではこれまでのところ監査役が社長を訴えたという話は聞かない。監督官庁の大蔵省も長期にわたる構造的腐敗を見逃してきた点で責任を免れない。7月24日に行われた大蔵省の野村証券に対する聴聞では、証券取引等監視委員会による違反事実の認定が追認されただけで、社内のチェック体制の問題点は明らかにされなかった。有力な政治家や官僚を含むというVIP優遇口座に関しては、問題にさえされていない。大蔵省は7月25日には、第一勧銀の元役員4人と第一勧銀本体を大蔵省検査の回避（銀行法違反）の疑いで東京地検に告発したが、同月29日には、同省の主任検察官ら幹部2人を第一勧銀から酒食やゴルフ接待を受けていたとして懲戒戒告処分にせざるをえなかつた。検査担当者が検査相手から供応を受けるようでは、まとも

な検査などできるはずがない。7月30日に発表された大蔵省の野村証券と第一勧銀に対する「一部業務の年内停止」の行政処分も、営業上のダメージは限定的なものにとどまるものと予想されており、山一証券のトップにも捜査の手が及ぶなど事件の広がりを考えても、金融界に甘い処分と言わざるをえない。

日本版ビッグバンのふれ込みのもとに、ストックオプションの導入や、持ち株会社の解禁などの金融制度改革が性急に進められている。しかし、今回明るみに出た銀行と証券にまたがる金融界の闇の世界との結びつきや、大蔵省と金融界のなれあいは、日本の金融システムが金融制度改革の前提をなすはずの節度ある市場ルールや情報開示からはなおほど遠いところにあることを示しているのではないかろうか。（森岡孝二 関西大学）

◆生協の危機と再生の課題

生活協同組合は、地域や大学での購買事業、共済、住宅、医療など幅広い分野で事業を拡大させてきた。とくに既婚女性を主要な組合員とし、70年代後半から80年代にかけて急成長を遂げた地域生協は、共同購入と店舗を事業の柱として、1996年度で組合数647、総事業高3.4兆円にまで到達している。

しかし、ここ1~2年、倒産やトップ不正疑惑など、組合員の信頼を裏切る事態が少なからず発生している。いま生協でなにが起きて

いるのか。今後の方向性をどこに求めるべきか。進行中の事例もあり議論は限られたものにならざるを得ないが、一生協職員の立場から考えてみたい。

なにが起きているのか

生協の危機は、ひとつには経営の悪化や破綻という形で現れている。96年度には事業高上位44生協のうち10生協が赤字となり、全国的に状況はおもわしくない。

特徴的なのは北海道だ。くしろ市民生協は10年以上続けてきた粉飾決算がもちこたえられなくなり、96年1月に経営破綻が明らかとなつた。11月には組合員、仕入先、銀行などの債権を大幅にカットする形での和議が認可され、役職員の削減や不採算店舗の閉鎖などにより経営再建をすすめている。96年度はわずかながら黒字決算となつたが、再建の道のりは依然として厳しい。

コープさっぽろでは、3期連続の実質赤字という事態を受け、96年5月に理事長が解任された。これは、危機感をもったミドル層と

労働組合が理事メンバーにはたらきかけたことによるものである。決算処理を透明化した結果、96年度は初の経常赤字（約21億円）となり、97年度も10億円を越える経常赤字の見通しが伝えられている。

また道央市民生協では、96年度に実質5億円を越える経常赤字となった。このため、責任をとって経営陣が辞任し、賃金や役員報酬のカット、25%の大幅な人員削減、店舗の閉鎖・統合など経営再建の努力がおこなわれている。

97年5月には、練馬生協が16億円の負債を抱えて解散した。これは、80年代後半の店舗への過剰投資が原因とされている。練馬生協の解散は他生協にも大きな影響を与えたと考えられる。5月末から6月にかけて開催された東都生協やマイコープ（いずれも東京）の総代会では、97年度事業計画案が否決された。とくにマイコープでは大型店出店の方針に対し、総代から批判や質問が集中した。

もうひとつの危機の様相は、経営トップの不正や混乱という形で現れている。97年5月、職員の内部告発によって、大阪いずみ市民生協の副理事長が生協資産を不正に利用している疑いがもちあがった。これは、狭山市の幹部研修寮やハワイのコンドミニアムの私物化、生協経費での年間100日を超えるゴルフなどである。副理事長は6月に辞任したが、疑惑はあくまでも否定している。これらの事態を受け、日本生協連は独自の調査をおこない、また大阪府も異例の臨時検査を実施した。府は、ゴルフ会員権や幹部研修寮、コンドミ

ニアムについて理事会の議決や利用のあり方に問題があること、出張費や渉外費の会計処理が不適切なことなど、27項目の改善を指導した。

大阪いずみ市民生協に見られる経営陣の混乱は、極端なものではあっても特殊なものではない。世代交代や主導権争いなどで、理事会運営が混乱した生協も存在する。

問われているのはなにか

生協の経営悪化や破綻の要因として共通して指摘されているのは、成長の鈍化と独自色の薄まりである。すなわち、共同購入は就労女性の増加などにより事業高の伸びが低下しており、上位生協を中心として大型店出店に活路を見いだそうとしているが、経験の蓄積が少ないと見え、大店法の緩和や地価の下落などでスーパーが出店を加速させているため、競合が激化している。また、安心・安全のコープ商品も他社製品と差が縮まっており、独自色を打ち出しにくくなっている。これが経営悪化につながっているとされる。

また、日本生協連は大阪いずみ市民生協問題で報告書を出した。このなかでは、副理事長の行為が生協トップとしてのモラルを逸脱しており、事実を開示しようという姿勢がなく、組織運営の民主性に疑問があるなど、強い調子で同生協を批判している。

経営悪化・破綻と、経営トップの不正疑惑・混乱というこの2つの問題には、共通して指摘できるものがあるよう思う。それは、

過去の成功体験に安住して、組合員との絆をおろそかにしてきた幹部（および職員）の姿である。経営悪化についても、経済環境の悪化のみが要因なのではなく、組合員の声を顧みることなく「短期的な利益」や「効率」を追求していく近視眼的な姿勢にも大きな問題がある。運転資金を確保するために、経営実態を隠して破綻が露呈する直前まで長期資金である組合債を募集し続けていたくしろ市民生協などは、そのもっとも顕著な例であるといえよう。

再生へ向けて

生協の存在意義を問う意見もないわけではないが、食生活や福祉問題など、生協にはまだまだ大きな役割が期待される。したがって、生協の組織や経営の建て直しは緊急の課題である。このためには、組合員と生協の双方向の活発なコミュニケーションの実現、経営トップ（および職員）のプロとしての経営力量の向上、理事・監事をはじめ労働組合や研究者グループなどによる適切な経営チェックなどが求められている。

80年代以降、フランス、ドイツをはじめ欧米の生協運動は大きく後退した。それは、組合員に依拠しない運営と低い経営力量の結果であった。日本の生協運動がその後を追わないという保証はない。再生への道のりは険しいが、立ち止まることは許されない。

（金山 修 生協職員）

◆臓器移植法

—多くの疑問残したまま10月より施行

脳死臨調の最終答申が92年1月に提出されて以来、様々な問題を投げかけていた「臓器移植法案」が、今年6月に衆参両議院で可決され、いよいよ10月16日より施行される。わが国での移植医療に道を開いたとはいえ、様々な疑問点を残したままであることもまた否めない事実である。

法案成立への苦肉の策だった「修正案」がもたらした問題

いわゆる「中山案」が衆議院で賛成323、反対144の投票結果をえて可決された後、30を超える宗教団体を中心に大きな反対世論が形成された。そのため、当初マスコミ等でも、参議院では採択が見送られるとの見通しを伝えていたが、根強い反対意見に「配慮」した形で、「修正案」が提出されたのだった。修正案は、法案成立のために大きな突破口を開いたと同時に、成立のためだけの苦肉の策といった様相も呈しており、そのためにかえって、大きな法的・倫理的問題を抱えることになってしまった。

「死のダブル・スタンダード」問題

大きな問題点のひとつは、今回の臓器移植法成立をめぐって、長年の間、中心的な論争点となっていた「脳死問題」に関わる。脳死をめぐる論争の中心点のひとつは、

「脳死を人の死とするか否か」ということにあった。中山案では、脳死を人の死とすることを前提とし、移植のための臓器提供は「脳死体を含む」死体から可能であるとしていた。この点に関して修正案では、「臓器提供を希望する者に限り脳死=人の死」とするという苦肉の策に出たのだった。その結果、同じ脳死判定を受けた者であっても、臓器提供を希望する者は「死んでいる」とされる一方で、臓器提供を希望しない者は「生きている」とされてしまうという事態が生じることになってしまったのである。臓器移植法の成立によって、臓器提供者に限るとされたとはいえ、「脳死」が法的に人間の死として定義されたことになるため、人の死には従来の「心臓死」と今回の「脳死」の2つの死が存在することになり、これが「死のダブル・スタンダード」問題をひきおこした。

修正案では、中山案で用いられていた「脳死体」という言葉の代わりに、「脳死した者の身体」という一見するとソフトな表現を使っているが、本質的には「脳死=人の死」としていることに何ら違はない。むしろ、「脳死した者の身体」という表現を用いることによって、長年の争点となってきた「脳死は人の死なのか否か」という重大な法的・倫理的問題を曖昧にし、この課題に正面から取り組むことを避けた上で、実質上、法的強制力をもって「脳死=人の死」

としたしまったのである。

しかも、「臓器提供を希望する者に限って脳死=人の死」とする考え方に関しては、すでに92年の脳死臨調答申において、「こうした選択権を認めることは、本来客観的であるべき人の死の概念にはなじみにくく、不適当」と述べられていたはずなのである。

およそ現実的ではない 「臓器移植法」

また修正案では、臓器提供のための脳死判定を行うにあたっても、本人の文書による同意表明がなくてはならないとされている。しかし、実際の医療現場で行われている移植医療では、例えば腎移植の場合でも、脳死判定を行った後に、臓器提供を行うかどうかを考えているのが実情である。脳死判定を行うことそのものにも、本人による同意文書が必要であるということになると、すでに医療の現場で日常的に行われている脳死判定に混乱をきたすだけでなく、結果的に臓器提供を前提とした脳死判定のみしか行えなくなってしまう。

また、脳死判定を行う前に、臓器提供の有無を表す本人の意思を家族に確認することを切りだすことは、実際の現場では想像することすらできないという現場の医師からの声もある。臓器移植法に基づけば、まだ脳死であるかどうかすらわからない段階で、臓器提供の話題を持ち出さねばならないのである。

作りたかったのは「脳死法」
なのか？

「臓器移植法」という名称では
あるものの、医療の現場に携わる

人の目から見ると、首を傾げたく
なるようなその内容からすると、
今回どうしても成立させたかった
のは、本当に「臓器移植法」だっ
たのだろうかという疑問さえ生じ
てくる。臓器提供に対する書面で

の本人の意思表示が必ず必要であ
るとされていたり、脳死判定です
ら、本人の同意文書がなければ行
えないことになっているなどを
と、移植医療にとって常につき
まとうドナー不足問題と重ね合せ

臓器移植法（修正案）と中山案との主要な相違点

	臓器移植法（修正案）	中山案
臓器摘出 のための 条件	医師は、死亡した者が生存中に臓器提供の意思を書面で表示し、遺族が臓器摘出を拒まない時、または遺族がいない時、移植のための臓器を死体（脳死した者の身体を含む）から摘出できる。	医師は、死亡した者が生存中に臓器提供の意思を書面で表示し、遺族が臓器摘出を拒まない時、または遺族がいない時、移植のための臓器を死体（脳死体を含む）から摘出できる。
脳死者の 定義	「脳死した者の身体」とは、移植に使用される臓器を摘出される者のことであり、脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至ったと判断された者の身体をいう。	「脳死体」とは、全脳の機能が不可逆的に停止したと判断された死体者をいう。
脳死判定 のための 条件	脳死判定は、臓器提供の意思表示にあわせて判定に従う意思を書面で表示している場合であって、家族が判定を拒まない時、または家族がない時に限り、行うことができる。	（規定なし）
脳死判定 の手続き	脳死判定は、必要な知識および経験を有する2人以上の医師（臓器の摘出、移植を行う医師を除く）が、一般に認められている医学的知見に基づき厚生省令で定める判断の一致で行う。医師は、判定が適切に行われたことを証する書面を作成しなければならない。臓器摘出する医師は、あらかじめその書面の交付を受けなければならない。	脳死判定は、医学的知見に基づき厚生省令で定めるところにより行う。

てみるなら、どう考えても今回の臓器移植法では、慢性的な臓器不足を引き起こさざるをえない内容となっている。今回の臓器移植法では臓器売買を禁じてはいるが、移植医療が今そのまま進めば、臓器は必然的に医療資源の性格を帯び、経済的価値や商品価値が増していくことは避けられない。「脳死体は宝の山、21世紀の新しい市場」と言う人もいる。慢性的な臓器不足に対して、何の対策もないばかりでなく、むしろドナー獲得への道を閉ざしてしまうような臓器移植法は、本当に移植を促進することができるのだろうか。こんな根本的な疑問さえ感じさせてしまう今回の法律は、臓器移植法などはどうていなく、むしろ「脳死法」を目指していたのではないかとさえ思われてくる。

「脳死」という表現に潜む問題

臓器移植法を成立させるにあたって、脳死を人の死とするか否かがひとつの大きな焦点となっていた。しかし、今回成立した臓器移植法は、すでに述べたように、この問題を曖昧にしながら、事実上、法的に「脳死=人の死」としてしまった。臓器移植法を成立させるためには、どうしても脳死を人の死としなければならなかったのだろうか。そうではない。脳死論議そのものは、臓器移植から切り離して議論すべき重要な法的・倫理的問題なのである。そもそも脳の機能が失われることをもって「脳死」と命名することそのものにも、問題が潜んでいる。確かに脳は、

他の臓器と違って人体にとって特別な位置を占めているとしても、肝臓や腎臓がその機能を失う時にはそれぞれ「肝不全」、「腎不全」といい、「肝臓死」や「腎臓死」とはいわないのに、なぜ脳の機能に関してだけ「脳不全」とはいわずに、死をイメージさせる「脳死」という言葉を使うのか。このネーミング自体すでに、脳の機能が失われるところがそのまま「人の死」につながることを前提にしているのである。脳の機能が失われることが、一人の人間の死なのかどうかという問題は、臓器移植とは切り離されたところで議論されなければならない。脳の機能は脳死であり、人の死であることは現代医学の見地から科学的に証明されているのだという意見も含めて、この問題だけで議論されなければ、脳死をめぐる法的・倫理的問題に正面から取り組んだことには決してならない。

法的に「脳死=人の死」としない道

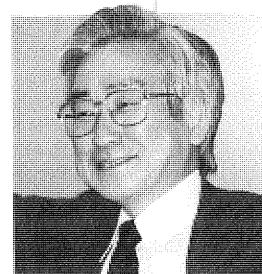
では、法的に「脳死を人の死としない」臓器移植の道は、あるのだろうか。「法律上、脳死を人の死とはしないが、本人の事前の意思がある等の一定の厳しい条件をクリアしていれば、脳死状態（不可逆的な脳不全）にある者から臓器移植を行っても、その違法性は阻却される」という道がそれある。この考え方については、すでに法律家の間でも議論されており、現実性に乏しいという点から反対されている。法的・社会的に死と認められていない状態から臓器を摘

出することは、刑法の殺人罪にあたり、その違法性を阻却することは極めて難しいというのがその主な理由である。

しかし、同じことが「安楽死」についても言える。安楽死を合法化することだけが、尊厳ある死を社会が容認する唯一の道ではないことを、オランダは示している。オランダでは安楽死は刑法で禁じられているにも関わらず、毎年3000人余りの人々が安楽死によって死を迎えている。安楽死を行った医師は、異常死報告書を検察庁に提出し、厳正な審査のもとで起訴か不起訴かが決定され、起訴されるのは毎年ほんの数件であるという。臓器移植に対してこのシステムを適応することは、本当に非現実的なことだろうか。臓器移植を前提にした脳死判定において懸念されている、事をせくあまり生じてくる「早すぎる死亡診断」が発生しないためにも、起訴されるかもしれないというリスクは必要である。起訴のリスクは、移植医療を手掛ける医療者側にとって、大きな障害となるのではないかという反論も予想される。しかし、本当に移植医療を必要としている患者を前にして、起訴のリスクを乗り越えられるようでなければ、そもそもその移植自体の倫理的意味が問われてくる。

今回成立した臓器移植法によって、臓器提供を希望する者に限るといえ、正面から脳死をめぐる諸問題を議論する余地すら与えられないままに、法的に「脳死=人の死」としてしまったことは、倫理以前の問題である。

(板井孝一郎 京都大学大学院)



MASUKAWA Toshihide

益川 敏英

複雑性とはなにか

複雑系研究は、確かに新しい視点を科学に持ち込んだが、それは既存科学にとって代わるようなものではない。ここでは、複雑系研究の成果を整理し、この研究が付け加えたものを正確に見ておくことにする。

複雑系に対する私の立場

私自身は、素粒子論を専門に研究しており、複雑系を専門に勉強しているわけではありませんが、理論物理学の研究者として、複雑系と呼ばれている研究がなにをやっているかぐらいは、おおよそ見当がつくぐらいの近さの学問領域の人間です。

冷静に、客観的にながめることができる立場にある私が、実際に、こうした論文をいくつか読んでみたところ、まじめに複雑系の学問を紹介したものも、たしかにあります。しかし、こうしたものから少しずつ離れていくにしたがって、複雑系と呼ばれている学問領域に過剰な期待を抱いたり、既存の学問に対する反科学的な主張が見え隠れしているのが気になります。

一言で言ってしまいますが、10年ちょっと前でしょうか、カタストロフィーという言葉がはやりましたが、あれと同じようなものです。あのときも、カタストロフィーですべての社会現象が説明できるという話でしたが、しかし、カタストロフィーと呼ばれている学問領域は、数

学の中でも確かに新しい、重要な内容を持っていましたが、それはある1つの学問領域の話であり、それがすべてではありません。

今回の複雑系と呼ばれている研究も、ある意味では、これまでになかった新しい性質のものを付け加えたことは事実ですが、それがすべてありとあらゆるものを覆うわけではありません。また過去のものと対立するものでもありません。ですから、新しいものが付け加わったという立場で見ておくことが正しいでしょう。これが1つです。

もう1つは、「複雑」な現象は、特に目新しいものではありません。つねに学問はわからない段階ではその現象は複雑に見えたはずです。それが切り口がわかってきて、こういうことだったのか、となります。

たとえば、古い話になりますが、惑星の運動も昔は非常に神秘的に見えました。しかし、いったんわかってしまえば、コンピューターで非常に正確に予測することができるわけです。

複雑系は、確かに新しい切り口を少し見せることは、事実です。しかしそれが、ありとあらゆることにとってかわるわけではありません。

それは心得ておく必要があります。正確に、複雑系という形で付け加わった知識は、どんなものか見極めておく必要があります。

複雑系の4つのパターン

これまでに明らかとなった、複雑系のタイプは4つぐらいあります。

1つはメイというひとが、昆虫の増殖に関して研究を行い、モデルをつくりましたが、そのモデルは非常に複雑な現象を引き起します。

ある程度、昆虫の数が少なければ、それに対応して、次の世代は多く生まれるはずです。しかし、あまり多くなりすぎると、こんどはそれが増殖にとって、マイナスの効果を持ち、次の世代は少なく生まれます。こうして、次世代の個体数の増加は今世代数の非線形となります。今年の個体数によって来年の個体数が決まって、それによってその次の年の個体数が決まります。それが非常に複雑な動きを示します。これは因果関係に時間的な遅れがある場合に発生します。

2つめは、フラクタルという概念で呼ばれている複雑さですが、地図で海岸線を見るとギザギザしていますが、それを拡大してみてみた場合にも、やはり同じ形をしていります。このフラクタルの研究から、1次元でもない2次元でもない、中間的な次元がでてくることがわかりました。

それはスケール変換の法則性といったらいいでしょうか、2倍にしてみたらやはりもとの图形と同じ形になっているということです。何倍してみても同じ形になっています。1次元のものは、2倍にすると長さは2倍になります。面積（2次元）は各辺の長さを2倍にすると4倍になります。しかし、この性質を持った图形は、2倍すると2倍でも4倍でもない、中間の大きさのものが可能になります。そのために次元から言えば、1.2次元などという中途半端なものができるきます。拡大したときに同じ構図が見えるという規則性があると、こうしたことが起こることがわかり、形の物理学などが発展しました。

もう1つ流体の乱流などに現れてくる複雑さですが、今までの話はおもしろい話というこ

とですみましたが、比較的新しい視点として注目されている考え方があります。

流体のなかで、水などは流れの中で、流れの方向に引き延ばされますが、体積は変わりませんから、横方向に狭まります。ずっとこれが続いていると、はじめに近接していた2点が離れていきます。片方の方向ではのばされますが、ある時間がたつと、はじめは非常に近かった2点が、ある時間がたってみると非常に離れてしまうという現象が起こります。原因と結果の関係が連続的であれば、初めの状態がほんの少し変わったぐらいでは、将来においてもそう違わないであろう、と考えていた人たちにとっては、非常な驚きでした。この、一方向にのばし、他方向で縮める変換を双曲変換といいます。双曲変換があると、はじめに非常に近かったものが、将来においてものすごく違った結論をうみます。それはしばしば「バタフライ効果」といいますが、北京で蝶々が羽ばたくか、羽ばたかないかによって、日本で大雨が降るか降らない、というような大きな結果になってしまう、というたとえに由来します。

これは確かに新しい視点で、微少時間でみれば非常に連続的で近いものが、ある有限の大きさの時間がたつと、非常に大きな違いをきたしてしまいます。そのために気象学ではいくら早いコンピューターを使ったとしても、2週間先の予報ができない、決定論的な予測ができない、といわれていることの根拠です。

4番目は、strange attractorというもので、力学系の理論に出てくるものですが、ちょっと説明しにくいので、名前だけにしておきます。

複雑系と科学の方法

以上に述べた4つのパターンのうち、3番目のパターンが、「要素還元ではだめだ」、という脈略で比較的使われます。つまり、ほんの少しの違いが、将来においてものすごく大きく違ってしまうわけですから、要素を集めて物事を汲み上げていくことは、ばかげたことである、と主張されています。複雑なものは、はじめから複雑なものとして扱わなければいけない、とい

う脈略です。しかし、それはある意味では間違っています。

たとえば、われわれは、2体の天体の運動は解けます。しかし、3つの天体の運動は、解析的には表せないことが、20世紀の初め頃にわかっています。予測できないことがあることはわかつてはいますが、それでもなおかつ、複雑な現象に対して、ある程度はものをいうことができます。

たとえば水は、分子レベルからみれば、一滴の水滴の中にはものすごい数の分子があり、その1つ1つを追いかけることはできません。しかし、われわれは、その水の性質に対して、分子・原子の世界からフォローして、水がどのような性質を持っているかを、統計物理的な方法で示すことができます。だから、「複雑だ複雑だ」といって、解明を放棄してしまうのは間違います。

もう1ついえることは、複雑なものを複雑なものとして認識すること、これは絶対にできません。複雑なものの中に、ある簡単なルール、規則性を見つけるからこそ、物事が科学的にわかったといえるのです。すくなくとも最初は複雑だと思えた構造の中にシンプルなルールが見えてきて、はじめてわかった、ということになります。非常に複雑なものでも、切り口を変えればわかる場合があり、それによって科学的にわかった、ということになり、まだ切り口がわからない段階では、手が着かない、わからない、ということです。

たとえば、木の葉が落ちる運動、これにはいろいろな原因が絡んできますから、決定論的にどこに落ちるかということは、不可能です。どこに落ちるか、それを決定するだけの、大気の状況、風がどのように吹いているか、といった非常に細かいデータがないといえません。こうした種類の複雑さもあると思います。そのときに、いちいち決定論的なことを言わなければ、物事がわからないか、といえば、そうではありません。これぐらいの範囲に落ちる確率がこれくらい、ということだけがわかればすむ場合もあります。だから、われわれが現象をみたときに、どのようなことに答えなければいけないのか、

それが重要なことです。

複雑性研究と既存科学

複雑系の研究によって、非常に複雑な現象が起こることがわかり、それは確かに重要な認識ではあります。しかし、われわれがこれまでに獲得してきた、物質科学、分子・原子の世界における非常に多くの知見と比較して、いま複雑系と呼ばれる科学によって付け加わったことの価値に関しては、疑問です。複雑系の研究者が「もう、要素還元は古くなった、だめになった」というとき、いまの時点みて、どちらが科学としての価値、パワーがあるのでしょうか。複雑系によって新しい切り口は見えましたが、それがどれくらいの豊かさを持って、どれくらいの社会に対して重要な発言をするのか、といえば、まだそれほど豊富な内容を示していません。たしかに、おもしろくて、好奇心を揺するものではありますが、切り開いた地平は、まだまだ狭く、また、これからもさらにあり得るかといえば、これも別問題です。

物質科学が切り開いてきたものによって、今日では新しい物質を作ろうと思えば作れますし、固体電子論は半導体の例のように、十分に工業的にコントロールできるだけの知見になっています。こうした豊かさとくらべたら、この複雑系が切り開いた学問領域が、どれくらいの豊かな現象をつかんでいて、どれくらいに有意義にコントロールできるか、といえばまだまだこれからであり、これからでも、今まで過去に切り開いてきたものを凌駕するだけものがでてくるかと言えば、未知数だと思います。

複雑性の研究は、これまでの科学に新しい知見を付け加えた、という理解を私はしています。したがって、これまでの科学と別の説明原理をもっているわけではありません。これまでも、その時代の科学で解明できないものは、すべて複雑な現象として、われわれの目に映っていました。これまでの近代科学がずっと追いかけてきて、それでも、なお複雑だと思っていたものの中に、比較的簡単な、新しい視点によってわかる複雑さがありました。科学は複雑だと漫然

と見ていたものの中に、ある視点を持ち込むことによって、合理的に理解できるようになる過程ですが、その中で、こうした複雑さという視点が付け加わったのですから、過去の科学と矛盾するものではなく、まったく質の新しいものでもなく、圧倒的に多くのものを付け加えたものではありません。

ですから、今複雑系の科学と言われているものがなにを言っているのか、それを、正確に理解すればいいのであり、前のものを放棄しなければならないほどのことが起こっているわけではありません。

複雑性の研究を行っている人の中には、いろいろいますから、その中には、拡張解釈をしたり、多少有頂天になっている人もいます。これは、一般的にいえることですが、専門家が専門を越えて話をするときは気をつけなければなりません。自分の専門だけは、まちがったことを言いませんが、それをもう少し広い立場から言ったりすると、しばしばおかしなことを言います。

複雑系の視点で、ありとあらゆるものが取り扱えるのならいいですが、さきほど言ったいくつのパターンとしてわかっている複雑系を理解していく道が開けただけであり、ものすごくパワフルな、ありとあらゆるものを森羅万象のことごとくを切り開くようなメソッドを提供しているわけではありません。

ただ、ここで強調したいのは、先ほど言った、決定論的な理論の中にも、非常に複雑な現象を

結果するような体系があるわけです。ただ、それは、複雑な現象を説明するのではなく、結果としてでてくるだけですが。決定論的で、連続だからそれほど複雑なことは起こらないと思うがちで、初期条件、パラメーターの変化に対して、結果も連続的に変わると想いがちですが、そうではなく、非常に複雑な、想像できないほどの結果を生み出す体系があることがわかつてきました。それは確かに、新しい視点であり、2週間先の天気は計算できそうもないことはわかりました。それでもここまで予測できる、として研究するのが科学だと思います。いえないと言って放棄してしまったら、話になりません。

複雑系の研究は、確かに新しい知見を切り開きましたが、それはどれぐらいの豊富さをもっているのでしょうか。科学の豊富さはそれぞれの価値観に依存しますから、どのようにして測るのかという問題はありますが、人間社会における豊富さと、新しい知見の価値とはまた別です。学問的に複雑系という切り口で切ったことによって、新しい知見によって、明らかに人間にとって意味のある言明を付け加えました。こうした言明が、今後どれほど豊かな内容をもってでてくるかは、わかりません。これからの問題でしょう。

(本稿は4月29日に行なったインタビューにもとづいて論文化したものです。)

(ますかわ としひで 京都大学)

香港返還の意味と問題

香港返還をめぐっては、多くの問題が指摘されているが、西側マスコミの報道や、民主派と呼ばれている人々の行動には疑問も多い。中国に対しては、もっと冷静な、客観的な評価をする必要がある。



ASASI Motofumi

浅井 基文

香港返還を考える うえでの前提

(1) 植民地支配の解決

私は、1982年にサッチャーが香港の帰属の問題について、中国側の鄧小平副首相と最初に本格的な話し合いを行ったときに、ちょうど中国大使館で働いていました。香港の返還に合意した84年の共同声明が出たときには中国でこの問題を処理していた経験があります。したがって、この問題が今や解決されようとしていることは、非常に感慨深い思いがあります。

香港返還の問題を考える上での前提として次の3つがあります。

最初に「植民地支配の最終解決としての香港問題」については、周知の点であり、特に補足することはありません。ただ、一点付け加えて

おくとしましたら、82年以来の中英交渉において、中国は一度として武力行使の可能性をほのめかしたことはありません。中国は一貫して、話し合いによる平和的な解決という方向を追求してきたことが、大事なポイントです。後に触れますように、香港問題はすべて台湾問題と直結していますが、香港問題において武力行使の臭いがするだけでも、台湾問題の解決にとって、非常に大きなマイナス要因となることを、中国側がよく理解して動いてきたということです。

(2) ナショナリズムとの関係

2番目の前提として考えておきたいことは「中国ナショナリズムに直結する問題」という点です。私の経験から言えば、ナショナリズム、民族主義という要素が中国の対外政策を決定、あるいは改革開放政策をとるうえで、非常に大きな影響を及ぼす要因であることを、ひしひしと感じことがあります。

78年末の三中全会で鄧小平の指導権が確立したと言われていますが、まだ82年9月の段階で

は、改革開放政策の内容はまだ固まっておらず、こうした状況の下で、鄧小平とサッチャーが最初の交渉を行いました。当時の鄧小平指導部にとっては、国家的な求心力を求める願いが非常に強く、したがって、香港返還は、国民的な求心力を求める上で、非常に大きな材料だったと思います。

あまり指摘されないのですが、今、国連の安全保障理事会の常任理事国において、自らの領土を他国によって支配されているのは、中国だけです。このような状況は、およそ大国・中国、21世紀に向けてさらに飛躍しようという中国においては、これ以上は放置できない、威信のかかった問題であることも、私たちは冷静に評価しておく必要があります。以上のような意味で、香港の帰属は、まさに、中国ナショナリズムと直結した問題であるということをとらえておく必要があります。

(3) 「台湾問題」としての香港問題

3番目の問題として考えておきたいことは、「台湾問題としての香港問題」というポイントです。

84年以降の中国の躍進は、本当に私の想像をもはるかに超えた、すさまじいものがありました。こうして、自信が増していくにしたがって、香港を中国と統一し、その延長線上において台湾問題を解決することが、中国指導部にとってますます現実味を持ってきました。

香港問題について適用される「一国二制度」という考え方、もともとは香港について考えたというよりは、台湾について考えたものです。台湾については必ずしも簡単に動く状況ではないために、時間的には香港の方が先に動くことになりました。

ただ、早くから香港問題と台湾問題がリンクされて考えられていたということは、79年にできた経済特区の配置からも明らかでした。つまり4つの特区はまさに香港・台湾・アモイの対岸に位置するところを特に選んだということからも、中国指導部が台湾問題と香港問題を直結させて扱ってきたことを、私たちは早くから読み取ることができました。

さらに、もう一つの大きなポイントは、台湾問題の解決の試金石としての香港問題という大きな意味があるということです。この点は後ほど述べます。

香港返還をめぐる 問題点について

(1) マスコミの報道

次に香港返還に関して取りあげられるいくつかの問題点について、私の考えを述べておきます。

1つは、香港の問題を扱うに当たってのマスコミの報道などを見ていると、一番大きく取り上げられるのは、返還された後の香港における人権・民主主義の問題です。

私は自分自身が、この香港における人権・民主主義の問題、あるいはもっと広くいえば、中国における人権・民主主義の問題については、国内でも圧倒的な少数派であることを自認していますが、ここで私の意見を述べておきたいと思います。

中国の人権・民主主義の姿勢を批判するときに、パッテン総督による政治改革を肯定的に評価し、これに対して批判的、敵対的な態度をとった中国は非常にけしからん、という印象が広く持たれています。しかし、この問題を考える前提として、私たちはまず、少なくとも香港の返還、帰属の問題が真剣に議論になるまで、イギリスの植民地支配当局が、香港における人権・民主主義に対してとった態度を、冷静に判断しておく必要があります。政治的にいえば、香港の人々はほとんど政治的な無権利状態にあったために、70年代には、かなりの学生運動などが起こって、植民地支配に対する抗議が行われた事実を、忘れる事はできません。こうした点をふまえて、私はイギリスの、近年における手のひらを返したような、人権・民主主義の

擁護者としてふるまう行動を、全面的に善意から出たものとして評価できないと考えます。

(2) 民主派とよばれる人々の行動

そして2番目に、もっと機微な問題として、香港のいわゆる民主派といわれる人々の行動に対してだけでなく、実は89年の天安門における学生たちの行動に関しても、わたし自身はかなり疑問を持っています。

なぜ、私がそういう点を述べるかといえば、香港の民主派にしても、あるいは、天安門事件のときの学生にしても、私が見る限り、常に彼らの行動の陰に外国の影がちらちら見えるからです。

こんな言葉を使うとみなさんほどきっとされるかもしれません、私は日本人として、日本に対するナショナリズムの感情を持っています。その私が基本として考えることは、自分たちの主張を通すためには、外国を当てにすることをいとわない人たちの行動を真の愛国者の行動と認めることはできない、ということです。それが私自身の基本的な出発点です。

したがって、こうした点からいって、私は香港の民主派、あるいは、天安門事件の時の学生たち——彼らの場合には外国からの資金援助を得ているということが非常にはっきりしています——をなにがなんでも支持し、彼らを弾圧する中国政権はけしからんという考えでは、物事を正確に判断することにはつながらないと考えます。

(3) 西側報道に潜む危険性

もう一つ、西側諸国の香港問題に関するアプローチに潜む危険性という問題があります。日本の新聞もそうですが、香港の民主化運動を無条件に肯定する内容の報道が謳歌しています。実は以前、私も外務省にいましたので、ある程度は知っていますが、日本を含めた西側の報道関係者が接触する人たちは、ほとんど民主派系統の人です。そこから出てくる情報は当然のことながら、民主派の意向が非常に反映されたも

のになります。しかし、新聞人を自認する人であるならば、民主派の人たちの意見が、香港の中でどの程度の位置を占めるのかについての冷静な判断をふまえた報道を心がけることは、当然備えるべき報道上のモラルです。しかし、そうしたことはほとんど行われず、私は「報道の一面性」を感じます。こうして、人権をさけば人々はすべて肯定的に評価し、報道するという流れができてしまうと、みんなわけも分からぬまま、その流れに乗ってしまい、繊細な部分はほとんど見落してしまうことになります。

(4) 人権、民主主義にかかわる問題

実は報道だけに限らず、中国における人権、民主主義の問題につきましては、私は国内の通説的な理解にも強く批判したい気持ちがあります。

私自身は、この問題に対して、もっと全面的な評価をする必要があると考えます。とくに人権、民主主義という問題は、何も政治的市民的権利だけの問題ではありません。国際人権規約を見ていただいてもわかりますように、政治的市民的権利を決めたいわゆるB規約とならんで、経済的、社会的、文化的権利を決めたいわゆるA規約もあるわけです。A規約とB規約を分けてまとめた由来もまさに、先進国と途上国との間で、どちらの人権を重視するのか、重視したいのかという基本的問題において、先進国と途上国との間には根本的なスタンスの違いがあったという事情が働いています。

中国は、途上国一つです。経済的社会的な権利の実現、充実という点では改革開放政策下の中国は非常に大きな成果を実現した、という評価は、誰もが否定できないはずです。確かに政治的市民的権利の分野において問題が多いとは思いますが、人権の面ではゼロだ、という評価は公正でしょうか。

クリントンの 「市場民主主義」論

次に「国際関係の枠組みの中で考えておきたいこと」というテーマで少しお話しします。

クリントン政権は周知の通り、基本的に経済重視の政権です。そして経済重視になりふり構わずこだわった結果、第1期政権においてかなりの実績をのこしたという自信が第2期政権にはあります。その成果をひっさげ、かつ、さらにその成果をより豊かなものにするために、クリントン政権は従来にも増して、国際経済関係においてアメリカを中心とした新しい秩序づくりに、非常に熱を入れるようになっています。彼らの行動における自信を支えている一つの要因は、ロシア、旧東欧諸国をアメリカにとって満足できる状況に置いたという判断です。

こうした情勢認識にたったクリントン政権は、次なる標的として、確実に中国にねらいを定めています。最近のアメリカ政府関係者の議会証言などを見ていますと、中国にアメリカの価値観（クリントン政権がいう価値観とは「市場民主主義」という非常に奇妙な造語です）を受け入れさせるという発言が必ず出てきます。つまり、「市場民主主義」なる価値観によって結ばれた国際共同体を作りあげることが非常に大きな戦略の流れになっており、その中に中国を統合するということが公然といわれるようになっています。

以上のアメリカの対中政策は、中国の側から見れば、「アメリカが中国を第二のロシアにしようとしているのではないか」と受け止められるわけです。こうした背景の下に出てきたアメリカの具体的な政策の表れが、たとえば中国のWTO（世界貿易機関）加盟に際しては、先進国並の条件を受け入れるべきだという要求になります。最近ではさすがに先進国並の条件とまではいわなくなりましたが、それにしても中国国内市场の大開放を中国のWTO加盟にあた

っての重要な条件とする姿勢はくずしていません。しかし、今の中国がこうしたアメリカの要求を飲めば、「第2のロシア」になる運命が待ちかまえていることはほとんど間違ひありません。このように問題をつっこんで考えてみると、アメリカの対中政策は、あまり注目されていませんが、かなり攻撃的であると、私たちは理解しておく必要があります。

香港返還の意味

(1) 中国にとっての香港返還

次に「香港返還の意味」について、中国にとっての意味、国際的な意味、そして日中関係にとっての意味とに分けて簡単に触れさせていただきたいと思います。

まず、中国にとっての香港返還の意味について述べます。先ほど述べましたように、香港返還については失敗は許されないということです。もちろん中国にとって、失敗は許されませんから、その点を利用して中国に譲歩を迫るという発想も出てくると思いますが、それは非常に危険です。中国にとって、香港問題の先に台湾問題が究極的なポイントとして位置づけられていることは、先ほども申し上げました。香港問題と台湾問題との密接な結びつきという点を正確に受け止め、香港の返還が人為的な障害によって頓挫しないよう、考えなければなりません。

その点に関しては、香港問題を悪用しかねないアメリカや日本の支配層の思惑と発想を十分警戒していかなければなりません。特に日本においては、「台湾ロビー」と称する勢力が保守政治の中で大きな力をもっている状況を考えると、今後私たちはしっかりと目を光らせて、彼らのねらいを未然に防がなければなりません。

また、香港返還が順調にいくか、いかないかは、中国の改革開放政策そのものにも重大な影響をおよぼすということも自明的道理です。こ

これまでの中国のめざましい経済発展を可能にした重要な要素も香港、台湾からの対中投資でした。ですから、香港が失敗するということは、中国の改革開放政策そのものをも動搖させる非常に大きな要因となりかねないのです。

(2) 香港返還の国際的意味

次に香港返還の国際的意味についてお話をします。香港の国際経済に占める重要性、とくに、東南アジアの金融センターとしての国際的役割を考えると、香港返還がうまくいくかどうかは、国際関係を見るうえでも、大きな要素であることが理解されると思います。円滑に移行すれば、中国の国際的信頼度を高める方向に働き、さらに中国経済のいっそうの成長につながります。他方、円滑な移行が確保されなければ、消極的な状況が起こってくるでしょう。こうしたことを考えると、香港の円滑な移行は、たんに中国にとってだけ意味があるのではなく、国際関係全般にわたって意味があるという認識も自然に出てきます。

この認識に基づけば、円滑な移行に対して、妨害的な作用をおよぼす動きに対しては、私たちが警戒しなければならないことも当然に理解されるはずです。その点に関して、私が警戒する必要があると考える問題は2つあります。

(3) 人権・民主主義を口実にした西側の干渉

1つは、香港における人権・民主主義を守ることを口実にした西側の干渉工作が起りかねないことです。たとえば、アメリカの香港関係法を見ますと、香港における人権・民主主義はアメリカにとって非常に重要な関心事であると公然と書いています。

もう1つは、台湾の「独立」を促進しようという立場に立つものにとっては、香港はうまくいっては困るという判断が出てくる点です。とくにここ数年来の李登輝（総統）のもとでの台湾当局の対外活動を見てみると、露骨なまでの金銭外交、買収外交を行っています。香港の

ように台湾の機関が活動しやすいところでは、より自由な工作の余地が出てくると思います。

私たちとしては、こうした点を警戒し、きびしく批判していく姿勢を養う必要があると思います。

中国問題と日本政治

(1) 日本国内におけるかたより

最後に「香港返還と日中関係」についてお話しします。

私があえて中国問題について少数意見を声を張り上げて述べる最大の理由は、私たちまでが中国について、非常に厳しい見方をもったときには、中国をなんとか理解しようという雰囲気さえ国民の中で起きてこなくなることをおそれるからです。こうした状況の下では、日本政府が中国「脅威」論を強調することにより、安保「再定義」をすすめ、「有事法制」を行っていくことに対して、国民的抵抗感がしっかりとわき上がってこなくなります。

したがって、私たちが中国の実情を正確に理解しないと、政府がとんでもない方向に私たちを連れていくために、中国問題を利用する危険がますます高まっている、という点をよく考えていただきたいと思います。

(2) 歴史的な要素の重要性

日中関係における歴史的な要素の重要性が、香港問題を扱う場合に、とくにかき消されてしまいかがちです。この点は危惧されます。香港問題が台湾問題に直結していると述べましたが、まさに台湾が中国と分裂している状況を生んだそもそもその起源は、日清戦争において日本が台湾の割譲を中国に強要したことになります。こうした私たちが、歴史的責任の問題をまったく省みないときは、この台湾、そしてそれにつな

がっている香港問題を見るうえでも、私たち日本人としてのるべき視点を非常にゆがめてしまいます。

そして近年においては、藤岡信勝氏を中心とする「自由主義史観」が勢いを増しつつあります。このような流れが勢いを得ていることに対しては、当然のことながら中国、韓国を含む近隣諸国では、大変大きな警戒がおきています。私たちがこうした動きを傍観すれば、日本の侵略の対象になったアジア諸国と、侵略責任を負っているはずの日本における歴史認識が全くかけ離れたものになってしまい、アジア諸国と長期にわたって共存していく基盤そのものがなくなってしまいます。香港返還を考える際にも、私たちは、この歴史問題の重要性を深く理解する必要があります。

(3) 日中関係を全体的な枠組みの中で

香港返還にしろ、台湾問題にしても、全体的な日中関係の枠組みの中で私たちは問題を考えるべきだと思います。

中国の江沢民政権に対してどういう評価をもつかは、個々の立場においていろいろありうると思います。しかし、こと国家関係としての日中関係を考える場合には、1972年の日共同声明、78年の日中平和友好条約、ここに礎石がおかかれています。その中心的なポイントは「中国は一つ」というところにあります。もうひとつ重要なポイントは戦争責任の承認です。この点は、今の保守政治のもとでは逃げられていますが、「中国は一つ」ということに限っていっても、その点から香港問題、台湾問題に対して臨むという姿勢を、片時も忘れてはならないと思います。

私たちの中国観の確立の必要性に関して言えば、中国に対して親しみを感じない人が増加している理由として、中国の領土問題をめぐる強権的な態度、中国の核実験、あるいは台湾沖の軍事演習などがあります。しかし、核実験問題にしても、台湾沖の中国の軍事演習にしても、あまりにも日本の中国批判は一方的であると私は思っています。

私たちは中国の核実験を非難します。しかし、中国が核実験をせざるをえない、核兵器に固執せざるをえない、その原因是、アメリカの核兵器がにらみを効かせていることです。しかも、日本はアメリカの核のカサにはいっているわけです。こうした矛盾した点があるために中国は、日本側からの非難に対して誠意をまったく感じないわけです。

あるいは台湾沖の軍事演習についても、もし、あのときに中国が黙って見ていたなら、李登輝が独立に向かって突っ走っていった可能性が十分にあったと、わたしは思っています。このようなことを考えたときに、中国がやむにやまれえず行った演習を「あらゆる暴力行為には反対だ」という単純な議論ですまされるのでしょうか。そもそも李登輝が増長したのはなぜか。背景を考えれば、明らかに、そこにおいても、日本とアメリカが責任を感じなければならないことがあると思います。

(4) 日本人としての人権意識の欠如

最近、私は学生たちといろいろ話ををしていまして、私たち日本人が、人権や民主主義に対して、確固たるイメージ、あるいは認識、そしてそれを自分たちの行動の指針とするまでにわがものにしているか、ということにたいして、非常に疑問に思うようになっています。それは、「安保再定義」の中間報告に見られる、いわゆる有事法制への動き、これに対する国民的反応のあまりの低調さから、感じるわけです。

特措法の「改正」をめぐっては、財産権を公共のために制限できると政府は言うわけですが、「公共のため」が、何を意味しているかといえば、国会における政府の答弁では「国益」となっています。そして「国益」とは具体的に何かといえば、「安保」となっています。ですから「安保」のために財産権を制限することができるという強引な主張を、すでに作り上げているわけです。こうしたことに対しても、なんら波が起らない。このような状況で、私たちは人権を、どこまで自分のものにしているのか、ということを薄ら寒く感じます。

新聞報道などで、「香港における人権」といえば、私たちは、分かっているかのようにしゃべっています。その私たちが、日本においてもっと危ない政治に直面しようとしていることについては、全然知らない。これは、どういうことでしょうか。私たちが日本国内における人権について、しっかりととした認識を持たないで、どうして国際政治における人権、民主主義の問題に対して正しい態度がとれるのだろうか、と思

います。香港問題についても、私たちにとって非常に大きな試練であり、教育のチャンスを与えてくれているのではないかと思っています。

(これは、6月30日に日中友好協会京都府連主催の、香港返還の記念のつどいにおける記念講演を、短縮して『日中友好新聞』から転載したものです)

(あさい もとふみ 明治学院大学)

新刊紹介

川人博『いま人権を読む』

リブリオ出版 1996年12月 本体1600円

川人博編著『世界人権の旅』

日本評論社 1996年2月 本体2000円

著者は過労死問題で知られる弁護士である。ここ何年かは東大教養部で「法と社会と人権」ゼミをもち、学生とともに国内のみならずアジア各地に出かけるなど、大学教育でもみるべき実践をおこなっている。

「走りながら考える」という言葉があるが、著者は「走りながら書く」弁護士であって、過労死問題だけでも数冊の本を著すとともに『タイムショップ』という小説までもものしている。そのうえ、著者は「走りながら読む」人でもあって、『週刊新刊全点案内』(図書館流通センター発行)の常設欄に毎週1、2冊の本の書評を書いている。その95年10月からの1年分、74冊の書評・紹介をまとめたのが『いま人権を読む』である。

本書で取り上げられた本はいずれも今日の日本社会が抱える課題を人権の視野から考察したものである。しかし、その広がりは、職場、暮らし、法、医、子ども、女性、戦争、と意外に広い。

たとえば林良博『犬が訴える幸せな生活』(光文社)は犬に幸せに生きる権利がないところでは人に幸せに生きる権利はないことを教えてくれる。心を亡ぼすほどに忙しくして寝る暇もない、本を読む暇もないという読



者には、カナダの心理学者スタンレー・コレンが書いた『睡眠不足は危険がいっぱい』(文藝春秋、原題は『時間泥棒』)が薬になる。歌が好きな読者には、平野久美子『テレサ・テンが見た夢』(晶文社)がお薦めである。

『世界人権の旅』は、過労死弁護団の国際的活動と学生とのアジア現地調査旅行の経験に立って、日本人旅行者の海外での見聞・体験学習のために編まれた。本書には、アジア、ヨーロッパ、北アメリカの200か所を超える、人権と国際交流の見地から意義のある博物館、大学、組織、建物、場所、施設が紹介されている。北アメリカ編は当時現地にいた藤岡惇氏が寄与するところが大きく、平和と人権にかかる研究団体の紹介がとくに詳しい。著者の編になる『国際交流のための英語——人権・環境・平和のコミュニケーション』(大月書店、1993年)とともに、外国旅行に役立つガイドブックである。

(森岡孝二)

歴史的転換期の世界と アジア経済

アジア諸国の経済危機はバブルにまみれて「成長神話」のなかで表面化した。今、資本主義経済体系の大転換がアジア諸国ばかりでなく全世界で、歴史的必然として起こりつつあるのではないだろうか。



WADA Sachiko

和田 幸子

I. 歴史的な転換期に

今日、歴史的大転換期にあるのは決してアジアばかりではない。資本主義発展の歴史的経緯において形成された世界の政治経済体系の基本に構造的転換が迫られているのである。

世界中の富を地球の一部に集積することに端を発する生産体系は、ヨーロッパ地域で発生し、その後の世界をこの体系のもとに編成替えしようとしてきた。資本主義的生産体系の確立のためには、いわゆる近代国家の形成も重要な役割を果たし、国家は少数の者に入手できる限りのあらゆる富をその手に集中させることを合法化し促進させる権限を与えた。身分制や旧来の価値観から解放され、私有財産の獲得の権利を主張することになった人々は、自由を謳歌しながら、非ヨーロッパ世界に住む人々の培ってきた

物質的・精神的な生命の泉を奪うことに躊躇することはなかった。彼らはむしろ有史以来の最も勇敢でクリエイティヴな社会的実践者として、誇りをもってアジアやアフリカ、新大陸へと出かけて行き、原料や資源、そして働く人間達までもヨーロッパ世界の資本の蓄積のために組み入れ、こうして数百年間の間に生産技術を向上させる素地を形成したのであった。こうした生産方式は、アメリカで拡大され、日本にも導入され、量的質的手法を高めながら20世紀後半まで続いてきたのである。

もっとも、2つの大戦を経てすでに半世紀を過ぎ、また多くの「社会主义」の政治体制が転換を表明した現在では、この略奪的な生産方式を基本とする国際関係に代替される有力な方式は国際的にまだ確立されてはいないと言わざるを得ないのも事実である。たしかに、この半世紀間に、かつての植民地のほとんどには政治的に独立した国家主権が国連の場で認められ「非同盟諸国」の国際連帯の運動もすでに30数年の歴史的成果をあげている。さらに90年代に入ってからは「アジア太平洋経済協力会議（APEC）」

のように、むしろ先進国側が積極的に「平等な国際関係」を主張することもある。GATTからWTOへの組織的な変化の最も特徴的な合い言葉は「より自由に」「より平等に」である。「規制緩和、市場開放」を錦の御旗とする国際協調路線が強調され、政治的な支配・被支配の関係はもはや過去のものであるとの主張がなされることもある。

そして、巨大になった資本たちが多国籍に跨る増殖活動をダイナミックに展開しようとすればするほど、その競争関係は果てしなく激化する。決して「平等」ではない経済法則のもとに、資本たちは、原料・資源そして労働力の調達のために国境を越え販路・市場の獲得競争に挑む。高い収益をもたらすものならばその生産諸要素の国籍や国境は問題ではなく、異郷の門戸もできるだけ開放し活動幅を広げようとするのである。「ボーダーレス・エコノミー」や「グローバリゼーション」などの言葉はやさしく平和な響きをもってはいるが、強大な国際資本の迫力を秘めた言葉なのである。

このように、国際間の政治的抑圧や被抑圧の力の関係は公式には常に否定されながらも、この半世紀間、実質的な経済的利害の関係は基本的に対等なものにはなりえず、技術的格差や生産性の相違などが支配・従属の関係を決定づけてきた。そしてこの格差を利用することによって資本は自己増殖を繰り返すことが可能となり、結局のところ政治的な支配と従属の関係を完全に払拭することはなかったのである。

ところで、こうして永久に繁栄を誇る筈であった資本主義的生産システムに、実に宿命的とも言える欠陥が内包されていたことが明らかになつたのである。その欠陥は、資本が蓄積を重ね、大量に生産し、その活動範囲を全地球的規模にまで拡張した結果增幅され、今やその影響は地球全体に蔓延しつつある。われわれは、今日の国際的な課題が資源の乱用や枯渇の問題のみならず巨大で纖細な自然界のバランスの破壊に関するものであること、その原因が、こうした強大な資本の生産活動によってもたらされたものであること等を直視しなければならなくなつた。そしてそれが人間社会の存続の可能性を



ジャカルタ市内のデパート

奪うほどの重大な問題点であることを再認識したうえで、数世紀間続いた資本主義的生産体系のあり方を見直し、アジアや世界の経済発展のあり方について考えなければならないのである。これまでの生産活動は巨大なエネルギーと生産の基盤を石油や石炭、または鉄鋼などの地下資源におき、資本はその所有者である「途上国」との取引上の優位性の上に立って、科学を発展させ、生産技術を磨き上げ、膨大な利潤を獲得してきた。資本は自らの法則によって、国内の社会構造を作り替え、国際関係・世界の体系を構成してきたのであった。しかし今、そのシステムの限界を知らされ、人間の命は自然界から遊離しては育まれず、その社会は自然界の法則に逆らっては成り立ち得ないという極めて基本的な事実に立ち戻り、生産活動のあり方の一大転換を考えざるを得なくなったのである。

現在の世界はこうした大転換期にあって「いかに転換するか」という新たな課題に取り組まなければならなくなつた。本稿では、現在の東南アジア諸国の政治経済の状況に関連しながらその問題点について考察しようとするものである。

II.

アジアの転換期の特質

(1) 転換点の事件

1997年はアジア諸国が大きな転換点を迎えた年であるといえるだろう。

その第1は、一世紀半の長きにわたって「大英帝国」の植民地としての地位に甘んじてきた香港がついに中国に返還され、民族的アイデンティティを同じくする独立国の一員となったことである。「武力抗争なしの返還」である。

この第1の事実は長い間準備されたものであったのに較べ、第2の事件は経済社会の中に徐々にしひ寄っていた病巣の爆発のように衝動的なものであった。それは、この夏タイで表面化した金融・通貨危機によってフィリピンやインドネシア、マレーシアなどにおいても外国為替相場の不安定がもたらされ金融事情が悪化、東南アジア諸国一帯に波及するのではないかとの危惧が最もしだされたことである。すなわち東南アジア諸国における従来型の経済万能型開発路線の問題点がここに来て露呈され、同時に多額の対外直接投資や海外資産をこの地域に保有している日本などの投資者も重大な危機に直面した。経済のグローバル化の進行は、一国内の問題は即座に国境を越え関係する国々に波及させその矛盾を急速に拡大させるものである。

一方、この同じ時期に、「ASEAN10」をめざす東南アジア諸国連合としては、本年中に東南アジア全域にまとまった地域圏を形成し、国際資本の大競争の時代に備えようとしていた。しかし、この通貨・金融危機は、近年声高に提唱される「規制緩和」や「市場開放・自由化」方式によって外資依存度を高め、国民経済の実態から遊離したオフショア市場の活気にもてあそばれる中での経済発展方式の問題点が、期せずして今この時に明らかにされたものである。東南アジア地域には、豊富な天然資源に恵まれながらも外国資金の大量流入により逆に国内の産業基盤の確立を阻害された国々、権威主義的独裁的政権をもち国民の民主的要求を抑え込みながら一部の財閥に経済発展の実権を委ねる国々、まだ植民地時代の負の遺産を断ち切れず自立した国民経済を形成するための条件を得られない国々など様々な国々がある。ASEANをただ一つの経済開発方式のもとに一様に括るにはあまりに多くの問題があり、ひたすら市場を拡大し規模の経済力を探求する路線からいかに転換するかを早急に考えなければならなくなつたのである。

ASEANは、かつて奇跡的といわれた高度経済成長を遂げたNIES、なかでも韓国や台湾の開発方式を手本としてきたが、これらの国々が、輸出不振や賃金や生産価格の高騰による競争力低下、資本逃避や経済のダイナミズムの低下が見られ、それが絶えず政治的混乱を惹起する危険性をはらむようになった。韓国の政界の深層を揺るがしつつあるスキャンダルや香港の中国復帰にともなう台湾の政情の複雑化などは、これらの国々のこれまでの政策方針のあり方を問うものとなっている。すなわち、分断国家が引き継いできた国際的下請け生産者としての地位から、国際社会の1個のアクターへの転換点にあること、その場合の課題は何か、などを具体的に提示されている状況ではないかと思う。

アジア諸地域の国際的地位は、これまでの世界資本主義の発展過程における原料・資源の供給地、または豊富な労働力の提供者としての「蔭の存在」から、「生産、流通、消費の現場の主役たち」のものへと変化しつつあるので、その動向が世界の政治経済に与える影響は一層大きくなっているのである。換言すればアジアの各国、各地域で今起こりつつある一大転換の要請の一部は資本によってもたらされたものなのである。

(2) 生産方式の転換

今、全世界で展開されている生産性向上の競争は、原料・資源の有限性や産業循環の過程に生じる環境悪化の問題が明確になるにつれて、その生産方式にも大きな転換の必要が叫ばれている。省資源でより効率的な生産をめざすこと、リサイクルの強化、そして産業廃棄物の適切な処理の必要などが加わり、企業の生産技術開発競争はさらに激化した。諸資本は自らの優位性を保つために、時には資本系列を越えて競合する資本と協力・提携関係をもつことさえある。その結果、現在では関連する産業分野における技術水準は急速に向上しました平準化ってきており、それにいかにスムーズに追いつくかが、新たな課題とされるようになった。

いわゆるハイテク技術は従来の資源依存型、労働集約型の産業分野にも導入され、より効率

的に生産活動が展開されるようになった。その技術の利用段階では、高度な産業技術を研究・開発するほどの知識と訓練を要するわけではなく、単純ないくつかの作業の組立によって構成されるものとなる。同一労働に関する熟練度も必要ではないが、若年の中学卒または専門学校卒業程度、高校卒業程度の素養のある労働者なら習得することができる。しかし、その水準にない労働者または年齢の高い労働者は労働現場から排斥されることになる。そしてこの技術水準の向上が直ちに労働現場の緊張度を増し、むしろコンピューターによる精確な管理機構に組み込まれるなど、より強い神経の集中度を要するものに変化するのである。

こうしてハイテク化による労働市場の再編成がもたらされた東南アジアの国々では、いとも教育水準の向上に努力めた。その結果、一部ではたしかに労働力の質は急速に向上し、有能な学識をもち近代的思考方法を身に付けた知識階層も成長している。

さらに、技術水準が平準化され資本投資が多くに跨るようになると、各地で採用される労働の質的差異は減少し、残るのは賃金水準の格差だけになるだろう。労働者に対しては賃金の抑制、雇用危機、リストラなどの圧力が加えられ、現地の企業については生産価格の削減や生産性の向上などをめぐる競争圧力がかけられるようになる。アジア諸国は今こうした競争のまっただ中にあり、先進国資本に従属した形での経済開発方式を受け入れそれに甘んじている限り、先進国資本の利潤追求活動によって振り回される経済構造から抜け出ることは困難であろう。今回の通貨危機の勃発は、このような事実を暗示しているものと思われるものである。

(3) 流通、消費市場の拡張

1980年代、東南アジアに限らず韓国や台湾などにおける生産の目的は輸出であり、その輸出先はアメリカを筆頭にヨーロッパ、そして日本などの先進国市場であった。しかし先進国経済が停滞的になり、アジア各地の高度経済成長が続きこれらの地域の所得水準が向上した結果、その生産地での販売の割合が急速に増加した。現在では東南アジアの各地に見られるきらびやかなショッピングセンターの林立は、市民の消費意欲を煽り、購買力のない人にも不必要な人にも高価な日用品を売り電化製品を販売する。ラジオやテレビの普及は都市中間階層の近代的な生活の様相を伝え、携帯電話、モーターバイク、自動車、パソコン等が必需品として生活中に浸透していくのである（表1参照）。

さらに、近年住民の環境問題意識の向上により容易に廃棄場所を見つけられなくなったにもかかわらず、制度的なりサイクルシステムも確立されていない日本など先進国から、膨大な数の中古品がアジアの各国に運ばれ、独自の市場を形成する場合もある。トラック、軽トラック、乗用車、モーターバイクなどの商品群はその代表例であろう。公共交通機関の未整備な東南アジアの大都市の交通渋滞はつとに有名であるが、高速道路の建設に熱心なほどには公共交通機関の建設設計画は進行しないのは、自動車産業の販売戦略との関係があるのだろうと疑う人々も少なくない。ともあれ、東南アジア諸国の経済開発を内側からみれば、商品流通の段階でも二重、三重の複雑な市場構造が出来上がり、仏教や道教的な価値観に基づいた人々の生活観よりは、金銭に依存し、当面快適で合理的な生活ができる

表1 タイにおける家電・エレクトロニクス製品の生産投資国内販売比率

% (1993年)

	白黒テレビ	カラーTV	扇風機	冷蔵庫	エアコン	電子レンジ	ラジカセ	合成繊維*
生産台数	216400	2239324	3549819	1201539	644935	1667574	523349	530252
国内販売台数	196400	1009959	1477919	885185	81423	14645	330006	349000
国内販売比率	90.76%	45.10%	41.63%	73.67%	12.62%	0.88%	63.06%	65.82%

資料：タイ国経済概況95／96（バンコク日本人商工会議所）より試算

*印 Thailand Figures 1996. Alpha Research Co.Ltd より試算

ればよいとするプラグマティックな思考が優先されるように転換しつつある。しかし庶民の手につかまる前にこの楽園の夢は消えてしまうことも多いという。

III. 大競争時代の東南アジア

(1) 強い政府と国際協調

先進国世界経済の発展が停滞するなかで、アジア各国はGDPの高い成長を達成したが、本節ではその内容について少し角度を変えて考えてみたい。

先進国資本からみて東南アジアは比較的経済社会環境が整っており、リスクの少ないところであるとの評価を得ていた。その理由は強い政府と国家的なリーダーシップが存在しており、彼らは労働者の争議権の剥奪、国内世論の統制、宗教や民族の相違による格差を肯定・利用するよって国内事情を強制的に安定させながら、国際資本の誘致を行いその要望に応える体制を作った。そして国際環境がそれを支援したからである。

各政権は内部にこうした事情を抱えながらも、



ジャカルタ市内のスーパーマーケット

「東南アジア」としての協調体制を築くことにそれなりの成功を収めてきたといえるだろう。

たとえば、中国にたいする脅威や国内の民主化運動への対応策として各国とも軍事費を大幅に増加させているが、アジア地域フォーラム（ARF）では、71年のマレーシアのラザク首相の提案による中立地帯構想（ZOPFAN）に基づいて東南アジア非核地帯構想を崩してはいない。またアジア自由貿易地域（AFTA）を設立し、関税引き下げの細目を共通効果特恵関税協定（CEPT）によって自主的に決定した。96年3月にはASEM（ASEANとEU）の会議をバンコクで成功させ、本年3月のジャカルタで開催されたASEANビジネスサミットには域内外の有力企業の幹部や経済閣僚など約600人の参加者を得た（アメリカからは100名、EUからは30名）。そして、この会議では観光開発、食品・農業加工、

表2 主なアジア諸国への対外直接投資金額

(単位 100万USドル)

	1986	1988	1990	1991	1992	1993	1994	1995
中国	1425	2344	2657	3453	7156	23115	31787	
韓国	325	720	-268	-320	-481	-773	-1715	
インドネシア	258	576	1093	1482	1777	2004	2109	
マレーシア	489	719	2332	3998	5183	5006	4348	
フィリピン	127	936	530	544	228	763	1861	
シンガポール	1529	3537	3541	3855	1034	3232	3411	
タイ	262	1081	2304	1847	1969	1505	147	
ヴェトナム	120	213	260	300	1048	
東アジア・太平洋長期資本流入*		20400	26200	44700	62900	77300	98100	
GDPに占める割合(%)*			2.3	2.6	4	5.3	5.7	6

出所; *Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries 1996*, Asian Development Bank

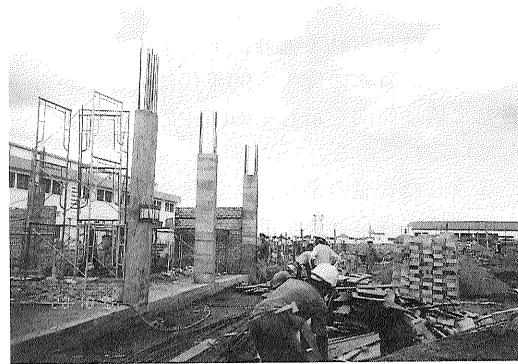
*印 *World Debt Tables 1995-96* World Bank, 東京三菱銀行調査月報 1996年5月号

資本財調達、インフラストラクチャー建設、管理職の人材養成などASEAN独自のテーマについて討議し、国際的協調を呼びかけたのである。

(2) 経済的概況

東南アジア諸国では、80年代後半に外国からの直接投資が急増し、また対外債務も返済額に増して増加し累積した。表2または図1は、日本経済がいわゆる「バブル崩壊」によって国内的に有利な投資先を失った時に、各国への対外直接投資は傾向的に増加したことを見ている。韓国の「マイナス」は外資の撤退または韓国資本の行う対外直接投資が増加したことを見ると、ただタイについては90年に一挙に倍増したのを境に、その後回復することなく減少傾向を示した。中国への投資は88年から94年までの6年間に実に13.5倍に膨らみインドネシアには4倍増、マレーシアには6倍、そしてベトナムには新たに10億4800万ドルの直接投資が流入したのである。こうして流入した豊富な資金によってASEAN各国は経済開発促進のためインフラストラクチャーの整備計画の遂行に勤しんだ。

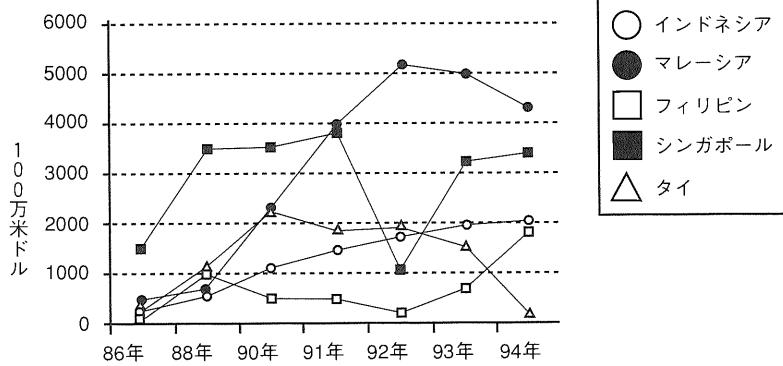
おりから規制緩和、民営化の流れのなかで、各國の工場団地の計画や建設は主として民間企業に手に委ねられることになった。また都市部



工事現場で働く労働者（ホーチミン市）

にはオフィスビルやコンドミニアムの建設ラッシュがおこり地価は急騰した。こうした建設ブームを受けて日本から進出した建設関連企業の受注額も急増し、たとえばタイでは、その額は1991年には1304億6200万バーツ、1992年には1350億3800万バーツ（日本円でおおよそ5220億円、5400億円強）と巨額になり、87年からの5年間でその受注額は4倍に伸びたという（バンコク日本人商工会議所編『タイ国経済概況』、1995年版、265ページ）。われわれは、この時期すでに日本国内ではバブル崩壊によって投資環境が悪化しており、直接投資のみならず証券市場での利殖を目的とする短期の資金もまたアジア諸国に向かったことを想起するのである。相次ぐオフショア市場の開設はこうした動きを一層促

図1 東南アジア5ヶ国への対外直接投資額の動向



出所：表2より作成

進させる契機となったのはいうまでもないだろう。表2に見られる通り、アジア太平洋地域に対する長期資本の流入も90年代に入ってから一貫して増加傾向を示しそのGDPの6%にまで達しているのである。

こうした資金の余りにも急速な流入は当該国の経済に大きな影響を与えた。市中に出回った潤沢な資金は民間に貸し出され、それは時として奢侈的消費や不動産投機などに向けられた。高級車¹⁾や住宅の購入熱はこうして煽られた事は否めない事実である。

たとえば、今では東南アジアの大都市周辺部のあちこちでは美しい新興の住宅地の開発がおこなわれている。マニラ、バンコク、クアランプールそしてジャカルタなどの首都圏はいうまでもなく、各地方の主要都市の近郊にも立派な住宅地が広がり、人々の所得の上昇ぶりを証明しているかのようである。いずれも町の中心部から30数キロから時には50キロも離れたところに、突然ヨーロッパ式の洒落な町並みが出現するのである。通常車で1時間以上、もし出勤や退社時に渋滞に巻き込まれれば2時間またはそれ以上かかることも稀ではない。もちろん自家用車以外のアクセスの条件はほとんどなく、またこの通勤条件に耐えられない場合には週日は中心部のアパートで生活をする場合もある。それでも大気汚染や地価の高騰によって悪化した都市部の居住環境と較べれば、郊外の住宅地に対する要望は強く、大手の開発業者の投資が拡大されることになったのである。

本年6月末に筆者行った調査では、約250m²の土地に3寝室、台所・居間などのついた1個建ての住宅で、日本円にして1800万円近い価格をしていたが、その50軒ほどの一画には、まだ居住者はいなかった。フェンスに囲まれチェックポイントを設けたこうした贅沢なヴィレッジに隣接した小川の側には小さな一間きりの家が建ち、裸の子供たちが遊んでいたが、それがタイ社会の現実を物語っているようで印象的であった。もっとも、経済開発によって産み出される少數の豊かな人々と、それに追いつかれない大勢の人々の群という経済格差による二重構造社会の出現は、東南アジア諸国だけの特殊事



バンコクの交通渋滞解消のため何と繁華街の真中にモノレールを建設中

情ではないことを付記しなければならないが。

今回の通貨・金融危機はこうした経済運営に大きな転換を迫るものであるということができるだろう。

(3) 通貨危機

すでに1995年9月に、オーストラリアのフレーザー連邦準備銀行総裁は、現行の国際決済銀行(BIS)をモデルにした国際金融組織をアジアの主要国の中央銀行の出資によって設立する提案を行っていた。その提案には、①国際金融、通貨政策等に関する情報の交換、②信用不安発生の際の緊急支援、③金融システムの監視や調査、④域内の中央銀行に対する外国為替などの金融サービスの提供などの内容が盛り込まれていた。その後11月になって香港、インドネシア、マレーシア、タイ、オーストラリアの通貨当局は、各国通貨が投機的な売り圧力にさらされた場合の為替介入資金を融通し合うための相互協定を締結した²⁾。

しかし今回のタイ・バーツの危機には単なる通貨変動を抑えればよいという次元を越えた問題が含まれている。90年代に急騰した商業ビル、コンドミニアムなどの不動産は供給過剰であり、高級車などへの過剰融資に当てられていた不良債権は増加、中国やベトナムなどの参入による労働集約産業分野の競争力低下などなど、この国経済のファンダメンタルの部分の綻びに注

意しなければならない。

タイ政府は7月2日に変動相場制への移行を決定し、事実上の通貨切り下げを行った。また国際通貨基金(IMF)は金融支援に際して、不良債権を抱えたノンバンクの営業停止、付加価値税の引き上げ、歳出削減、バーツの管理フロート制への移行などの条件をつけた。総額120ないし150億ドルに達するというタイ支援のなかで、日本政府も50億ドルの融資を決めたが、それはここに投資されている多額の日本資本を守るためにもある。こうした当面の対症療法的処理のもたらすものは、近年悪化を続けていたタイの経常収支のマイナスの増加³⁾、国内物価の高騰や対外債務額の増加などであり、国民生活への圧迫要件になることは容易に予測がつくことである。大競争に打ち勝つために、結局は生産コストの切り下げのために労働賃金は低下し、雇用条件は悪化、通貨切り下げによる国内物価水準の高騰など国民への犠牲の強要は避けられなくなるのではないだろうか。タイの通貨危機はその後フィリピン、マレーシア、インドネシアなどに波及し、対ドル相場の下落に追い込まれたのである。

図2によれば、タイ以上にインドネシアやフィリピンの方でさらに高い物価高騰が起きていることを示し、また表4はこの間の通貨供給量はこの二国において著しく増加している。90年代中期の



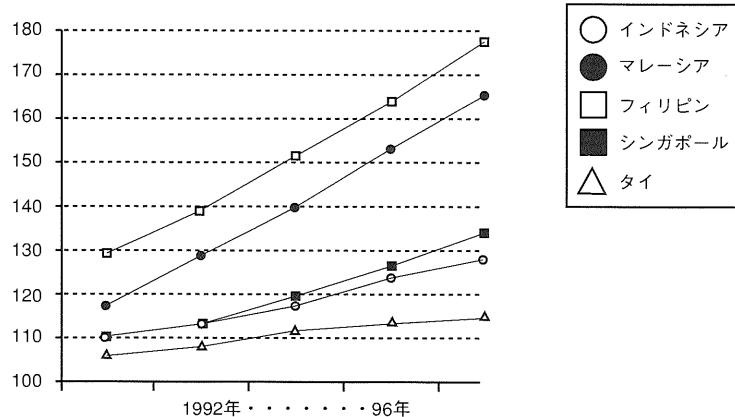
これがタイの中間階層向けの新興住宅。バンコクから南方50km位のところにある

主要金利水準はシンガポールの3~4%、マレーシアの5~6%であったが、タイやフィリピンでは10~12%、インドネシアではさらに高く15~16%の水準にあった。インドネシアもフィリピンも80年代末から90年代当初の時期のタイ経済の様相と類似する側面をもち、不動産投資や証券投資が膨らむが、供給された資金が生産過程で健全な価値を産み出さずに市中に漂う利益を掬いとるという、まさにバブルの危機段階にあるということができるのではないだろうか。

(4) 労働者たち

先進国資本の海外進出の大きな目的の一つが

図2 東南アジア諸国の消費者物価指数の変化（1990年=100として）



資料；アジア各国経済統計、アジ研ワールド・トレンド 1997年8月号（アジア経済研究所刊）より作成

現地の低賃金労働であったが、特にタイは、東南アジアで真っ先に労働集約的な産業を中心に経済開発を促進してきた。しかし近年では、周辺諸国の追い上げもあり、より効率の良いハイテク分野への移行を促進しようとしている。前述のように教育の普及やその水準の向上によってその可能性も生まれて来たのは事実であるが、現実には外国資本依存型、または外來技術依存型の従属性的な経済構造を脱してはいない。すなわち、国際的にも強い競争力をもつ外国資本と脆弱な民族資本が併存し、経済全体としては国際資本の意図に操られることが多く、今回のようない不安材料が表面化すれば、困難は最終的に労働者たちの上にのしかかってくるのである。たとえば、タイの労働者の賃金（月収）は最も高いバンコクの大企業（従業員100人以上）の場合で平均8659.84バーツ（約3万5000円強）、バンコクの周辺部では7991.23バーツ（約3万2000円強）であり、従業員100人以下の中小企業ではバンコクでも7759.90バーツ（約3万1500円）、周辺部では6895.34バーツ（約2万7600円）でしかな

い⁴⁾。しかし、ベトナムや中国、またはインドネシアなどのように、さらに安価な労働力が得られるようになると、資本はタイでの生産を止め他へ移転していく。ある日突然工場が閉鎖され働く場を失った労働者達は、とりたてて技術を習得しているわけでもなく、もはや故郷に帰って農業をする条件もなくなっており、文字通り路頭に投げ出されてしまうのである。今年にはいってからタイでは特にこのようなケースが多くなった。

また、“ハイテク”の名の下に、身体に有害な化学物質を扱う危険な労働にも無防備に携わる労働者が増え、彼らが陥る労働災害や健康障害の事例も後を絶たない。統計によればタイ人の最大死亡原因是肺の循環機能障害（93年の統計で55.8%）⁵⁾である。

たとえば、筆者がこの夏出会ったソンブーン、ヴィジット、ピンマニーの3人は繊維工場の労働者であったが、そこで5~6年間働いた頃から、疲れやすい、胸が苦しい、熱や咳ができるなどの症状が表れた。医療施設や検査機関もなく十分

表3 アジア諸国の輸出に占める対外累積債務の割合（債務／輸出）%

	1975	1985	1992	1993	1994
中国	…	56	82.1	92.3	80.4
韓国	143	142.4	48.4	47.6	46.9
インドネシア	163.8	181.7	221.8	211.9	195.8
マレーシア	47.9	114	42.7	43.5	37.7
フィリピン	131.6	331.8	187.1	187	160.6
シンガポール	8.7	14.8	5.4	5.4	6
タイ	62.4	171.7	91.8	93	103.1
ベトナム	…	…	735.6	666.8	510.7

出所；Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries 1996, Asian Development Bank

表4 アジア諸国の通貨供給量の動き（対前年同期比の変化 %）

国名・年	1992	1993	1994	1995	1996
マレーシア	—	26.6	12.7	20	—
インドネシア	20.2	22	20.2	27.6	29.6
フィリピン	13.62	27.07	24.42	24.16	23.23
タイ	15.6	18.4	12.9	17	12.3
シンガポール	8.9	8.5	14.4	8.5	9.8

出所；アジ研ワールド・トレンド 1997年8月号（アジア経済研究所刊）

な治療も受けられないタイでは、こうした胸部疾患者のうち約70%は完治せず障害者になってしまうという。その治療費は約20万バーツもかかるが、彼女たちは3万5000バーツを一時金として要求し、また給料の60%を治療期間にあたる5年間に支給するように会社に要求したが、会社は疾患者を拒否し、6ヶ月の無給の休職期間を認めただけであった。3人は現在も交渉を要求して運動しているが、見通しは厳しいとのことであった。

さらに特徴的な事例を挙げるなら、北部ランプーン地区ではその工場の約60%はエレクトロニクス関係のものであるが、そこで先日14名の労働者（殆ど女性）が死亡する事件が起こった。会社は公にしなかったが、より多くの収入を得るために長時間労働（夜中まで！）を続けるようになってしまった結果、強烈な化学薬品の臭いや埃の中に身をさらすことが多くなりそれが病気につながったこと、また生活の乱れから健康障害を起こしたりしたものなどであった。ここでは労働者たちはみな3~4年で病気になるのだそうである。東南アジアのハイテク産業の末端ではこうした労働者たちが労働環境や状況の転換を求めて働いていた。

まとめにかえて

6月末、筆者は国立チュラロンコーン大学で、あるシンポジュームに参加した。その席には労働組合の幹部ばかりではなく一般の労働者（男性も女性も）、タイ政府の労働大臣、担当局長、そして事務当局者などとともに研究者や知識人も参加し、それぞれの立場からタイ経済のあり

かたについて意見を述べていた。働いていた企業はすでに撤退したりまたは合理化による人員削減によって馘首された労働者たちは、「労働者の一方的な解雇に対しては十分な補償金を支給すべきだ」と直接政府に要求していた。自らの働く権利の要求を政府に対して行うことは、単なる労働争議としてではなく政府の政策方針への訴えであるところに注目すべき点があると思われる。もっとも政府関係者の発言は「事実を調査して」「技術を習得しなければならない」というものであったが。

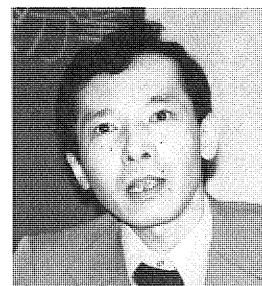
先進国資本による横暴な行為にいかに対処するか、今タイ政府に突きつけられた課題なのである。その世論形成には労働者ばかりでなく知識人たちの存在も重要である。彼らの力はまだ小さく、多くはまだ保守的な思考をもつ場合が多く、社会全体をリードするにはまだ不十分かもしれない。しかし徐々に、教育水準も高く情報キャッチ能力のある人々が育ち、社会の様々な問題に対して自身の意見をもつ人々が増加しているのは事実である。この人々が真に自らの立場を考え主張するとき、東南アジアにはさらに決定的な転換点が訪れることがどうと思われるるのである。

- 1) たとえばタイにおける日本車の販売割合は94年で87.7%である（タイ国経済概況94/95年版）。
- 2) 具体的には他国の中央銀行を相手とする買い戻し条件付き売却（レポ）の形をとる。
- 3) タイは1996年に輸出も輸入もともに前年の額を割り込んでおり、その赤字額は4190バーツとなり、今年度の第1四半期もすでに829億バーツの入超となっている。
- 4) *Thailand Figures 1996*. Alpha Research Co., Ltd., p.49.
- 5) 同上書, p.36.
(わだ さちこ 所員 神戸市外国語大学)

東南アジアの経済成長と農業・食糧問題

—SARD路線の確立と日本農政の課題—

東南アジアにおいては、経済成長にともなって、農業の空洞化と農村地域の崩壊が進んでいる。これに対して、FAOなどが持続的農業と農村開発という路線の行動指針を確立した。日本農政もこの路線の確立のために役割を果たすべきである。



KASHIHARA Masami

樺原 正澄

I. WTO体制下における農業の国際化

穀物の国際需給の長期趨勢は、過剰期と逼迫期との繰り返しであった（農林水産省、1996年）。1970年代中頃は逼迫期であり、穀物の国際価格は高騰した。その契機となったのが、1972年のソ連による穀物の大量買い付けであった。この逼迫基調のもとで、EC諸国は食糧自給政策を強化し、1980年代にはEC全体としては農産物輸入国から農産物輸出国へと転換し、国際穀物市場におけるアメリカとECの輸出競争が激化することとなった。そして、1980年代中頃以降には、穀物の過剰問題は深刻化し、国際穀物市場の争奪のために、アメリカとECは農産物輸出補助金を増加させた。また、主要先進国においては、作付制限等の生産調整が実施され、農産物の過剰基調の中で農業保護の削減を目指して、1986

年には、ガット・ウルグアイ・ラウンドが開始されたのであった。しかしながら、1988年の北アメリカ地域を中心とする大干ばつ等により、穀物在庫は大幅に減少し、1990年代にはいると穀物等の在庫率は減少傾向となった。それに加えて、アジアの経済成長による食の高度化の進展によって、穀物の実需は増大し、穀物生産の増加にもかかわらず、在庫の減少と価格上昇がもたらされることになった。

(1) 食糧需給における不安定要因

今後の世界の食糧需給においては、不安定要因が大きい。それは次の通りである。

第1は、世界人口の動向である。国連の推計によれば、1990年の世界人口は53億人（そのうち先進国地域11億人、開発途上地域41億人）であり、これが2025年には83億人（同先進国地域12億人、開発途上地域71億人）となる。1990年の人口を100とすれば、2025年の人口はそれぞれ、世界157、先進国地域108、開発途上地域170である。この数字に示されているように、世界人口

の増加の大半は開発途上地域であり、現在においても飢餓と貧困を抱えている開発途上国における食糧需給の動向が、世界の食糧需給に大きな影響を与えることとなる。それに加えて、アジア等の開発途上国においては経済成長の進展によって、所得は上昇しており、畜産物消費は拡大傾向にある。そのために、飼料穀物の需要は増加している。この飼料穀物需要の大半を輸入に依存しているため、前述の通り1990年代に入つての、穀物等の在庫率の減少を生み出しているわけである。農林水産省の「世界食糧需給モデル」によると、開発途上地域の穀物純輸入量は、1992年（基準年）の9千万トンから、2010年には、現状推移シナリオで1億3400万トン、生産制約シナリオで2億600万トンへと増加し、輸入の増大が見込まれている。この大量の穀物生産をまかなうことができるかどうかが、世界の農業・食糧問題のひとつの課題である。

第2は、環境問題の顕在化である。これまでの農業生産の増大は、主として単収の伸びに大きく依存してきた（農林水産省、1996年）。しかしながら、EU諸国に見られるように、農業の近代化による肥料や農薬の大量使用による地下水の汚染等の環境悪化は、国民生活を圧迫する要因となっており、農業の粗放化への動きがEU諸国をはじめ、アメリカにおいても一部で見られる。従来の農業の近代化による環境悪化を是正するために、経済効率一辺倒の農業生産の見直しがなされており、持続的農業（Sustainable Agriculture, SA）の確立が各農政課題となっている。こうした状況では、今後は飛躍的な技術革新が登場する以外には、単収の伸びはほとんど期待できない。また、農業の近代化・大規模化・専作化の進展によって、耕地の劣化や砂漠化が進行しており、これに対する対策も求められている。東南アジアにおいても、熱帯林の伐採による環境悪化により、森林に生息する動植物の減少・絶滅、干ばつや塩害の拡大、土壤浸食や土石流・洪水の発生等の被害が常態化しており、深刻な問題となっている。

(2) ウルグアイ・ラウンド農業合意の特徴

このような世界の食糧問題は深刻化しようとしている。次に、農産物の貿易ルールについて、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の特徴を要約しておくことにする。

第1は、国内支持については原則的に削減していくこととなった。しかし、削減対象（「黄」）と削減対象外（「緑」）の政策があり、たとえば、緑の政策としては、食料安全保障目的の備蓄、生産と直接結びつかない（デカップリング）所得支持、所得の大幅減少に対する補償、環境対策、地域援助対策等がある。1980年代中頃のECの農政改革においては、緑の政策へのシフトが実施されてきたことは周知のとおりである。ともあれ、緑の政策を除いて、国内支持を20%削減することが目標である。

第2は、市場アクセスに関してであり、非関税措置の関税化と通常関税の36%の削減、そしてミニマム・アクセスの設定である。日本の米については、関税化猶予ということでミニマム・アクセスが強化されたのであった。

第3は、輸出競争に関してである。輸出補助金の削減として、金額で36%の削減、そして量で21%の削減が合意された。また、新たな輸出補助金の設定は禁止され、たとえば、日本の「過剰生産物」である米に輸出補助金をつけて国際市場で販売することはできないということである。



インドネシアの工場労働者の昼食風景。食堂は川岸の土手にすわって…

第4は、検疫・衛生に関して、国際基準が原則となったことである。各国の独自に設定した基準を使用することは、市場アクセスの障害とみなされるということである。

以上のように、ウルグアイ・ラウンド農業合意は、農産物貿易の自由化のよりいっそうの促進を目指すものであり、多国籍アグリビジネスの企業活動の自由を国際的に保障するものといえる。これが、WTO体制下における、農業の国際化の内実といえる。

Ⅱ. 農業の国際化と 日本農政の転換

日本において農業の国際化が問題となってくるのは、日本経済の国際化の進展にともなっており、1980年代以降にそれが大きく展開してきた。1980年代初頭には財界等からの農業保護政策批判があり、農業政策の転換が開始されることとなった。そして、1985年のG5・プラザ合意以降の円高の進行によって、農業の国際化は日本農政の重要課題の一つとなった。それは一言で言えば、国際農産物市場価格に対応しうる農業構造を構築することであり、農産物の輸入自由化のより一層の促進である。この動向は、1986年に開始されたガット・ウルグアイ・ラウンドによって決定的となり、日本の農政改革が本格化することとなった。その政策的文書が、1992年6月に発表された「新しい食料・農業・農村政策の方向」(「新農政」)である。そこでは、規制緩和と市場原理の促進によって、農業構造の近代化を図り、「効率的・安定的経営体」の創出を目指している。これまでの農業保護のあり方を抜本的に見直し、戦後の農業法制全般を改革しようというものであった(樋原、1996年)。

1993年12月15日のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意によって、農産物輸入自由化体制は決定的となり、この路線に基づいて日本農政の再編成が必要となつたのであった。米は関税化を猶予されたが、それはあくまでも猶予であ

って免除ではなく、国際的趨勢としての農産物輸入自由化のもとでは、2000年以降には米の関税化への移行が想定される。こうした事態に対応した農政改革が不可欠であった。そこで、農政審議会は1994年8月に、「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」を発表し、ウルグアイ・ラウンド農業合意をふまえて1995年8月に、「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」を発表し、食糧管理法の廃止を含めた国際化に対応した農政改革の方向を提示した。この農政審議会の報告を受けて、1994年12月には「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(「新食糧法」)が制定され、1942年に制定された食糧管理法は廃止されたのであった。食糧管理法下においては国家による米穀管理が原則であったが、新食糧法下においては国家管理は備蓄等に限定され、市場メカニズムの活用による米穀流通が目指されている。生産者にとっては作る自由があり、消費者にとっては選択の幅が拡大するということを謳い文句として、新食糧法は制定された。しかしながら、米過剰のもとでの米穀管理は難しく、しかも農業の国際化の進展のなかでは米価は低下傾向にあり、稲作生産構造の後退・崩壊の危険性をはらみながら事態は推移している。

日本農業の後退状況において、ウルグアイ・ラウンド農業合意をふまえて、1995年12月26日に、「農産物の需給と生産の長期見通し」(「長期見通し」)が閣議決定された。この長期見通しは、農業基本法に基づいて作成・公表され、農業者が将来を見通して経営の展開方向を確定するための参考となり、同時に農政の重点課題を明示したものと位置づけられている。この「まえがき」において、「自給率の低下傾向に歯止めをかけることを基本として、可能な限り我が国農業生産の維持・拡大を図ることをねらいとした」と、述べられている。このように自給率の向上ではなく、低下傾向に歯止めをかけることを政策目標としており、趨勢的に考えれば低下傾向の拡大が続くものを、何とか政策的に歯止めをかけるということである(農林統計協会、1996年)。すなわち、政策文書として、政策的な後押しには、農業生産の維持・拡大並びに自給

率の維持もできないことを、率直に表明したものといえる。

以上のように、農業の国際化に対応して、日本農政は展開されてきた。それは基本的には効率化の追求による近代的な農業経営体の創出を目標としているといえる。しかし、こうした方向が先述の世界の食糧問題や、後述の東南アジアの経済成長を考慮したときに、妥当なものであるかどうかは疑問であるといえる。

III. 日本の農産物輸入の動向 —食のアジア化—

日本がガットに正式に加盟したのは1955年であり、日本経済の復興にともなってであった。1959年に東京で開催されたガットの総会において、日本は貿易制限の撤廃を要請された。そこで、1960年に、日本政府は「貿易為替自由化大綱計画」を発表し、自由化のタイム・スケジュールを世界に公約した。また、日本は1963年にガット11条国（国際収支を理由に輸入制限をしない）へ移行し、続いて1964年にはIMF 8条国（国際収支を理由に為替銀行を制限できない）へ移行するとともに、同年OECD（経済協力開発機構、Organization for Economic Co-operation and Development）へも加盟した（樋原、1993年）。

1960年以降の日本経済の開放経済体制への移行にともなって、農産物輸入の増大と自由化は進行してきた。農産物輸入制限品目数は、1962年の4月の103品目から、1971年には28品目、1992年4月には12品目にまで減少してきた。そして、1993年12月15日のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意によって、農産物輸入自由化体制となった。この間の農産物輸入の特徴は、1980年代中頃までは、穀物等の貯蔵性のある農産物輸入が主体であった。しかしながら、1985年のG5・プラザ合意以降の急速な円高の進行によって、生鮮農産物の輸入が急増してきた。1980年代以降の農産物輸入の動向について、価



東南アジアは自然の恵みがいっぱい。魚もドリアンも。人々で賑わうチュラロンコーン大学構内の市場

格指数で表示すれば、1980年159.7、1985年138.0、1990年100.0、1994年75.9であり、また、これを数量指数で表示すれば、1980年65.1、1985年74.1、1990年100.0、1994年119.8となっている。ここに示されているように、輸入数量指数の増大は顕著であるが、円高の影響で価格指数は低下となっていることが特徴である。

近年の農産物輸入について品目別に見れば、輸入の増加が著しい品目は、果実、野菜、肉類である。スーパーマーケットの店内を歩けば、外国産の農産物が多数陳列されているのが現状である。従来の端境期を中心とする輸入から、通年輸入へと農産物輸入の形態は変化しており、円高を背景とする内外価格差を利用した農産物輸入が一般化しつつある。他面では、国内産地の生産力構造の脆弱化によって、国際的な産地移動が引き起こされており、日本の輸入商社が海外の産地開発を行う事例が見られる。また、これまでの農産物輸入は冷凍や加工調整品が主体であったが、近年伸びが著しいのが生鮮農産物である。食生活の変化と大いに関係しながら、青果物輸入が構造的に定着しつつあり、日本農業の生鮮農産物供給機能は安定的とはいえない状況となっている。

こうした日本の食生活を担っている輸入先としては、近年アジア地域が大きな役割を果たしている。従来の穀物等の輸入においては、アメリカが中心であり、穀物輸入相手先地域の構成比を示せば、1993年で、北米73.0%、アジア9.8%，

ヨーロッパ4.9%，オセアニア8.7%，その他3.5%となっており，アメリカが圧倒的地位を占めている。これに対して，肉類について見れば，1993年40.6%，アジア25.9%，ヨーロッパ12.7%，オセアニア18.8%，その他2.0%であり，近年のアジアからのブロイラー輸入の増加を反映して，アジアのウエイトが大きくなっている。また，野菜についてみれば，1993年で北米26.9%，アジア61.2%，ヨーロッパ4.1%，オセアニア6.3%その他1.5%となっている。とりわけ，生鮮野菜の輸入については，中国・台湾・タイ等のアジアの比重が高く，日本の食卓をアジア地域がまかなくなっている。しかしながら，後述の東南アジアの経済成長に伴う環境破壊の進展と農業の空洞化の進行によって，日本の農産物輸入構造は不安定化しているのである。しかも，重要なことは日本の食糧の海外調達によって，現地の環境破壊を引き起こすと同時に，開発途上国の飢餓問題の解決を困難なものにしていることである。その意味から，日本の国際貢献は，日本の食糧自給体制の確立の上に構築されるべきものであるといえる。

IV. 東南アジアの経済成長と農業・食糧問題

近年のアジアの経済成長には刮目すべきものがある。1995年の実質GDP成長率は，中国9.8%，タイ8.6%，インド6.1%，インドネシア7.1%となっており，1994年の1人あたりGDP（名目）は，中国425ドル，タイ2131ドル，インド286ドル，インドネシア765ドルである。こうした経済成長は外資導入に依存しながら，輸出志向型工業発展として展開してきた。その結果として，国民経済に占める農業のウエイトは低下してきた。たとえば，1980年から1993年のGDPに占める農業の割合の推移を表示すれば，中国は31%から19%へ，タイは25%から10%へ，インドは37%から31%へ，インドネシアは26%から19%へと，大幅な低下を示している（農林水産省，1996年）。

しかも，ここで問題とすべきことは，経済成長の進行に伴って都市・農村格差は拡大していることであり，農業の空洞化と農村地域の崩壊である。

こうした事態に対処するために，各国政府は農村開発計画を推進してきた。たとえば，タイにおいては，タイ国経済社会開発庁によって「第7次経済社会開発計画」が策定されており，それによると農村開発政策に関しては，次のように述べられている（日本商工会議所，1991年）。年平均2.7%以上の農業部門の成長の維持，農家所得の確保，農業生産性の一層の向上と高付加価値の国際競争商品の開発を図ることを目標としている。のために，特定農産品の保護と農業の多様化・多角化を促進するとしている。農業の多角化路線の推進とは，農業部門内部の農産物の多角化とともに，農業内部資源の他部門へのスムーズな移動による農業の多角化のことである。すなわち，農業構造の変革を伴うものとしての農業の多角化が，農村開発政策の基本にある。こうした近代的農業の確立と小規模農業労働者の非農業部門への労働力移動を引き起こす農業構造の変革によって，伝統的な農村は崩壊し，現在でさえ問題となっている環境破壊は増幅され，地域資源の枯渇と環境の悪化はより一層深刻なものとなる。こうした動向に対抗して，後述のように地域主体の農村開発が地方のNGO等によって実践されている。

世界の農業・食糧問題の深刻化が予想される中で，1996年11月13日から17日にかけて，FAO（国連農業食糧機関）は，本部のローマで世界食糧サミットを開催し，2015年までに栄養不足人口の半減を目指す等の「ローマ宣言」と「行動計画」を採択した。また，FAOは世界食糧サミットの開催に当たって，NGOの意見を宣言や行動計画に反映させるために努力してきた。そして，サミット期間中にローマで「食糧サミットNGOフォーラム」が開催された（嘉田，1997年）。

1997年11月11日から13日にローマ市内で開催された食糧安全保障問題に関するNGOフォーラムでは，「一部の人々への利益か，全ての人々への食糧か——国際的な飢餓の拡大を阻止するための食糧主権と食糧安全保障——」と題する声

明が作成された。同声明では、「小規模生産者や女性などの弱者の権利擁護、ODAの着実な実施、IMF（国際通貨基金）による途上国への構造調整計画の停止、貿易機関など国際組織や農業開発プロジェクトに対するNGOの参画と監視、ウルグアイ・ラウンド合意の見直しなど」が訴えられている（薄井、1997年）。

このNGOフォーラムの宣言に関して、古沢氏は、「少数の利益」とは多国籍アグリビジネスのことであり、「世界食糧貿易で利益を得るのは主に多国籍企業とそうした力の成果を享受できる経済的富を手にした消費者（多くは先進諸国）であるのに対し、貧しい国々の土地・労働は利用（収奪）され、安価な原材料と労働力を調達する対象とされていく」と、指摘されている。そして、「多くのNGOは、食糧安保を促進する基礎には、貿易の促進ではなく、地域社会の永続性、持続可能なコミュニティーや農業を維持・促進する体制づくりこそが重要と主張している」と述べられている（古沢、1997年）。

まさに、地域住民が主体となってこそ、世界の食糧・農業問題の解決の道が開かれるということである。

また、JA全中、イタリアの主要農業団体（3団体）、COPA（EU農業団体連合会）、COGECA（EU農協団体連合会）、アメリカのファーマーズ・ユニオンは、11月14日にローマ市内で、家族農業者サミットを開催し、世界各国の食料安全保障に果たす家族農業の役割や農業の多面的な機能等について、「家族農業者ローマ宣言」が採択された（薄井、1997年）。

V. オルタナティブな 地域・農業発展の方向 ——SARD路線——

1991年4月に、FAO（国連世界食糧機関）は国際会議を開催し、持続的農業と農村開発（Sustainable Agriculture and Rural Development, SARD）に関する基本概念や戦略、そして行動



インドネシア、ブンチャックの茶畠
(旧オランダのplantation)

指針を確立した。

タイでは、代替農業（Alternative Agriculture）という用語が、タイNGO-CORD（NGO Coordinating committee on Rural Development）によって使われている（Khan, 1995）。Santasombat氏によれば、成長志向型の工業発展によって、地域コミュニティーや自然環境が破壊されてきた。そして、住民主体及びコミュニティー主体の農村開発のパラダイムが必要となっており、地域主体の資源管理（Community-Based Resource Management, CBRM）が求められている。それは、人間の尊厳と発達のための基本的権利の重要な構成要素である（Santasombat, 1995）。

従来の農村開発においては、経済成長が強調されてきたのであり、西欧モデルの模倣であった。それを克服する動きが、タイのNGOの中に見られる。地域の意志決定を尊重して、地域が主体となって基礎的自然資源を管理することを目指している。地域主体の自然資源管理とは、地域住民による自然資源と生産物の統治のことである。NGOの活動の究極の目標は、地域コミュニティーの自然管理に対する潜在能力を高めることである（Santasombat, 1995）。

すなわち、地域主体の地域経済の発展方向の模索が必要となってきている。従来の国家政策としての上からの農村開発政策とは別の道が模索されなければならない。こうした動きが、バンコクのNGOの活動の中に見られる。

Foundation for Thailand Rural Reconstruction

Movement (TRRM) は1967年に設立され、貧困の克服等を目標として活動してきた。TRRMは開発の新しいパラダイムを提案しており，“Community-Based Organizations (CBOs)”と、表現されている。すなわち、国、地方、集落レベルのあらゆる組織が、地域住民主体の組織として協力し、住民主体の開発を目指すことである。TRRMは、政府・民間企業とも協力しながら、地域住民主体の農村開発を目指して活動している (TRRM, 1995)。

こうしたNGOの地域主体の農村開発の動きが大きくなることによって、持続可能な発展が実現することになる。

VI. SARD路線の確立のための日本農政の課題

WTO体制によって農産物輸入自由化体制となり、多国籍アグリビジネスが主導する国際農産物市場を基軸として、各国の農業生産が再編成されようとしている。しかも、食糧問題の激化が予想されるとともに、とりわけアジアの経済成長による環境問題の激化は、持続的発展を真剣に模索すべき時期となっている。

それは、地域主体の地域資源管理に基づく農村開発を実現することであり、SARD路線を確立することにある。日本はアジアの一員としてアジアのSARD路線の確立のために、その役割を果たすべきである。そのためには、日本農政は、国際化に対応した近代化農政に立脚するのではなく、以下の点をふまえて展開することが必要である。

第1は、現在の農業の国際化の枠組みであるウルグアイ・ラウンド農業合意を見直すことである。日本は農産物輸入大国として、世界の食糧問題の解決に貢献する必要があり、食糧自給および環境問題を含めた農業の多面的な機能の重要性について、国際的合意を形成すべきである。また、1996年の世界食糧サミットNGOフォーラムにおいて表明された食糧主権の確立のた

めに、日本は食料自給率の向上を農政目標として掲げなければならない。

第2は、地域の個性を重視した農政に転換することである。SARD路線の確立の基礎には、地域主体の地域資源管理があり、日本農政がこのSARD路線の確立に寄与するとすれば、当然に地域の個性・文化を重視した農政に転換する必要がある。それは、地域住民の意思を尊重した農政を展開することといえる。

第3は、日本の水田農業技術の東南アジアへの普及を図ることである。農業の多角化と経済成長によって、アジア農業における米の比重は低下してきている。しかしながら、SARD路線の確立のためには、生産性の持続的上が必要であり、しかもその基礎の一つが稲作である。アジアの稲作の生産性向上のために、日本の水田農業技術協力を推進し、安定的な農村開発を実現することが求められている。

第4は、日本農業自体の高度化を図ることである。それは、都市・農村交流による農業の高付加価値化である。もちろん、この政策によって全ての農業が維持できるわけではないが、こうした考え方方に立脚した農政展開を目指すことが重要な点である。

以上、日本農政は国際化に対応した近代化農政を展開するのではなく、日本農業の多面的に機能に着目しながら、国際的責務を果たすべき時期に到着しているのである。日本がいつまでの農産物輸入大国として存続することは、世界の農業・食糧問題と地球環境問題の解決を遅らせることになる。この点を認識した上で、日本農政を転換することが不可欠の課題である。

参考文献

- 1 農林水産省『農業白書（1995年度版）』1996年。
- 2 横原正澄「日本農政の新食糧法」（関西大学経済・政治研究所『研究双書』第98冊）1996年。
- 3 『図説「農産物の需要と生産の長期見通し』』農林統計協会、1996年。
- 4 横原正澄『都市の成長と農産物流通』ミネルヴァ書房、1993年。
- 5 国家経済社会開発庁「第7次経済社会開発計画フレームワーク（概要）1992-1996」バンコク日本人

- 商工会議所, 1991年。
- 6 嘉田良平「食料サミットの意義と今後の課題」『農業と経済』(富民協会) 第63巻第2号, 1997年2月。
- 7 薄井寛「市民社会の広範囲な参画が不可欠となるローマ宣言の実践」『農業と経済』(富民協会) 第63巻第2号, 1997年2月。
- 8 古沢広祐「『食と農』の復権を!」『農業と経済』(富民協会) 第63巻第2号, 1997年2月。
- 9 Khan, A. Z. M. O., "Perspectives of Sustainable Agriculture and Rural Development," *Strategies for Sustainable Agriculture and Rural Development*, ed. by Anuchat Poungsomlee, Faculty of Environment and Resource Studies, Mahidol University at Salaya, Thailand, 1995.
- 10 Santasombat, Y., "Community-Based Natural Resource Management and Rural Development in Thailand," *op. cit.*
- 11 TRRM (Foundations for Thailand Rural Reconstruction Movement), *Annual Report 1994*, March, 1995.

付記 本論文は、平成5年度～平成7年度文部省科学研究費補助金国際学術研究（学術調査）による研究（研究課題：持続可能な発展のためのグローバルパートナーシップと地域システム——東南アジア都市の発展に与えた外国投資の影響——（Global and Regional Partnership for Sustainable Development-Impacts of foreign Investmenton Urban Development in Southeast Asia-），課題番号：05041037，研究代表者：大阪市立大学教授 加茂利男）の研究成果の一部である。

(かしはら まさみ 所員 関西大学)



国際化のなかの 地域産業政策

プラザ合意以降の急速な円高・ドル安はによって、中小企業も生産拠点を東アジアにシフトさせていている。ここでは、愛媛県の主要工業都市を事例に、国際化が地域経済に与えるインパクトと、国際分業の可能性について考える。



SUZUKI Shigeru
鈴木 茂

はじめに

1985年のプラザ合意による円高・ドル安政策への転換は、急激な円高・ドル安をもたらし、これを契機に日本経済の急速な国際化が進行している。80年代に顕在化する欧米諸国との貿易摩擦、中国の改革開放政策による大量の低賃金労働力市場の登場、国内における若者の製造業離れに加え、急激な円高の進行は、大企業だけでなく中小企業も生産拠点を東アジア地域に一斉にシフトさせていている。

日本企業の多国籍企業化は日本の産業空洞化や地域経済の衰退をもたらすのではないかと危惧されてきた。ところが、円高と海外生産の拡大は日本の貿易黒字の削減や国内産業の全般的な空洞化を直ちにはもたらさず、逆に、輸出の増大と国内経済の拡大をもたらした。多国籍企

業は円高のインパクトを中小企業への転嫁や生産性向上により吸収し、海外生産の拡大は生産設備や部品の輸出を増大させたからである。また、日本経済のサービス化・ソフト化は第2次産業の停滞をサービス産業の拡大によって吸収することを可能にしたからである。このため、当初予測された国内生産の縮減や雇用の減退があまり見られず、逆に、輸出の拡大と貿易黒字の増大をもたらした。

しかし、90年代後半になると、現地生産が本格化し、現地で生産された安価な工業製品の輸入が増大し、部品や資材の現地調達が拡大し、今後海外生産の拡大による国内生産や雇用の減退、産業空洞化が本格的に顕在化する兆しをみせている。また、日本企業の海外生産は今後さらに拡大するのは確実であり、アジア地域を中心とした国際的な分業関係の中で地域経済を適正に位置づけ、地域経済の内発型発展の方向を考察することをわれわれに求めている。

本報告は、このような問題意識の下で、愛媛県内の主要工業都市を事例に、産業構造の転換と国際化が地域経済にどのようなインパクトを

与えているのか、地域経済の内発型発展とそれを基礎とした国際分業の潜在的可能性が形成されつつあることを明らかにしようとしたものである。分析対象として愛媛県内の工業都市を選んだのは、愛媛県の工業集積は全国的には中位にあり標準的な事例であること、愛媛県の工業集積は地域的に多様であり、住友系企業の企業都市である新居浜市、新産業都市建設計画によって急速に工業化した新興工業都市である西条市、産業構造の転換と国際化のインパクトを受けて産地の崩壊の危機に直面している「タオルと造船のまち」今治市、地場産業であるが紙パルプ産業が素材革命の成果を導入して新製品・用途を開発して急成長している「紙のまち」伊予三島・川之江市等、多様な工業都市が発展してきた。その結果、産業構造の転換・国際化のインパクトを考察する上で事例となる多様な工業都市が存在していることである。まず、第1節では、海外直接投資の拡大が地域経済に衰退どのようなインパクトを与えているのか概観し、第2節では、愛媛県内の主要地方工業都市を事例に産業構造の転換・国際化が地域経済にどのようなインパクトを与えているのか、具体的に検討し、第3節ではハイテク化・情報化が地域経済の内発型発展の潜在的可能性を高めていること、そして、最後に地域経済の内発型発展と国際分業について考察してまとめたい。

I. 日本経済の国際化と産業空洞化・地域経済の衰退

日本企業の海外投資は85年のプラザ合意を契機とする急激な円高・ドル安の下で急増し、大企業だけでなく中小企業も東アジア地域を中心に生産拠点を海外に展開している。国内における高学歴化、賃金水準の上昇、安価な工業製品輸入の急増、そしてなによりも若者の製造業離れは、低賃金・若年労働力の確保を目的とした海外進出を急増させている（表1参照）。

生産拠点の海外シフトは、雇用の縮減だけで

なく、国内の設備投資を減退させて生産性の向上を抑制し、日本産業の全般的な国際競争力の低下、さらには産業空洞化を懸念させている。1986年に試算された通産省の予測によれば、日本の海外投資が1983年度から2000年度の間に、年平均12%の伸び率で増大すれば、アメリカ・韓国・インドネシア3国で195万4000人の雇用が増加するのに対して、日本国内の雇用が約56万人減少すると予測した。しかし、円高・海外投資の増大は輸出代替効果や開発輸入の増大により国内生産や貿易黒字を減少させるとみられたが、実際には逆に増大した。海外への生産拠点のシフトはプラントや基礎的生産財の輸出の拡大をもたらしたからである。しかし、90年代になると、海外投資の影響が着実に顕在化はじめており、通産省の予測によると、海外事業活動がもたらす国内生産や雇用にたいするインパクトは1995年以降マイナスに転じると見られている（図1,2参照）。90年代の不況や失業率の増大はバブル経済の崩壊とその後の不況（平成不況）の影響もあるから一概に評価することができないが、90年代後半に入って海外投資の影響が強く現われ始めている。

国際化の地域経済に対するインパクトは国内の工場立地件数の減退でも確認することができる。平成不況と生産拠点の海外シフトは国内の設備投資を減退させ、したがってまた、工場立地件数の減少をもたらしている。全国の工場立地件数は高度成長期には年間5000件を超えたが、オイル・ショック後の構造不況に直面して1000件台に急減した。その後、2度にわたるオイ

表1 海外直接投資の推移

年度	投資額	年平均投資額
1965～69	1881	376.2
1970～74	9988	1997.6
1975～79	19141	3828.2
1980～84	39527	7905.4
1985～89	0	0.0
1990～94	0	0.0

(出所) 大蔵省『財政金融統計月報(国際収支特集)』より作成

図1 海外事業活動が国内生産に与える影響

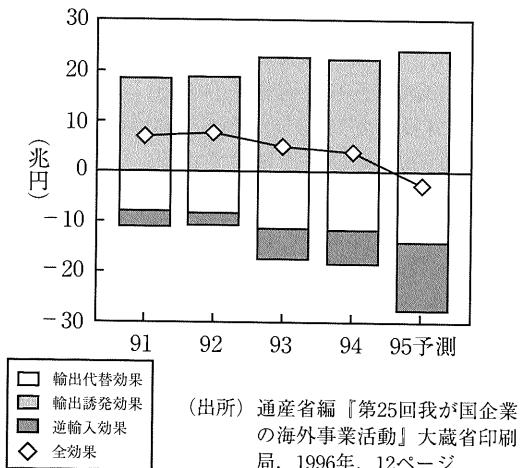
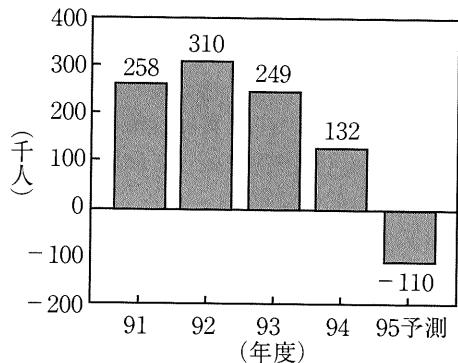
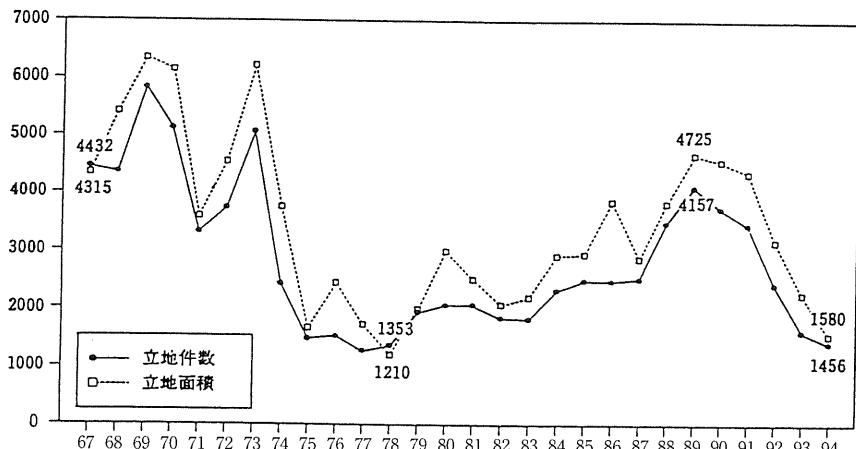


図2 海外事業活動が雇用に与える影響



(出所) 図1と同じ

図3 全国の工場立地の推移



(出所) 『産業立地』1995年5月号

ル・ショックによる影響を減量経営・合理化で克服し、80年代に入ると立地件数も回復に向かい、89年には4000件を超えた。しかし、バブル経済の崩壊とともに立地件数は連続して急減し、94年には1979年以降最低水準に落ち込んだ（図3参照）。地域外からの企業誘致によって地域経済の活性化を図ろうとする高度成長期の誘致外来型開発政策は破綻しているのであり、域内企業の自律型発展を機軸とした内発型発展を追求することが求められているといえる。

II. 産業構造の転換・国際化と地方工業都市

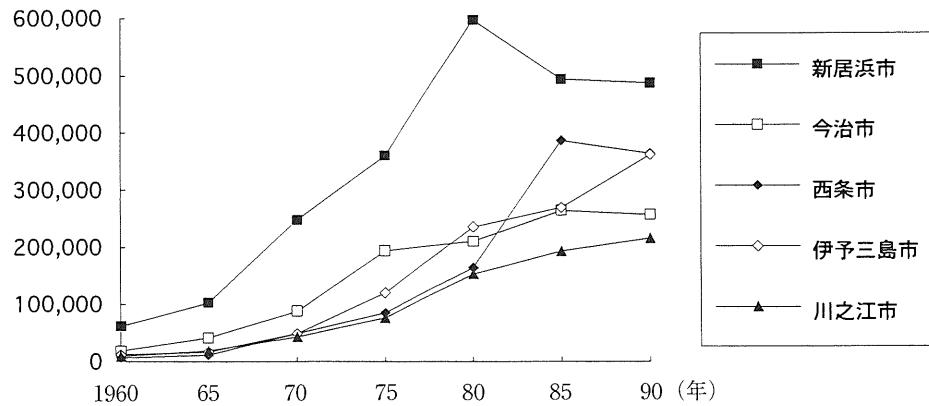
産業構造の転換、とりわけ、日本経済の国際化は地域経済が世界経済と直接結合し、世界経済のインパクトを直接受けることを意味し、地域経済の不安定性を高めている。しかし、世界経済のインパクトを地域経済が一様に受けているわけではない。地域経済は、歴史的な形成過程と集積している基幹産業、自生的内発的に発展した地域であるか誘致外来型発展をした地域であるかによって、地域経済の実態は大きく異なるし、国際化のインパクトも多様である。この点を愛媛県の主要工業都市である新居浜・西

図4 愛媛県の主要工業都市



条・今治・伊予三島・川之江市を事例に紹介したい。愛媛県は遠隔地であり、首都圏や関西圏等の大都市圏あるいはその周辺地域にあって特別の地理的・社会的メリットを享受できない地域であり、インフラストラクチャーの整備が相対的に遅れていること、工業集積のレベルを都道府県別にみると中位にあること等を考慮すれば、他の地域にも適用できる普遍的特徴を示すことができよう。また、別子銅山の開坑以来300年の鉱工業の歴史を持つ新居浜市をはじめ古くから工業が集積し、特定地域に特定の産業が集積（産地）して多様なタイプの地方工業都市が形成されている。国際化が地域経済に及ぼしている影響や地域経済の内発型発展を考察する上で好都合な地域である（図4、5参照）。

図5 愛媛県の主要工業都市の推移（製造品出荷額）



(1) 企業城下町・新居浜市

別子銅山の開坑以来300年の鉱工業の歴史を持ち、住友の企業城下町として重化学工業が集積し、西日本有数の工業都市として発展してきた新居浜市。銅鉱石の採掘や搬出事業から発展した住友重機械、坑木の調達や煙害で枯死した森林の再生・植林事業から住宅事業まで営む住友林業、銅精錬工程で発生する亜硫酸ガスによる公害対策から誕生した住友化学等、住友の財閥としての資本蓄積は別子銅山の開発とその関連事業にあることはよく知られている。別子銅山の近代化のために欧米の近代技術が日本では明治初期から導入され、その一部は住友系企業を通じて下請協力会社に移転され、この地域の機械金属加工業の技術水準は全国的にもトップレベルの水準にある。ピーク時の1980年には新居浜市の工業出荷額は5983億円にのぼり、雇用と所得の増大は新居浜市の財政力を強化し、地方交付税の不交付団体にした。しかし、第1次オイル・ショックとそれを契機とする世界同時不況は、新居浜市に集積した基礎素材型産業に大きなインパクトを与えた。とりわけ、原油価格の高騰はエチレン・プラントの停止やアルミ精錬工場の撤退を余儀なくさせた。このため、住友系企業に依存した新居浜市経済は急速に衰退し、工業出荷額は1994年には4290億円、ピーク時の

7割も減少し、事業所・従業員数も大きく減退した。このため、中心商店街では空店舗が増え、新居浜市は財政力が低下して交付税交付団体に転落した。

新居浜市は企業城下町、基礎素材型産業が集積した工業都市からの脱皮のために模索を始めている。別子銅山跡地の再開発や貴重な産業遺産の保全を核とした観光レクレーション基地の整備、明治期の別子銅山の近代化に大きな役割を果たした別子銅山の総支配人広瀬宰平の屋敷と庭園を補修して広瀬歴史資料館の整備、東部臨海部に総合運動公園やマリーナを整備して海洋型レクレーション基地の建設、愛媛テクノポリス開発計画の一環として東予産業創造センターの建設をテコとする新産業の創造、情報化に対応したインテリジェントビル（テレコムプラザ）の建設による情報サービス産業の振興などに取り組んでいる。また、エチレンプラントの廃止やアルミ精錬工場の撤退等の親会社の住友系企業のドラスチックなリストラクチャリングが行われたが、市の工業出荷額は今日でも4000億円を超えることは、工業集積の基礎が強固であることを物語っているともいえる。住友系下請・協力会社の中には、依然として住友系企業への依存体質の強い下請企業もあるが、自社技術・製品の開発や販売先の多角化により自律型経営の構築を目指す企業も少なくない。下請企業として培った機械・金属加工技術を活用して受注先の多様化や自社製品・技術の開発、自社用に開発したソフトをベースにソフトウエア産業に参入、樹脂加工技術と液晶表示技術を結合してエレクトロニクス分野に参入する例等、多様な動きがみられる。また市民の中には新居浜市の別子銅山の産業遺産を保全し、それを手がかりに国際交流する市民運動も高揚しつつある。新居浜市の工業出荷額はまだピーク時の水準を回復していないが、地域経済の誘致外来型発展から住友系企業から自律した内発型発展への転換の兆しがみられる。

(2)新興工業都市・西条市

東予新産業都市建設計画により大規模開発された新興工業都市西条市。西条市は愛媛県東予地域、新居浜市に隣接した人口5万人の地方都市であるが、東予新産都の開発拠点として位置づけられ、324haもの大規模な臨海工業団地を造成した。工業団地の竣工・分譲開始が低成長期である1980年であったが、1996年末現在2号地（西ひうち）はほぼ完売状況にあり、大半が操業を開始している。住友化学に一括分譲した1号地（東ひうち）は、一部再分割して分譲された部分を除いて操業していないが、分譲に失敗して市財政を圧迫する事態は回避している。

同市は愛媛県の中では珍しく土地と水資源に恵まれた地域であるが、県内でも有数の農業地域であり、工業の発展が遅れた地域であった。1960年当時工業出荷額は69億3600万円、愛媛県全体（1959億4千万円）の3.5%しか占めなかつた。しかし、新産都指定以降、松下寿電子工業・三菱電機・今治造船・アサヒビール等が立地し、急速に工業化が進み、1985年には工業出荷額3867億9400万円、県全体（3兆1536億600万円）の12.3%も占め、松山・新居浜市に次ぐ第3位の工業都市として発展している。しかも、県工業の特徴は、基礎素材型産業と生活関連型産業に特化し、80年代以降の成長産業である加工組立型産業の集積が弱いことである（1994年現在、加工組立型産業の占める割合は33.2%）。ところが、西条市は大手電機メーカーのビデオ工場や半導体工場が立地したことから、電機機械工業の出荷額が特に高い（1994年の県平均18.7%、西条市53.4%）。愛媛県の産業構造政策の課題は従来から加工組立型産業の集積を図ることであったが、その限りでは西条市は地域産業政策が計画通りに実現したといえるかもしれない。しかし、西条市の工業化は主として誘致外来型発展によって実現されたものであり、85年のプラザ合意以降工業出荷額が大きく減少している。誘致外来型発展から地域の中堅中小企業を担い手とした内発型発展に転換することが今後の地域産業政策の課題であるといえる。

(3) 地場産業都市・今治市

「タオルと造船のまち」今治市。今治市は瀬戸内海で最も潮流の早い来島海峡に面し、潮待ちの船の修理をしたことから造船業が古くから発展し、戦後、高度経済成長とともに海運需要が増大するのに対応して木造船から鋼船に転換し、急速に成長した。ピーク時の1975年には造船業の従業員数は2103人、工業出荷額は780億7300万円、市工業出荷額1兆9632億5400万円の40.4%も占めた。しかし、オイル・ショック後の2度にわたる造船不況に直面すると、従業員数は1986年には622人、ピーク時の29.5%、出荷額は1987年には194億33百万円、同じくピーク時の24.8%まで低下した。その後、過剩造船能力の廃棄、省力化・自動化投資による生産性の向上、タンカーや重船殻規制、競争相手である韓国造船業の競争力の低下等により日本の造船業の国際競争力も強化され、受注の回復傾向がみられ、今治地域の造船業の従業員数は700人台、工業出荷額は500～600億円台まで回復しているが、かつての活気を取り戻すまでには至っていない。

また、この地域では明治初期から綿花栽培が盛んに行われ、綿工業が発展したが、綿織機を改良したタオル織機を開発したことから、タオル産業が発展した。タオル産業では後発地域であるが、先発地域である大阪泉州地域のタオルが白地後染め方式の低級品であったのに対して、この地域のタオルは先染め紋織方式による高級品であり、戦後の高度成長とともにタオルが贈答品としての性格を強めると、シェアを拡大し、日本一の産地として成長した。1970年には全国のタオル生産量5万1148トンのうち今治タオルは2万8648トン、56.0%も占めた。先染め紋織による高級品を生産し、社会的地域的分業体系によって小ロットの多様な注文にも対応可能な多品種少量生産システムを構築し、先発地域である大阪泉州地域を追い抜いて日本一の産地に成長した。

しかし、85年のプラザ合意以降の急激な円高は、中国等からの輸入が急増し、国内生産量は90年頃の10万トン台から急減し、95年には6万ト

ン台まで減少している。今治タオルは先染め紋織方式による高級品であり、贈答用品としてデパートや百貨店等で販売され、低級品の輸入タオルと競合しないと言われているが、海外生産と輸入の急増の影響が現われている。生産量はピークの年間5万トン台から4万トン台に低下し、タオル・メーカーもピーク時の500社から最近では300社を下回っている。

造船業が男子雇用型であるのに対して、タオルは女子雇用型であり、タオルと造船業が二大 地場産業として発展したから、高度成長期にはこの地域の1人当たり所得水準は県内でも高い地域であった。また、オイル・ショック後の造船不況に直面するとタオル産業が補完し、タオル産業が不況になると造船業が回復して補完するといった形でこの地域の経済は比較的安定していた。地場企業を経済主体とする内発型発展が地域経済の安定した発展を実現していたのである。

しかし、この地域の造船業は来島海峡に面した波止浜地区に集中し、造船所の拡大のための工業用地を確保することができないために、造船所の域外流出、造船不況時にドラスチックな合理化を行ったことから若者の造船業離れが進み、受注が回復しても労働力を確保することが困難な状況にある。また、日本一の生産量を誇るタオル産業は問屋依存型であり、消費地問屋が提示するデザイン・数量・価格及び納期に従って生産しており、古い取引慣行も温存されている。このため、地域ブランドが確立しておらず、高度成長期にはバスタオルやタオルケット、タオル地のスポーツウェア等を開発して業績を拡大したが、その後は新製品開発も行き詰まっている。加えて、90年代になると安価な輸入タオルが急増して中小タオル業者の廃業が相次ぎ、ピーク時には500社を超えたタオル業者は300社を下回っている。大手タオル業者の中には中国等の海外生産に乗り出しているものもあるが、中小零細業者の淘汰や関連産業の廃業によって産地としての集積メリットが失われつつある。

(4) 地場産業都市・伊予三島・川之江市

静岡県富士市に次ぐ紙パルプ産業の集積地域であり、新素材を活用した特殊紙や機能紙を開発し、新しい発展軌道に乗った伊予三島・川之江市。この地域において手漉和紙の製造が開始されたのは18世紀半ばである。この地域は土地が狭く、農業を生計を営むことが困難であり、四国山脈に自生するみつまた・こうぞ等と良質の湧水との地域固有の自然資源を活用して手漉和紙という新しい産業を興したからである。しかも、素材（和紙）の生産だけでなく紙紐・元結・紙袋・水引等の紙製品を加工し、就業機会と所得の拡大を図った。多様な紙製品の生産は産地問屋や生産者自身の販売活動を活性化し、販売活動を通じて紙に係わるあらゆる最先端の情報がこの地域に集中した。その結果、地方圏にありながら生産機能に特化せず、自前の販売ルートを通じて市場や消費者ニーズを的確に把握し、商品企画・設計・デザイン・金融・生産・販売等の事業活動に関する総合的機能が集積している。こうした事業活動を通じて地域固有の情報ネットワークの構築とそれによって集積された情報とノーサウ（知的資産）が人々に学習機会を与え、企業家精神旺盛な人材を輩出してきた。また、新素材を積極的に活用して従来の天然繊維を原料とする紙とは全く異なる性質の紙製品（特殊紙）や従来の紙製品にない特殊な機能を持った紙製品（機能紙）を開発し、新しい機能や用途が次々と開発されている。この結果、紙パルプ産業は愛媛県の業種別工業出荷額では第1位となり、1人当たり分配所得が県内で最も高い地域となっている。この地域が全国的な紙パルプ産業の集積地域として成長した要因を挙げると、①素材生産（手漉和紙）だけでなく紙加工（水引・元結・紙紐・金封）、②産地問屋と地域固有（企業毎）の販売チャネルの開拓、③販売活動＝情報ネットワークを通じた消費者ニーズの把握—消費者ニーズに対応した生産と販売のノーサウ、④地域固有のノーサウの蓄積と学習機会と起業家精神旺盛な人材の輩出、⑤ローテクとハイテクの融合による新

製品・用途、⑥公設試験研究機関による支援、⑦水資源・港湾等のインフラ整備、を挙げることができる。

他方、この地域はもともと土地・水資源が貧困な地域であり、紙パルプ産業の成長と旺盛な設備投資は、域外への工場の流出を招いている。この地域が国際的な紙パルプ産業の集積拠点としてさらに発展するには、当面する事業活動に関わる機能だけでなく、中長期的な視点から研究開発機能や人材育成機能、自然環境や景観に配慮したまちづくりが課題になってこよう。生産機能だけでなく紙パルプ産業は森林の保全や故紙のリサイクル等の環境問題、新素材を活用した特殊紙や機能紙の新製品や用途の開発、紙パルプ及び関連産業の技術革新に対応した人材の再教育、発展途上国の経済成長に対応した紙消費の増大に対応した技術支援等、さらに研究開発機能や人材養成機能を強化する必要に迫られている。その結果、市税収入も増大し、地方交付税の不交付団体となっている。

紙パルプ産業は従来基礎素材型産業といわれ、半導体産業等のハイテク型産業と比べると在来型産業として把握されてきた。しかし、この地域の紙パルプ産業は素材生産だけでなく多様な紙製品を加工していること、紙製品は伝統的な水引・金封・紙袋から素材革命の成果を導入した特殊紙や機能紙を開発し、電子部品の絶縁紙や電磁波シールド紙、さらに医療用紙製品等のハイテク産業に不可欠な素材として活用されている。また、この地域の紙パルプメーカーは大半は地場企業であり、大王・丸住製紙やユニ・チャーム等の全国企業として発展した大企業から中小零細企業、さらに中小家庭紙メーカーによる協同組合の結成まで、実に多様な企業形態が存在し、内発型発展をした地域である。

しかし、順調に業績を拡大した大手・中堅企業は市場が全国に拡大するのに対応して生産拠点を域外に展開するとともに、当該地域自体が土地が狭く、域内に工業用地の確保が困難なことから、生産機能の集積から域外への分散化が始まっている。この地域が紙パルプ産業の全国的な集積拠点としてさらに発展するには、生産機能だけでなく教育・文化機能や研究開発機能

を集積させるとともに、環境や景観に配慮したまちづくりが今後の重要な課題になってこよう。

III. ハイテク化・情報化と 地域経済の内発型発展の 潜在的 possibility

(1) 地場産業都市の 2 つのタイプ

このように産業構造の転換、日本経済の国際化が進行する中で、産業空洞化や地域経済の衰退が懸念されているが、全ての地域が同じように衰退しているわけではない。当該地域に集積している基幹産業や発展形態によって大きく異なる。高度経済成長期に誘致外来型発展をした企業城下町は親会社のリストラクチャリング（事業の再構築）によって衰退しているが、下請企業の中から、親会社からの技術移転を受けて自社技術・自社製品を開発し、取引先の多様化や自律的発展軌道に乗っている企業も誕生しつつある。誘致型開発政策によって輸出型産業である電気機械工業等の加工組立型産業が集積して70年代後半以降急速な工業集積がみられた新興工業都市は、80年代後半以降になると円高に対応した進出企業の国際化戦略の下で地域経済の衰退がはじまっている。地場産業が自生的に集積して内発型発展をした地場産業都市も2つのタイプに分かれる。一つは、生産機能に特化して自前の販売チャネルを構築してこなかった地場産業都市であり、国際化の中で安価な輸入品の増大に直面して産地の崩壊の危機に直面している。もう一つは、素材だけでなく多様な製品を加工し、自前の販売チャンネルを構築してきた地場産業都市であり、戦後の技術革新の成果を取り入れて新しい機能を持った商品や新用途を開拓して新たな成長軌道に乗っている。

このように、個々の地域をよくみると、産業構造転換・国際化の下で衰退の危機に瀕した地域もあるが、同時に、地域経済が新しい成長軌

道に乗った地域を確認することができる。産業構造の転換・国際化が進行する中で地域経済が持続的に成長しているのは、自律的な経営基盤を確立した地域企業を経済的担い手とした内発型発展をしているからである。地域固有の技術とノーカウ（知的資産）を基礎に、域内市場だけでなく、全国市場さらには世界市場に販路を拡大しつつあるからである。情報化・国際化が急速に進展する中で、地域経済の内発型発展の潜在的 possibility が拡大しているとわれわれは考えている。

(2) 内発型発展を可能にする要因

内発型発展の潜在的 possibility を拡大している第1の要因は、戦後の新制大学制度による技術者の大量養成である。戦前あるいは戦後の高度成長期に独立創業した中小企業の技術集積は、経営者の独創性や経験的な技能取得に依存しているケースが少なくない。しかし、コンピュータ制御技術や新素材の活用は経験的な技術習得だけでは不十分であり、新しい高等教育制度によって技術教育を受けた人材の確保が不可欠である。新制大学制度の下で理工学部を中心に新しい大学や学部が増設され、大量の技術者や専門家を養成した結果、中小企業でも高等教育を受けた技術者を採用することが可能になった。その結果、中小企業の技術水準を質的に高め、生産性の向上を可能にしただけでなく、自社技術・自社製品の潜在的開発能力を高めることになったのである。とりわけ、中小企業の技術水準の「高度化」においてしばしば見られる現象は、職人の技能と技術者の新技術との融合であり、在来技術と先端技術の融合によって新製品開発や新しい事業分野への参入を可能にしていることである。

第2の要因は、ハイテク技術の「成熟化」である。例えば、半導体産業に典型的にみられるように、半導体製造技術の高度化は集積度を著しく高めることに成功し、集積回路の高機能化を達成しただけでなく、小型化・低価格化を実現し、中小企業でも自社製品の中に取り込むことが極めて容易になったことである。とりわけ、

ME革命は多品種少量生産方式の導入を可能にするとともに（プロセス・イノベーション），工作機械メーカーは自社製品に自動化・省力化機能を付加することを可能にした（プロダクト・イノベーション）。また，素材革命による新素材の市場投入は，在来産業の加工技術と結合して新しい機能や用途をもった新製品の開発を可能にした。ハイテク技術の「成熟化」は，中小企業が多額の研究費を投入して基礎研究から応用・開発研究をすることなく，ハイテク産業の成果を導入して新しい自社製品・自社技術を開発することを可能にしているのである。

第3の要因は，高速交通体系と情報通信ネットワークの整備によって内発的なネットワークが拡大していることである。地方圏の中小企業であっても全国市場はもちろん世界市場に直接アクセスし，原材料の調達・情報収集及び製品販売を可能にしていることである。情報収集や人材・資金調達等の利便性をもつ首都圏に本社機能を置くコストを考慮すれば，地方圏の中小企業のハンディは高速交通体系と情報通信ネットワークの整備によって大幅に緩和されていることである。

第4は，企業家精神旺盛な人材の輩出である。中小企業の技術水準の高度化，ハイテク技術の「成熟化」による在来技術とハイテク技術の融合の可能性，高速交通体系の整備や情報通信技術の高度化によって，地域経済の内発型発展の潜在的 possibility が高まても，それを活用して事業を起こす人材，経済的主体が誕生しない限り，地域における新産業の創造を期待することができない。

第5は，人材の輩出を可能にする地域の学習機会が存在することであり，当該産業に係わるあらゆる情報が地域に集中される地域固有の情報ネットワークとその結果地域に蓄積されたノーハウ（知的資産）の存在である。地域固有の事業活動，とりわけ，販売ネットワークを通して地域固有の情報ネットワークが形成され，市場及び消費者ニーズが絶えず地域に伝達されていくことである。こうして地域に集中集積した情報は人々に多様な学習機会を提供し，企業家精神旺盛な人材を養成していることである。地域

固有のノーハウ（知的資産）と企業家精神旺盛な人材の存在が地域経済の内発型発展の潜在的 possibility を拡大していることである。

IV. 地域経済の内発型発展と 国際分業の方向

今日，日本経済の国際化の波は地域経済にも押し寄せ，地域経済の内発型発展を考慮する際に発展途上国との国際分業のあり方を視野に入れることができない課題になっている。とりわけ，高学歴化とサービス産業の発展が惹き起こしている若者の製造業離れ，急激な円高の進行の下で地域産業と競合する安価な工業製品の輸入の急増は，地方圏の中小企業に対してもアジア地域を中心とした生産拠点の海外シフトを迫っている。愛媛県企業の海外進出は，1997年3月末現在，183件にのぼっている。業種別では卸売・小売・飲食業（33件，18.0%），繊維工業（29件，全体の15.8%），パルプ・紙・紙加工品製造業（24件，13.1%），一般機械機具製造業（13件，7.1%）の4業種で半分以上を占める。タオル産業に典型的にみられるように，こうした海外生産の拡大は生産機能の海外シフトは製品輸入を拡大して廃業や雇用の減少をもたらし，地域経済の衰退に拍車をかけるケースもあらわれている。

ところで，中小企業の海外進出を大きく分けると2つのタイプがみられる。一つのタイプは，低賃金労働力志向型であり，タオル・縫製や水引細工の場合である。例えば，水引細工の中国への海外進出である。水引細工は長野県飯田市と並ぶ伊予三島・川之江市の伝統産業である。水引細工の加工業は，長年の修行によって蓄積された職人の技と大量の主婦による内職によって支えられてきたのであるが，高齢化によって労働力そのものの確保が困難になっている。中国への水引細工の進出は低賃金で指先の器用な若年女子労働力の確保が目的である。こうした海外生産の拡大は，一方では産地そのもの衰退，

他方では中国の経済成長とともに低賃金労働力の確保の困難といった問題に早晚ぶつかるに違いない。

もう一つのタイプは、独自技術・製品をもち、技術水準の比較優位を経済的基礎として急速に拡大しているアジア市場に参入しようとするものであり、市場志向型の海外進出である。例えば、業界でも代表的な特殊紙メーカーである三木特種製紙（株）は、日本の電気機械メーカーの進出に対応して電気絶縁紙の供給を目的に中国安徽省に進出している。また、生理用品・紙おむつのトップメーカーに成長したユニ・チャーム（株）は世界でもトップ水準の技術力を基礎にアジア市場への参入を開始し、1984年に台湾、87年にタイ、94年に韓国、95年に中国・上海に進出している。さらに小型ボイラーでは国内市場の60%のシェアを持つ三浦工業（株）は、石炭ボイラーから石油ボイラーへの転換を進めている上海市の型式認定を受け、同市の公害対策に貢献している。こうした独自の技術力をベースに海外生産に乗り出している企業は、現地企業とも国内企業とも競合するケースが少なく、技術移転を通じて現地企業の技術蓄積や環境対策に貢献する可能性をもっている。

このように独創的で個性的な技術や製品開発によって内発型発展を追及している地域や中堅・中小企業は、技術移転を通してアジア地域の環境保全型発展に貢献できる可能性を持っているのであり、そうした方向を促進するには地域における研究開発機能や教育文化機能を強化し、人材養成や技術移転を通してアジア地域固有の自然や歴史文化を活用した内発型で環境保全型発展に貢献できる道を追及することが課題であろう。

1) 地域経済の内発型発展を最初に提起したのは宮本憲一氏である。宮本氏の内発型発展論については『現代の都市と農村』（日本放送出版協会、1982年）および『環境経済学』（岩波書店、1989年）参照。しかし、宮本氏の内発型発展論は農山村における内発型発展の事例を参考にまとめられたものである。地方都市（もしくは地方工業都市）の内発型発展に

ついては、宮本氏は金沢市を代表的な事例として挙げているが（『現代の都市と農村』69-70ページ）宮本氏の指摘を実証を踏まえて発展させたものとして、中村剛次郎『新しい金沢像を求めて』（金沢経済同友会、1986年）、佐々木雅幸『現代北陸経済論』（金沢大学経済学部研究叢書、1992年）を参照されたい。また、農山村地域の内発型発展の研究については重森暁『現代地方自治の財政理論』（有斐閣、1988年）、守友祐一『内発的発展の道』（農村漁村文化協会、1991年）、保母武彦『内発的発展論と日本の農山村』（岩波書店、1996年）参照。

- 2) 通産省『21世紀産業社会の基本構想』通商産業調査会、1986年、33-34ページ。
- 3) 通産省編『第25回我が国企業の海外事業活動』大蔵省印刷局、1996年、12-13ページ参照。
- 4) 新居浜市における住友系企業のリストラと市経済に対するインパクトについては、拙稿「企業城下町（新居浜市）」経済地理学会西南支部編『西南日本の地域経済』ミネルヴァ書房、1995年参照。
- 5) 「紙のまち」伊予三島・川之江市が素材革命の成果を導入して静岡県富士市に次ぐ紙パルプ産業の集積地域として発展している点については拙稿「地域産業の再生と文化経済学の課題」いよぎん地域経済研究センター『IRC』No. 95, Vol. 5, 1994年5月、「産業構造の転換と地方工業都市—「紙のまち」伊予三島・川之江市—」松山大学総合研究所『地域研究ジャーナル』No. 9, 1997年5月参照。
- 6) たとえば、中小鉄工会社がメカトロニクス分野に参入する場合である。愛媛県のメカトロニクス分野の代表的企業に成長している（株）ヒカリ（1961年設立、資本金8000万円、従業員349人、1995年の売上高63億円）は、もともと井関農機（株）と帝人の下請鉄工会社であったが、70年代に松下寿電子産業（株）がビデオ自動製造ラインを新設する際に技術者を派遣してエレクトロニクス技術を習得し、今日では、FA機械の開発設計から製造まで一貫して行うことができ、受注先も松下グループをはじめ全国の大手電気機械・自動車メーカー等に拡大している。詳細は、拙稿「地域における研究開発企業の生成」『松山大学創立70周年記念論文集』1994年、参照。
- 7) たとえば、伊予三島・川之江市を中心に集積する紙パルプ産業が成長しているのは、在来の原料であ

る天然繊維（木質系、植物系）だけでなく、合成繊維を活用して特殊紙や機能紙を開発したからであり、紙のもつ情報伝達機能、包装機能、吸収機能の3つの機能を最大限に引き出しているからである。日本ではじめて合成繊維を原料に障子紙を漉いた三木特種紙（株）や吸収機能を活用して生理用品や紙おむつのトップメーカーに成長したユニ・チャーム（株）はその典型である。詳細は、拙稿「産業構造の転換と地方工業都市—「紙のまち」伊予三島・川之江市—」松山大学総合研究所『地域研究ジャーナル』No. 9, 1997年5月参照。

8) たとえば、（株）片岡機械製作所（伊予三島市、1967年設立、資本金1億円、従業員115人、1995年の売上高25億円）は、巻取機械の専門メーカーであり、コンピュータ制御機能を搭載した巻取機械を世界で最初に開発し、世界一の技術水準を誇っている。同社の巻取機械は国内はもちろん欧米の化学メーカー等に広範な業種に納入している。ところで、機械メーカーが解決を迫られる問題はメンテナンスである。同社の巻取機械は超精密加工によって長期間の耐久性があり、機械本体が故障することはなく、故障するとすれば、ソフトウエアであるという。たとえば、アメリカの化学メーカーに納入した巻取機械がトラブルを起こしたとすると、通信衛星によって故障箇所の映像を伊予三島市の本社工場に送り、プログラマーがそれを見ながらソフトを修理し、通信衛星を通じて新しいソフトを送信し、試運転する。もし、故障が直ればそれでよいし、もしそれでも故障が直らなければ同じ操作を繰り返すことで補修業務を行い、対応することができる。したがって、海外のユーザーの機械を納入しても、現地にメンテナンス要員を常駐させる必要がないという。これは、情報技術の高度な発達によって、地方圏の中小企業が独自技術・製品を開発し、世界市場に販路を拡大することが可能になっていることを物語っている（拙稿「地域における研究開発型企業の生成」参照）。

9) たとえば、1970年代に包装・容器革命（容器が木箱から段ボールに転換）が日本列島全体に浸透し接着型荷札が必要になったが、伊予三島・川之江地域の紙パルプ産業の従業員が接着型荷札を開発して独

立創業に成功し、今日では地域を代表する中堅の紙加工メーカーに成長している。こうした現象は、企業家精神旺盛な人材が誕生する上で不可欠の学習機会、すなわち、地域固有のノーザウの蓄積を考慮しなければ理解することが困難である。地域経済の内発型発展における情報とノーザウ（知的資産）の重要性を最初にしてきたのは池上惇氏である。本稿も氏の指摘に大きな示唆を受けている（池上惇「内発的発展と国民経済」『経済論叢』第146巻第4・5・6号、1992年4・5・6月、参照）。

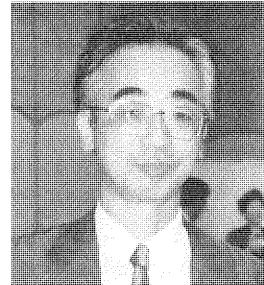
- 10) いよぎん地域経済センター「最近の愛媛県企業の海外進出について」『IRC』No. 107, 1997年5月、参照。
- 11) 通産省の調査によても、海外進出企業が増大しているが、それとともに撤退するケースも増えている。1994年度に撤退した企業は、本社ベースで103社（同進出企業231社）、現地法人ベース233社（同3627社）にのぼり、中堅・中小企業が撤退する割合が高い。撤退の理由として「進出先での製品需要の不足」「賃金の上昇」「現地化要求」「パートナーとの対立」「労働力確保の困難」等が高い割合を示している（通産省、前掲書、4—6ページ）。
- 12) 三木特殊紙は安徽省の高河造紙との合併で安徽三木特殊紙有限公司を設立し、電気絶縁工場を建設した。資本金210万米ドル（三木特殊紙（株）資料）。
- 13) ユニ・チャーム（株）はアジアだけでなく、93年にはオランダに合弁会社を設立し、ヨーロッパ市場にも参入を開始している。同社は、1996年現在資本金152億円、従業員910人、年間売上高1388億円にのぼる。なお、同社は前進の大成化工（株）設立の1961年から16年で、1968年の生理用品販売会（株）チャーム設立から9年で東京証券取引所市場第二部に上場（1976年）している（同社資料）。
- 14) 三浦工業（株）は小型ボイラーでは全国市場の60%のシェアをもつボイラー専業メーカーであり、県内で数少ない上場企業である同社は、1959年設立、1996年現在資本金61億円、従業員1570人、95年の売上高415億円にのぼる（愛媛県経済レポート『'97年会社年鑑』）。

（すずき しげる 所員 松山大学）

日本と途上国の労働者の競争関係について

—不況下の中小企業の現場から—

先進国と発展途上国の産業との競争には3つの形態があるが、このうち先進国にのこされてる可能性は、商品の質を問う競争である。ここでは、いかに高付加価値の商品を生産できるかが重要である。この競争における中小企業の役割について考える。



ONO Mitsuru

小野 满

はじめに

われわれ中小企業の現場は今、90年代不況のど真ん中にいる。株が暴落した90年の初めから数えると7年余り、その後不動産業等に対する融資の総量規制が行われ土地の価格の下落が始まつてからでも6年余り、全くいやになるほど長い不況だ。政府は、不況は93年10月を底にして緩やかながら徐々に回復し、既にその長さは岩戸景気を超えたと言っているが、実態はそんなものではない。われわれは今まさに戦いの真っ最中におり、とても戦況報告をする心境ではないが、不況がありにも長いので中間報告をまとめておく必要を感じていた。今回のシンポジウムのテーマが「アジア新時代と新しい地域=国際分業」という、われわれの当面する課題にぴったりのテーマだったのでコメントをさ

せていただいた次第である。

中小企業の現場から90年代不況を見る場合の困難は、周辺部から全体をみる難しさである。自分の周辺の特殊な事情と日本経済あるいは世界経済全体の普遍的な傾向との区別がよくできないところがある。民主商工会のスローガンに「八百屋の店先から世界経済を考える」というのがあるそうだが、本当に難しいことである。それを承知のうえで、とりあえず自分の周辺から見た90年代不況の現状について報告したい。

I

90年代不況の特徴

戦後、われわれは多くの不況を経験してきた。それぞれの不況は共通点をもちながらも、全く同じ不況は二度とはないというのが実情である。それでは、今回の不況の特徴は何か。それは、不況の初期に宮崎義一氏が『複合不況』で指摘

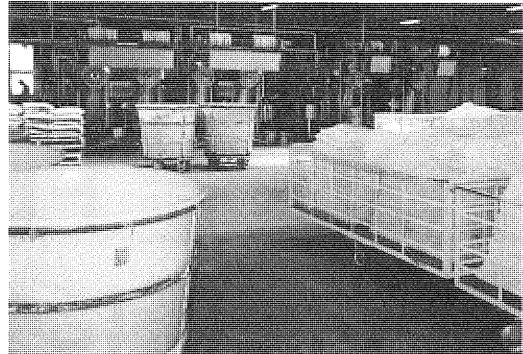
されたように、構造的要因と循環的要因が重なり合って進行していることである。

「当面する先進諸国の景気後退に共通する特徴は、まず金融の自由化の帰結として金融資産（ストック）の調整過程が先行し、それによって実質G N P（フロー）のマイナス成長が誘発されている点である。それは、バブル＝不良資産（ストック）の長期的調整とフローの短期的在庫調整とが連動して進行する、いわばストック－フロー複合リセッションであるといってよいだろう」¹¹⁾。

このことについては、おおかたの合意は得られるであろう。問題は、その構造的要因が何なのかということである。宮崎氏の説では金融の自由化ということが指摘されているが、私は、もっとひろく情報技術の進歩を背景にした経済の国際化というようにとらえるのがよいのではないかと考える。

(1) 金融の不安定化

中小企業の現場には、この構造的变化はどのような影響を与えているか。その第1は、金融の国際化にともなう不安定化である。銀行は、天気のよい日に傘を貸し雨が降ると取り上げるということは昔から言われていたが、バブルのときの貸しぶり、バブル崩壊後の取り上げぶりはひどいものだ。今までには、不況のときには金利が下がり金融が緩和されるのが普通であった。ところが、バブルのときは景気が過熱しているのに金利が下がり金融はだぶだぶであった。今は逆に確かに金利は下がったが、金融は緩和されているわけではない。中小企業には「貸しぶり」が行われている。こういうと、銀行の頭取などは「そんなことはない。むしろ資金の需要がなくて困っているのだ」と言う。なぜか。確かに大企業では、直接金融のみちが大きくひらけたので銀行資金に対する需要は減退しているだろう。しかし、株式市場などで不特定多数の出資者から資金を集めることのできない中小企業ではそうではない。また、需要があったとしても銀行として安全な貸し付け先がないという。銀行は、かつては土地だけを頼りにリスク



大阪の染色工場

の高い資金を貸し出し、今は土地価格が下落するからといって、全くリスクを取ろうとしない。これが循環的にはもう回復してもいい不況が長引いている大きな理由である。この点については、今回の主題ではないのでこの程度にしておこう。

(2) 国内産業の空洞化

中小企業の現場における経済の国際化の第2の影響は、資本のグローバルな移動にともなう国内産業の空洞化といわれているものである。それには例えば自動車産業のように、大資本の工場が消費地である海外に進出することによって、輸出が減って国内生産が縮小され、下請け企業の仕事が減るという場合と、例えば繊維産業のように、大資本の工場が発展途上国の低賃金を利用しコストダウンはかるために海外に進出し、国内への逆輸入が増え国内生産が縮小される場合とがある。海外投資の流れは、まず1970年代に繊維産業などから始まった。今それが多くの産業に拡がりつつある。だから国内産業の空洞化については、繊維産業はいわば「先進的」な産業である。

今その概況を見てみよう。繊維産業はもともと輸出産業であったのが、1985年のプラザ合意による円高以降、繊維貿易は赤字に転落した（表1）。それはもともと、綿糸、羊毛などの繊維原料は輸入に頼りそれを織物類の輸出でカバーしていたのが、近年衣類（アパレル）の輸入が急速に増加し輸入比率が50%を越えるものも珍しくなくなった（表2・図1）。これが国内産

表1 日本の繊維貿易の推移

(単位：100万ドル)

年	輸出				輸入			
	原 料	糸織物	衣 類	合 計	原 料	糸織物	衣 類	合 計
85	635	4900	728	6263	2155	1891	1995	6041
86	695	5444	734	6874	1863	2174	2853	6890
87	708	5544	665	6917	2702	2975	4649	10326
88	847	5473	588	6908	3309	3929	6702	13940
89	827	5472	563	6862	3337	4341	8942	16620
90	838	5793	564	7195	2643	4100	8704	15448
91	904	6463	576	7943	2456	4319	9341	16116
92	945	7012	632	8590	2012	4157	11170	17339
93	920	6676	645	8241	1461	3932	12626	18019

出所：大蔵省貿易統計

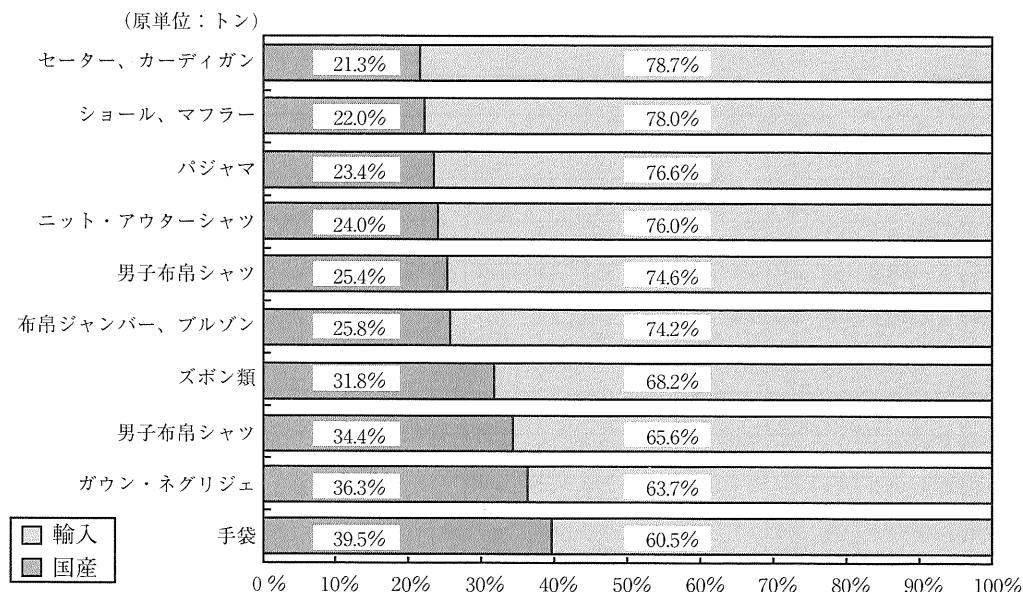
表2 過去8年間のアパレル輸入

(単位：100万円)

年度 国別	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
中国	294357	330594	419088	595251	676282	816624	972067	1241815
イタリア	100182	156124	132121	114627	89482	117252	140547	182898
韓国	344712	276761	254540	220017	189751	180831	160099	140179
米国	22522	37383	55118	65748	90563	88037	97971	109983
ベトナム	400	1718	4480	11314	19648	29342	34699	53073
その他	272554	263733	244970	272589	235158	242368	275857	327198
全世界	1034727	1066313	1110317	1279546	1300884	1471454	1681240	2055146

注：靴下など「その他衣類」を含む。出所 日本繊維輸入組合

図1 輸入比率の高い衣料品（平成7年度）



出所：大蔵省「日本貿易月表」、日本化学繊維協会「医療用繊維消費量調査」

業にどのような影響を与えていたかを、その一工程である染色業でみると表3のとおりである。そして表2で見るとおり、衣類（アパレル）の輸入先は主として中国を始めとする発展途上国である。われわれはこれにどう対応したらよいのか。これにたいしてセーフガード（WTOに基づく輸入制限処置）の発動を求める声がある。もちろん私も緊急の処置としてそれに賛成するのにやぶさかではないが、問題はセーフガードが恒久的処置でない以上、それから先をどうするかということである。それを考えずにセーフガードをいうだけでは、問題は解決しないし、発展途上国の支持も得られないであろう。いいかえれば、経済が国際化し競争関係がグローバル化した場合に、日本の産業と発展途上国の産業との関係はどうあるべきか、それは同時に日本の労働者と発展途上国の労働者との関係はどうあるべきかということであり、これがわれわれが当面している課題である。

Ⅱ 空洞化への対応

表3 縊状繊維、糸、ニット、レースおよび繊維雑品の染色整理加工実態

組合名	企業数		従業員数		加工数量		加工金額(百万円)	
東京都縊維染色協同組合	60年 76社	7年 35社	60年 1,692人	7年 1,246人	60年 54,805	7年 28,340	60年 31,141	7年 15,779
	100	46.1%	100	73.6%	100	51.7%	100	50.7%
八王子染色加工協同組合	60年 33社	8年 23社	62年 271人	8年 167人	60年 4,260	8年 3,500	62年 3,200	8年 1,960
	100	69.7%	100	61.6%	100	82.2%	100	61.3%
愛知縊維染色協同組合	元年 32社	7年 21社	元年 760人	7年 514人	元年 25,653	7年 15,353	元年 9,417	7年 6,008
	100	65.6%	100	67.6%	100	59.8%	100	63.8%
京都府縊維染色工業組合	60年 160社	8年 139社	60年 223人	8年 1,051人	60年 30,000	8年 18,000	60年 870	8年 11,850
	100	86.9%	100	85.9%	100	60%	100	74.7%
大阪府縊維染色協同組合	60年 28社	8年 11社	60年 643人	6年 311人				
	100	39.3%	100	48.4%				
泉州染色工業協同組合	60年 26社	8年 7社						
	100	26.9%						
堺縊維染色協同組合	60年 8社	8年 6社						
	100	75%						
大阪ニット整染協同組合	元年 50社	8年 39社	元年 2,424人	7年 1,811人	63年 66,000	7年 44,000	元年 29,325	7年 22,279
	100	78%	100	74.7%	100	66.7%	100	76%
奈良県染色工業協同組合	60年 34社	8年 27社	60年 750人	8年 570人				
	100	79.4%	100	76%				
兵庫県縊維染色工業協同組合	60年 19社	8年 15社	60年 1,063人	8年 652人	60年 48,818	8年 33,824		
	100	78.9%	100	61.3%	100	69.3%		
尾西染色工業協同組合	60年 139社	8年 94社						
	100	67.6%						

私たちの工場があった大阪市M区には多くの染色工場があった。その中にはK社という大手紡績の東洋一の染色工場もあった。かつてある中小工場の社長は、K社がここにある限りわたしも頑張るといっていた。つまり、あの偉大なK社がなくなるということは考えられなかつたのである。しかし、K社の工場はとっくに撤去され、その跡地にはマンション群がそびえ立っている。それでも彼は、なおどこへも行けず工場経営を続けざるを得ない。70年代以降、中小工場では経済の国際化の波にもまれていろいろな対応策をとった。ある企業は工場を閉鎖し跡地にマンションを建てて、マンション企業に変わった。ある企業は国内での経営をあきらめて、中国に工場を建て海外へ出て行ってしまった。これらの場合、中小の資本としては生き残ったかもしれないが、労働者を含めた企業としては生き残ったことにならない。なぜなら、マンション経営には多くの労働者は要らないし、多くの人は中国へ移住するわけにはいかないからである。そして、なお残って頑張っている工場には、今春、下水道料金の30%近い値上げが襲つて来ている。ちなみに、染色工場にとっては水のコストは染料のコストに匹敵するほど大きさである。私には、何年か前にいわれた「こんな住工混在地域に工場があること自体が間違いだ」

と言う当局者の言葉が耳に残っている。

(1) 3つの競争形態

およそ、日本をはじめとする先進国の産業と発展途上国との競争関係には3つの形態があると思われる。第1は価格の競争である。両者が全く同じ商品をつくる場合には、その価格は平準化し、したがってその賃金もいざれ平準化せざるを得ない。だが、多分そうはならないだろう。というのは、価格は容易に平準化するが賃金の平準化はそう簡単ではない。資本は別の手段を考える。

競争は、次の第2の形態に移るだろう。それはスピードの競争である。これには2つの区分があり、1つは同じ商品を同一時間内により多くつくるといふいわゆる生産性向上的競争である。しかし、この競争をするにも繊維産業のように労働集約性が高い産業では、現在の両者の賃金格差はあまりにも大きすぎる。例えば縫製業では、現在の技術水準ではミシン一台に一人以上の労働者がどうしても要るからである。もう1つは少量多品種の商品ができるだけ速く供給するという、いわばコンビニ的な競争である。国内産業が、海外製品に対抗して生きて行く道はこれしかないという人もいる。しかし、同じ品質の商品をただ速く供給するだけで彼らの賃金格差を克服できるような価格差が得られるであろうか。流通手段の進歩もあり、経験は否定的な回答を寄せている。

残るのは、商品の質を問う競争ということになる。そもそも商品生産の目的は消費にあり、消費は根本的には個人の欲求に基づくものであるがゆえに多様であり、消費の水準が上昇するにしたがってますます多様化する。人々の中には、当面の欲求を充足できればそれでよいという人もいれば、安全性とか利便性とか快適性の点でより高い充足を求める人もいる。いわゆる付加価値の高い商品を求めるということである。

(2) 高付加価値製品

これを池上惇氏は『人間発達の政治経済学』

所収の論文において「疎外された使用価値」と「疎外からの回復を実現する使用価値」として区別されている。「たとえば、人間疎外の状況にあって、空腹や飢えが支配的な状況下の人間の欲求や、忙しさに追われて食事の楽しみを味わうゆとりのない人間の欲求は、パンをあたかも『えさ』のように見なしがちである。人間の欲求の対象としてのパンは単に飢えや空腹を満たすだけでも使用価値と呼ばれたり、効用をもつといわれたりする。しかし、疎外からの回復を担うとなれば、話は全くちがってくる。疎外から回復するために購入されるパンは、単なる『えさ』のようなものではありえない。人間らしい雰囲気にふれたいという精神的な欲求の対象ともなりうるパンとは、モノとしてのパンであるだけでなく、色といい、形といい、味といい、栄養といい、あるいは香りにいたるまで、人間らしい雰囲気の演出にふさわしいものでなければなるまい」²¹⁾

衣類は本来は、気温の変化や外部からの衝撃から身体を保護するのが目的であるが、いまこのためにだけ衣料品を買う人はほとんどいないであろう。高い商品と安い商品とでは、身体を保護するという機能面ではもちろんのこと、安全性とか利便性とかの付加価値面でもほとんど差はない。何倍もの価格差は主として広い意味での快適性の違い—着心地の差である。これは衣料品に限らず、例えば腕時計で、時刻を知るという機能だけであると1000円の時計で充分であるのに、何万円、何十万円の時計が売れるのも同じ理由である。

だからこれは衣食住のような生活必需品を求める欲求が必ず低い欲求であり、新たに開発された高機能の商品や奢侈品を求める欲求が必ず高い欲求であるというわけではない。また、ある人の欲求が高いからといってすべての面で同じように高いわけではない。食べ物に目がない人もいれば衣服にこだわる人もいる。したがって、産業自身に高付加価値産業と低付加価値産業とがあるのではなく、一つの産業の中に高付加価値製品と低付加価値製品とがあるのである。ある産業全体を低付加価値産業と決めつけて発展途上国に譲るということは誤りであり、低付

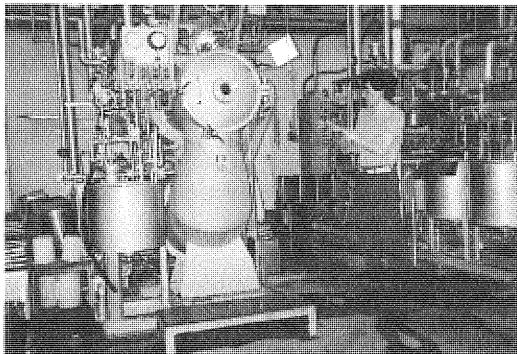
加価値製品をこそ譲るべきである。そして水平的な分業を図るべきであろう。そして、この分業も固定化されるものではなく、絶えず高付加価値の方向へ進んで行くものである。個々の資本が技術移転を拒んでも、長い目で見ると技術移転は進んで行く。そして、われわれはたえず新しい高付加価値の商品を開発して行かなければならぬ。

III 「質」をめぐる競争

70年代には、われわれは白色を中心とする単純な色の製品を、当時はまだ発展段階の低かった韓国、台湾に譲った。そしてわが国では天然纖維について新しい染料が開発され、多様な色の染色が可能になりカラー化時代を迎えた。しかし、やがてその技術は海外へも伝えられ今や中国でも染められるようになっている。80年代になってわが国では、天然纖維の代用としての合成纖維ではなく、天然纖維にない風合いが出来る新合纖が開発され、いまやその新合纖にいろいろな纖維を混紡して多様な風合いを出している。

しかし、消費者の多様な欲求に対応して高付加価値の商品をつくるということは、言うは易くして実際には難しいことである。なぜならば、それに応えるべき現在の生産システムでは、現在ある商品を規格化しその生産を分業化することによってしか、生産性を向上させ得ないし、コストを下げる事ができないからである。日本の纖維産業も、かつては大量生産型の生産システムによってコストダウンに成功し繁栄してきた。そして、大量生産・コストダウンに反するもの、個性的なもの独創的なものを切り捨ててきた。だから、そこからなかなか抜けきれない。この点が例えばイタリアなどに比べても日本の纖維産業の弱点と指摘されている。

富沢木実氏によれば、「日本では、品質が良い



ということを履き違えてきたようなところがある。……品質が良いとは、傷がないとか、縫い目が飛んでいないといった数値で表される評価のことと思われてきた。もちろん、傷がないのに越したことはないが、衣服を購入する場合、布の風合いや着心地など五感に訴える内容がもっとも大切である。ところが、日本の衣服づくりでは、これらは評価基準からぼっかり抜けてしまっていた。……こうして『飾った時には世界でもっとも美しい』といわれる日本の衣服が出来上がる」³⁾。

日本の場合には、デザイナーが染色技術を知らないし、染色メーカーは、安いコストで、そそこのものをつくることに専心している。残念ながら、テキスタイル（布地）の付加価値を高める方向で連携ができるていない。富沢氏によれば、イタリアでは、衣服づくりでは、モデルリスタと呼ばれる職人が重要な役割を果たしている。モデルリスタは、着心地が良く、かつ、つくりやすい衣服を設計する。デザイナーのセンスを活かしつつ、どの生地を使って、どの工場で、どう熟練工を配して縫うかなどの設計は、モデルリスタが行うのである。だから、感性の良いデザイナーと優秀なモデルリスタが組めば、感性にすぐれ、着心地の良い衣服が作られるそうである。日本では、アパレルメーカー（衣類製造業者）からくる仕様書の不備は縫製工場が補っている。しかし、縫製工場に求められているのは、仕様通りの加工、納期の厳守、コストの引き下げであり、モデルリスタほどの権限は与えられていないし、そうした能力も磨いてこなかった。

これが、日本とイタリアとのアパレル産業の差となって現れているといわれる。

日本では、モデルリスタのような職業的人はないし、染色業者や縫製業者がモデルリスタ的な役割を果たそうとしても、その報酬は支払われない。例えばルート品よりコストの高くつく見本について、そのコストに見合う報酬が支払われるわけではない。それどころか、見本はサービスだとして無償が要求される。大量生産の時代はそれでも良かったが、少量多品種の時代ではたまたまではない。だから先程のカラー化の流れにしても、もしまだ白が売れるといその方に流されてしまうし、できれば混紡よりは単純な纖維を扱いたいと思うのである。資本の立場としては、多様な欲求を規格化しそれによって商品を規格化しようとするのであるが、それでも多様化は避けられないからそれに対応しようとしていわゆる「フレキシブル」化が行われる。

これにも基本的に2つの対応がある。その1つは部分的差別化とでもいうべきものである。変化を一定の範囲におさえるために基本的なところはそのままにして部分的に変化をつけて目先を変える。電気機器製品や自動車のモデルチェンジはその典型である。そこでは変化の部分にかかる困難は下請け企業に押しつけられる。多様化をめぐるもう1つの動きは限定的細分化とでもいうべきものである。これはあらかじめ多くの種類の商品を用意してその中から消費者に選ばせるものである。近ごろはやりのカタログ販売とか、大販店やコンビニでのPOS（販売時点情報管理）方式はその典型である。これは原料を大資本が独占し最終製品の生産は中小企業に任かされているような業種で広く行われている。その在庫リスクは下請け企業の負担となる。これらは生産システムそのもののフレキシブル化ではないから、どこかに「ムリ」がある。それが中間管理職を含む労働者の過労死をもたらしたりするのである。それは多様化・個性化に対する真の対応ではない。

IV

本来の労働の役割

労働は本来、その時代その時代が要請するニーズに対応し、新しい技術を取り入れ、新しい製品をつくりだしていくものである。昔の職人はそうであった。彼は仕事の段取りを考え、道具を自分なりに工夫し、仕事の成果を自己のこととして考える。ところが近代工業社会になると、労働者は、ある限られた範囲の作業だけを行うようになり、単に機械の使い方の熟練度が高いのが優秀な労働者とされてきた。

「近代的な技術体系においては、ものごとを細分化し、それぞれの分野で研究を進めれば、全体が進歩すると考えられた。また、仕事も工程を細分化し、個人を一部の仕事に特化させることで効率を上げてきた。ところが、独創的なものを生み出すにあたっては、それとは逆に、統合された知識が必要であるし、最終的には『勘』などの個人の価値判断が重要である。勘は、学習や経験による情報を、自分なりに体系化した価値判断から生まれるものであり、勘を働かせる仕事は、個人以上に細分化することはできない。」「世の中にまだ存在しないもの、つまり、漠然としたアイデアを具体的なものにつくりあげるにあたっては、総合的な知識を持ち判断する力のある職人が重要な役割を果たす」⁴¹⁾。商品の「質」についていうならば、低級品、中級品、高級品があって、高級品が安く提供されればそれで良いというわけではない。多様な商品があって自由に選択できることが大切である。「質」が高いということはそういうことである。このような「質」の高い商品をどのようにして供給するか。それには消費者の欲求するニーズに関する情報をいかに収集するかということが前提である。現在売られている電気製品や通信機器にはひとによつては要らない機能がどれだけ多くついていることか。ところが逆に、不況になり多少とも高コストの「フレキシブル」な

商品が売れなくなると、もっと単純な低価格商品—「価格破壊」商品が取り上げられる。消費者に対しては、価格が安ければ良いだろう。労働者に対しては、商品価格が安いのだから、発展途上国ではこんなに安くつくれるのだから、賃金は上げられないといわれる。多様化・個性化にたいする開き直りである。

二宮厚美氏が指摘されているように、人間には生産物を能動的・創造的に造りだす労働能力とともに、それを受動的・享受的に消費する享受能力がある。「人間をとりまく自然・社会の環境のなかに秘められた潜在力を現実的なものとして顕在化するには、人間自身の働きかけが必要である。その働きかけは二重の過程をたどる。まず第一は、自然を対象とした能動的な働きかけである。その典型はいうまでもなく労働過程である。……そのうえ第二に、顕在化したものを見ると、人間が享受する過程が進行する。労働過程に対比して言えば、これは消費過程となり、……この二重の過程は全く切り離された関係にあるのではなく、互いに関連しあっている。……一方での能動的な労働能力と他方での享受的な消費能力とは、人間と自然との物質代謝過程に対する評価能力によって結びつけられ、互いに連動する関係にある。……評価能力は、この場合、社会の中の人ととの相互作用、交流・交通などを通じて育まれる」⁵⁾。

ところが例えば、POSシステムは売れた商品の数量のみを集計する。しかし売れた商品の中にはたいへん気に入って買われたものと、他に適当なものがなくあるいは時間がなくやむを得ず買われたものがある。売れない商品の中にも全然気に入らなくて見向きもされなかったも

のと、この部分がこうなっていれば確実に買われたであろうものとがある。このような情報は数値化されない。新しい商品の開発にはこのような情報が必要であり、それはPOSシステムからは生まれて来ない。もちろん新しい商品を市場でテストするときなどはPOSシステムは大変有効であるのはいうまでもないが。

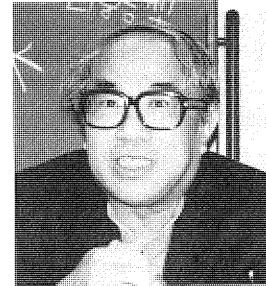
生産者とすれば、消費者のニーズを早く確実にキャッチするとともに、それに応える専門的能力—技術・技能—を磨く必要がある。その場合、空腹を満たすとか暑さ寒さを防ぐとか、単純な機能としては同じであっても売れるものと売れないものとがあるのだから、より個々の消費者のニーズに適合した商品をつくりだす必要がある。そして、単にやすく大量につくる製パン技術や縫製技術だけでなく、よりおいしいパンをつくる技術・技能、より着心地のよい衣服をつくる技術・技能が必要である。着心地のよい衣服について言えば、収縮率の小さい生地づくりだと立体的な細かい裁断とかである。そして私は、消費者の受動的・享受的能力の発達の全面性に依拠して、生産者としての能動的・創造的能力の専門性を高めることが肝要であると考える。

- 1) 宮崎義一『複合不況』中公新書、1992年。
- 2) 基礎経済科学研究所『人間発達の政治経済学』青木書店、1994年、222-3ページ。
- 3) 富沢木実『「新職人」の時代』NTT出版、1994年、13、16ページ。
- 4) 同上書、はしがき。
- 5) 基礎経済科学研究所、前掲書、19、20、22ページ。
(おの みつる 所員)

香川県東部の地場産業 手袋業の歴史と課題

—産業空洞化との関連において—

香川県東部の伝統的な地場産業である手袋製造業は、1970年代初頭に、生産拠点の海外移転と、製品のブランド化・高級品化という大変貌を強いられた。これらは、資本の延命策であって、地域の社会経済の発展策ではなかった。地域社会を発展させる第三の道はいかなるものであろうか。



HASHIMOTO Ryoichi

橋本 了一

はじめに

1995年3月10日午後9時から放映のNHKスペシャル「突然の撤退勧告一日中合弁企業の11年」¹⁾で、四国地方の香川県と徳島県の県境近く大川郡白鳥町を中心とした地域（通称、東讃地方）²⁾に展開されている伝統的な地場産業「手袋製造業」の産業空洞化問題、ひいては地域産業の海外進出の問題点や困難さそのものがにわかに世に注目を浴びるところとなった。香川県東部の明治時代後期からの伝統的な地場産業は、1970年代初頭のニクソン・ショック、オイル・ショックなどの世界史的な出来事を契機に、一方では生産拠点を海外に移転し、地場産業としての手袋産業、ひいては地域の社会経済全体を根底から変貌させてしまい、他方では企業・工場が海外進出した諸国・諸地域で合弁会社や工場の

自立化や労働争議など幾多の問題を惹き起こすに至った。これらの手袋製造業の歴史的な沿革をたどりつつ、いわゆる企業・工場の海外移転の困難さ、産業空洞化の問題点、地場産業や地域経済の生き残り策等々を瞥見しようというのが拙論の意図である。

I 手袋産業の産業空洞化 までの歴史的素描

東讃地域の伝統的な地場産業である手袋製造業を歴史的にみれば、1900年前後の手袋業草創期から1971—3年頃の、いわゆるニクソン・ショックとオイル・ショックという2つの世界的な政治経済的な変動のもとで構造的な変貌を余儀なくされた時期までと、それ以後今日に至るまでの2つの段階に分けてみることができよう。

(1) 救貧事業としての手袋産業発足

江戸幕藩体制が成立する前の1570年頃に、瀬戸内海の四国側の徳島県鳴門周辺から香川県東部にいたる海岸地域に対岸の兵庫県赤穂地方から多くの住民が渡来・入植して製塩業を切り拓いた。東讃地域は特に年間日照日数が全国で最も多く、遠浅海岸で、しかも里山には樹木が生い茂り薪木が豊富で、塩田立地に適していた。俗に「讃岐三白」と称して塩や砂糖や綿など商品作物を中心とする農林水産業の生産性が高い比較的に豊かな地域であった。しかし、1880(明治10)年代に、中国や台湾からの砂糖や綿の輸入という外圧から製糖業と製綿業は衰退し、他方自然条件の優位性にのみ依存して製塩業の技術革新に立ち後れたところから、古代製塩から伝統のある中讃(香川県中部)の坂出・宇多津地域や、さらには愛媛県に接する西讃の仁尾・詫間地域に生産拠点が移ってしまった。明治政府の地租改正により土地所有権を法的に保証された地元の地主階級が塩田跡地を田畠に整理し囲い込みを行ったため、塩田労務者などが生活の糧を失い、地域は極度の貧困化に陥った。

1886(明治19)年頃、真言宗千光寺副住職両児舜礼(ふたごしゅんれい)が大阪で、莫大小(メリヤス)手袋の縫製技術を習得し、特殊ミシンを開発し特許を取得した棚次辰吉(両児舜礼ともに白鳥手袋産地の祖といわれ手袋神社に神格化)と協力して、手袋製造技術を故郷白鳥に移転した。本願寺派教蓮寺に協力要請し、1899(明治32)年に地元の地主階級(旧塩田地主を含む)が出資し積善商会(救貧事業組織)を設立し、救貧事業を名分に手袋製造を地場産業として発足させたのである。1907(明治40)年頃、日露戦争後の恐慌によって地域には失業者が氾濫して、釦作りや傘の骨削りなど副業・内職が多く必要となり、手袋製造も地場産業としての基盤を固めた。

(2) 手袋産業は軍需産業

手袋製造は一見ファッション性の高い衣装産



帽子の生産など商品の多角化も進んでいる

業で、きわめて平和的な雰囲気をもっているアパレル産業のひとつと見做されている。色彩豊かで、薄手のナイロン・ビニールなど化学繊維によるファッショナブルな手袋生産に重点が置かれるのは高度成長経済期の最終段階の1960年代末以降の一時期だけである³⁾。香川県東部白鳥地域で製造される手袋のほとんどは、京阪神地方の鉄工場や製鉄工場あるいはビル建設現場でのリップート打ちなど直接に高熱・灼熱材に触れる時に用いられる檻縷(ぼろ)手袋であり、東北・北海道地方さらには中国大陸など寒冷地における暖房用のメリヤス手袋など厚手の低級手袋であった。生産出荷額が激増する好況期を迎えるのは戦時期であって、日露戦争や、第一次世界大戦から15年戦争による中国東北部進出、1950年代の朝鮮戦争や1960—70年代のベトナム戦争の特需などの戦場における防寒・軍需用手袋生産が主力であった。特にベトナム戦争においては水田や密林における蛭(ひる)対策が手袋生産技術の主な課題であったのである。

(3) 内部矛盾の顕在化

東讃地方の伝統的な地場産業である手袋製造業は、手廻しミシンから足踏みミシンへ、さらに電気駆動式ミシンへと縫製用機械を改良したり、メリヤスや絹・人絹、さらにはナイロン・ビニールなどの化学繊維織物等の原料を機械的に裁断するとか、軍需用手袋から作業用・暖房用へ、さらに装飾用手袋へと生産を転換するとか、家内制手工業から問屋制(統括型)手工場

(大阪)へ、さらに戦後、白鳥産地の自立化—产地完結型地場産業へと生産体制の構造転換を図り、寒冷地を中心とする国内市場から、中国からアメリカ・カナダなどの海外市場へと販売市場を拡大するなど、内部矛盾を抱えつつも技術革新を行って生産性を向上させ、企業整備を進めて地場産業を維持してきた。しかし、基本的には金融関係とナイロン・ビニールなど化学繊維などの原料供給と流通販売市場を支配する大手貿易商社や百貨店・スーパーマーケットさらに域内の中間問屋業者などによって構造的支配を受けていた。

東讃地域は一定の重層的な地域産業構造を形成していた。手袋製造に用いられる型抜き裁断用のポンス生産から鋳鉄・鉄鋼工場や刃物工場を発達させたし、縫い手袋の原料となるメリヤスは編物工場や染色工場の形成を促し、その他に包装紙・値札の印刷や出荷用の箱生産—特にトムソン型打ちという箱型裁断工程が専門的の自立化—が小規模工場ながら数ヵ所存在した。また、裁断士（原料の裁ち）・湯熨斗士（製品の仕上げ）・刺繡工・高級皮手袋の手縫い工など職人的家内専門工が存在し、摘み返し・毛摘みといったような主婦や老齢者・幼年者を中心とする下請け・内職が賃労働として形成されていた。そのため、戦時体制下で男性を兵役に駆り出され、老病人や多くの子女を抱え過酷な労働と過重な年貢とにあえぎ苦しむ農家主婦にとっては、家庭内労働と現金収入—低賃金とはいえないことは、周辺の他地域の家計と比較すればまだしも豊かで、暮しやすかった。

全般的には、手袋生産は本質的には労働集約型の産業であって、皮手袋のように特殊な裁断・縫製技能を要求されるものを除いては原則的に安い労賃で、しかも非近代的な雇用関係・労働条件のもとでの主として婦人の家内労働を基盤にした産業である。安価な労働力を基盤に単価を低く押さえ、量産体制をとって生産高を伸ばし、一定の限界内とはいえた地域の総所得と再生産体制とを維持するという地域産業の特徴=矛盾を内在させていた。域内の企業・事業所の手袋生産高はその後も数量的には伸びているが、経営科学的な生産調整や製品管理を行わ

ず、毎年夏季に厳寒を予測して見込み生産を行い、東北・北海道地方など寒冷地域の百貨店やスーパーマーケットなどに委託販売制度をとっている。暖冬など季節性の影響を受けたり、全国的な不況による消費財の買い控えなどによつて、販売委託先から3月期の決算時期に地元製造業者の元へ手袋製品の返品が押し寄せる、中小零細な企業・事業所が約束手形など金融関係の相互融通関係を執り合っているところから連鎖倒産が相次ぎ、域内の内部矛盾は自殺・心中・夜逃げ・家族離散などの形でドラスティックに発現し、地域経済はパニック状況を呈してしまうのである。

1960年代の末、すなわち1969年頃すでに手袋産業の低賃金構造と見込み生産を主体とする量産体制に厳しい矛盾を顕在化させていたが、追い打ちをかけるように世界的な2つの社会経済変動、1971年のニクソン・ショックと1973年のオイル・ショックが発生したのである⁴⁾。

Ⅱ わが国産業経済の破綻と地場産業 手袋製造業の構造的な変貌

1972年（昭和47年）を境に、ニクソン・ショック、オイル・ショック、ベトナムなどアジア地域の民族自決・解放戦線の勝利、さらにドル安・円高の世界金融機構の根本的な変貌は、東讃地域の伝統的地場産業である手袋産業に激烈な影響をおよぼした。1970年代から1990年代までを3つの歴史的段階にわけることができよう。

第1期は、1970年代初頭から1980年代はじめ頃までで、先述の1971年8月15日のニクソン声明、引き続くドル安、そして1973年の変動相場制の導入によって、手袋の輸出は大幅に減少し、輸出構造が崩壊し、輸出主導型の生産体制から内需主体の生産体制への転換が余儀なくなった。新たな販路を模索すると共に、さらにはニット製品・カバン・ゴルフバッグ・袋物などの多様な新製品を製造する脱手袋体制へと移行を推進

した。

第2期は、1980年代初め頃から1985年まで、地場の手袋産業の生産力は著しく低下し、オイル・ショックを契機としての、わが国における高度成長経済の破綻により国内需要が後退し、在庫が増大するなど手袋産業にも波及的に影響した。労働賃金は高騰し、低賃金を維持する手袋業は従業員不足を來した。暖冬の影響もあって、手袋も作業用・暖房用手袋から装飾用手袋やドライバーおよびゴルフなど、スポーツ革手袋（生産額の約2分の1）へ他品種に転換した。日本経済の停滞は、下請生産を中心にデザイナー常設機関を設置して、高級化・多様化の道を模索することとなった。

第3期は、1985年以来今日に至るまで、プラザ合意に基づく恒常的な円高・ドル安の情勢下での地場産業手袋業のあり方が問われた時期である。国際化・情報化あるいはソフト化といわれ、国際分業の名の下に海外進出した手袋生産工場で作られた自社製品を輸入し、国内市場で販売したり、あるいは海外へ輸出したりといふ、いわば手袋生産業というよりも手袋販売・貿易会社という活動をとることが主流になってきたのである。当然、海外生産への取り組みを強化したことと比例して、地場の生産力は著しく低下したし、また地域の社会経済全般は大きく変貌したのである。

1972—3年から今日におよぶ時期は、地場産業手袋業の危機的な冬の時代といえよう。その際、危機回避もしくは打開には2つの道があるといわれている。すなわち、①従来の労働集約型産業の低賃金・長時間労働・量産体制をさらに強化する道と、②高付加価値化、すなわちアイディア商品ないし高級品志向（ディズニー・手塚治虫のキャラクター商品、さらに内外の有名デザイナーによるブランド商品）、非季節変動性（家庭暖房・自動車移動・暖冬などにより暖房用手袋からの脱却）とを求める道とが考えられた。いずれも場合も、製品管理技術の向上（返品商品の再生・翌年度出荷）と生産調整（生産量の調整と単価の3倍化）と自己販売流通市場の獲得・維持と金融体制の合理化（企業間流通手形の廃止）とが業界の死活の前提的な課題であつ

た。

(1) 安価な労働力を求めて東南アジア諸国への生産拠点の海外移転

まず危機回避の第1の道として企業がとった方策は、労働集約型の低賃金・長時間労働・量産的薄利多売を強化しようという生産拠点の海外移転であった。台湾・韓国から中国へ、さらにタイ・カンボジア・パキスタンへ、そしてフィリピンへと、さまざま日本手袋産業の如く海外進出、地域移動、撤退、そして再進出を繰り返していた、いや現在もしているのである。東讃手袋産業の大手企業のほとんどすべては、直接・間接に一度は生産工場や設備を海外移転し、撤退し、再度他の地域へ移動・再進出したのである。経営形態は、直接自社工場を設立し生産するもの（地元工場を閉鎖し、企業全体が海外移転した事例もある）、現地資本や現地の公的セクターと合弁会社を設立するもの、現地企業に工場・生産設備や原料、そして技術指導、ときには資本援助を行って生産を行うもの等々、当該地域や国家・政治状況によって事情は異なり、形態や支配・介入・協力の強弱濃淡は様々である。本質的には安価な労働力を求めて進出したものであり、安価な毛皮などや木綿など天然纖維で容易に入手できる現地原料を利用するものもあり、現地生産して現地で販売すれば運賃や保険さらには税金も節減できるので濡れ手に粟だという植民地主義的な姿勢も見られる。しかし、現地生産の商品が国内の伝統的な手袋



香川県白鳥町の手袋会社

製造業の製品と同じ水準のものに到達するには約5年ないしはそれ以上の技術指導・養成期間が必要であるといわれている。しかも現地住民・社会や国家の生活上の風俗習慣・伝統的な科学文化水準・国家的な政治体制・階級関係等々の違いが影響して、いろいろな壁に遭遇し、その打開に多くの時間と労苦を要することがあるようである。いずれの場合も現地の住民や地域社会、あるいは政治機構から支持やサポートが得られるかが成否の大きな鍵となっている。

大手企業のなかには、やっと技術指導・養成が終わり、本国工場の製品とほぼ同じ品質の製品ができるようになった途端、賃金・労働契約等の関係から労働争議が起こったり、現地工場が独立して別工場を創設したり、思惑通りの（超過的な）利潤を確保できなくて撤退を余儀なくするなど、いろいろなトラブルが発生している事例も少なくない。撤退したり、他国や地域内で他の地区へ移動する場合、現地工場の施設や生産設備の残置あるいは操業継続の問題、現地労働者の離職・再就職対策や退職金問題など多くのトラブルを一国際的な紛争に発展しかねない火種さえ一発生させている。海外進出した企業の立場からすれば、資本の論理から自社・自工場と競合・対立の関係に発展する可能性のあるものは細大もらさず取り除いておこうという考え方や姿勢であろうが、これが直接的に騒動や紛争の原因になっている場合も少なくないのである。

国際分業において基本的に守らねばならない原則は、支配・従属の関係ではなく、対等・平等の関係であり、平準化の道である。原則を踏み外した時、対立が生じ争いが生じるのである。かりに海外に進出移転した企業・工場が順調に成長し、本国本社の製品に優るような商品を製造するようになっても、それを輸入し、国内需要に供したり、海外へ仲介貿易的に輸出して、短期的には超過利潤を獲得できたとしても、いわば自社が自らと競合・競争し、自らの足元・基盤を切り崩し、さらに矛盾を深化させるだらうことは、生産拠点を海外移転させる以前から予想された問題であり、産業空洞化の宿命的な矛盾であるといえよう。



香川県白鳥町の手袋会社

(2) 産業空洞化による地場産業の崩壊

結果として、東讃地域の伝統的な地場産業としての手袋製造業は壊滅的な事態となっている。その地元における生産実態は、東讃三町で最盛期の1972年頃には250企業、下請け550事業所と手袋工業組合に登録されていたものが、資本や生産設備の規模は拡張したが、400企業・事業所に淘汰され減少している。労働力も域内（約7000人）・域外（約3000人）労働力合わせて約1万人といわれたが、現在は3500人程度で、域外からの通勤労働者はほとんど皆無である。旧国鉄（現JR）高徳線は乗降客・出入貨物とも讃岐白鳥駅で経営が成り立っているといわれていたが、現在ではトラック輸送等モータリゼーションの影響もあるけれども、駅の利用は通勤通学客以外全くない。1990年度の生産実績は、縫い手袋—内需用231万9950ダース（売上金額59億3371万円）・輸出用4万4285ダース（同1億2660万円）、皮手袋—内需用135万9273ダース（同373億6342万円）・輸出用1375ダース（同287万円）、ビニール等合成皮革手袋—内需用11万8165ダース

(同11億1158万円)・輸出用なし、編み手袋—内需用106万2755ダース（同38億8504万円）・輸出用6万6526ダース（同7187万円）、総生産量693万4843ダース（同603億8843万円）、そのうち内需用679万9038ダース（同601億3366万円）・輸出用13万5805ダース（同2億5477万円）となっている。1972年度と比較すれば、総売上金額では単価の高騰からおおよそ2.8倍になっているが、総生産量で約80%に落ち込んでいることが読み取れる。輸出用が1972年度では総生産量の約30%占めていたものが、1990年度では2%以下になっているのである。内需用手袋生産のみといって過言でない。総生産量の約19%を海外企業・工場での製品輸入に依存しており、金額的にも輸入額は18%程度に達している。総生産量が約80%に下落して、その生産量・売上げ金額の約20%が主として海外の自社製品の輸入・輸出に依存しているのであるから、最盛期の15—7%は産業空洞化の影響を被ったといえよう。全体としての地場産業としての手袋製造業の衰退は否定できない事実であり、それにもまして、地域住民の社会経済的な生活は根底的から破壊されたのである。

（3）高付加価値化の道とその問題点

危機打開の第2の方策は、手袋製品のブランド化・高級品化である。1970年段階では、手塚治虫の鉄腕アトムやディズニーのミッキーマウスなどのキャラクターのシールを子供用編み手袋の甲に貼り付け、幼児・子供という絶対多数の消費者を取り込もうとした。商品そのものは必要でないが、キャラクターを集めるために手袋を買わせるという商法である。振りかけ海苔・お茶漬・化学調味料などにも同一商法が採られ、現在ではスニカーなどでやられている、いつも変わらぬ商法である。アニメの世界や商品市場に次々と現れる目新しいキャラクターに対する幼児・子供の趣味・嗜好には変化や限界があつて、一過的な糊塗・回避策に終るのである。

1980年代からのブランド化・高級商品化とは、バーバリー、ランバン、トラサルディー、レノ



手袋の商品展示室

マ、ピエール・カルダン、ピエール・バルマン、三宅一生（イッセイ・ミヤケ）、山本寛斎、菊池タケオ、芦田淳等々の内外の有名デザイナーやメーカーの商品と同じような商品、あるいはそのデザインを取り入れた商品やトレード・マークやワンポイント・マークなどを手袋のどこかに入れた商品を製造・販売するのである。「ブランドがセールスマンになる」という思想である（日本手袋工業組合理事長、漆原和義氏著『無形の財産づくりで勝ち残る』四国生産性本部編「経営と人」No.28）。ロイヤリティ契約は原則的に一年契約であつて、使い捨てとなつておらず、それらの使用料として高額な契約料を支払っている。例えば、バーバリーなどはハウスチェックなどデザイン関係だけでなく、原材料の品質、染色・裁断・縫製・仕上げ・商品管理にいたるまで徹底的に技術的チェックされる、しかも海外工場生産や下請工場で製造された製品に対してもブランド側は責任を要求するので、単にネーム・ヴァリューに頼って売上げを伸ばそうというだけでなく、自信と誇りをもつて消費者に商品を提供できる、従つてロイヤリティ料は必ずしも高いとはいえない、と企業経営者は語っている。

海外に進出する工場の場合には、自己資本・自己設備・自己原料・徹底的な技術指導による高級品生産を原則としている。その際、直接的な生産工程や労務管理は現地住民の参加制・主導制をとり、原則的には本社から徹底した情報公開を行い、任せきりにしていることが成功の鍵だ、と経営陣は語っている。多少手前味噌の

買いかぶりだという印象は拭えないが、現地工場と経営・管理・運営の上で紛争が生じたり、労働争議が発生している多くの事例のなかで円滑に推移しているようである。安価で高品質な商品を製造し、消費者に提供すること、これこそ陳腐だけれども「本質」を表しており、これが地場産業としての手袋産業が生き残りの道ではある。しかし、手袋業者や日本手袋工業組合は地域住民と連帶して、その当然の道をどう推進していくか、その第三の道筋を示すことが必要であろう、と思う。先の両者はいずれも、自社の生き残り戦略であって、地場産業の、ひいては地域住民社会の生き残り戦略は意識の中にあるとは思えないものである。

おわりに

— 地場産業と地域社会活性化の道は —

まず総論的に言えば、サスティナブル社会の形成・発展の核としての真の地場産業再生の道として、①維持可能な社会づくりのための総合的な国土・地域発展政策の確立、②地域の社会経済の発展と住民の合意形成、町づくり・村づくり・地域づくりの核としての地場産業の再生、地域労働力の活用と雇用機会の創出、地域の産業文化としての技術蓄積と固有価値の役割の覚醒、③地域の産業経済振興の基盤形成、地域住民の生活要求に対応する製品の質的向上、地域の重層的な産業構造の再生、国際的・国内的な市場・流通システムの拡充、④技術的革新と国際化、ME化による地域の技術革新、伝統的な産業文化の保存と質的向上、国際的・国内的かつ地域的な情報ネットワークの形成と活用、地域の個性化・特性化と普遍化、そして⑤真の国際分業のありかたの模索と確立、などが考えられよう。

そして伝統的な地場産業の生き残りの方策であるからには、地場産業、ひいては地域の社会経済の衰退を喰い止め、再活性化させる方策でなければならない。まず第一歩は、重層的な地

域経済構造を再構築することであろう。第2には、金融関係の銀行等も、原料供給関係の大企業・大手商社も利潤を追求する資本であっても、取引関係を壊したり、無視したりして存立できない。むしろ最終的には大衆消費者と対する販売流通関係が地域の地場産業のネックになる場合がしばしばあるのである。論者は中小零細な生産業の生き残り戦略には販売流通機構の民主化や市場の拡充が必要であると考えている。第3には、生産と消費の、企業と企業との連帶と協働がなければならない。その際、特に企業経営陣が留意すべきことは、地場産業の経営者にともすればある個人的・単一的な技術蓄積に対して限りない自信をもっているが、その反面独善的・排他的であるという傾向を払拭することである。そして、ノウハウや複合的な知識蓄積を重視し、自らの蓄積した知識・情報やノウハウは地域の産業文化的な共有財産であり、連携と協働の精神を堅持し、企業提携・生産と消費の協同組合などを模索して地域全域の振興をはかることが重要であろう。

1) テレビで報道された企業は、工場進出していた韓国から撤退し、中国へ主要な生産拠点を移転したため、1988年末から1989年春にかけて、工場設備の残置と操業の継続問題や現地労働者の退職金問題・離職者対策等についても合意せず労働争議に発展し、解雇された現地韓国労働者が在日韓国人とともに本社に数度にわたり押しかけ、外国労働者の街頭デモ行動が行わられた。なお企業名は周知のところであるが、現在裁判所で係争中であり、本論では地域の地場産業を全般的に見る立場をとっているので、本論中の事例として取りあげたもう一企業とともにあえて社名を明らかにしない。両社とも長時間にわたり調査・資料提供・ヒアリングに快く応じてくれたことに深甚の謝意を表しておきたい。

2) 讃岐の東で、東讃地方（域）といい、香川県大川郡白鳥町を中心に東の引田町、西の大内町を合わせて東讃三町と呼び、わが国の手袋製品の約90%以上を生産し、白鳥町に日本手袋工業組合が存在していることからも手袋産業に占める東讃三町の位置が理解できよう。

3) 現在、ゴルフ用やドライバー用手袋など主要商品

の原料となっている化学繊維は天然皮革と似た風合いで、コストが安く強度が優れている人工皮革である。地場産業としての東讃地方の手袋産業の生産数量・出荷額・事業所数等の統計資料は手袋産業が最盛期を迎える、他方で矛盾が顕在化していく1952年以降のものしかない。1950年代の朝鮮戦争のいわゆる特需景気は先述の理由から手袋産業にも及び、1952（昭和27）年内需用手袋49万5000ダース（売上金額3億857万円）、輸出手袋35万2425ダース（同7億1600万円）、合計84万7425ダースで、10億2457万円の売上を計上している。朝鮮戦争の特需景気後も神武景気（1956—57年）、岩戸景気（1959—61年）と好景気は続き、香川県内では第一の地場産業として位置づけられ、取りも直さず世界第一の輸出手袋生産地にのし上がった。その後も、ベトナム戦争におけるアメリカ軍や韓国軍などのいわゆる国連軍の軍需用手袋生産を基軸として、内需用手袋も順調に生産高・出荷額を伸ばし、1972年には輸出手

手袋189万7625ダース（売上金額71億3728万円）、内需用手袋647万6000ダース（同151億750万円）、合計837万3625ダース（総売上金額222億4478万円）にまで達した。日本手袋工業組合に加盟している企業は白鳥町を中心に約250社で、下請けが約550事業所、徳島県西部地域や高松市周辺からの域外労働力が約3000人に及び、1960年代後半には、三池炭坑の離職者が移住して手袋業に従事したり、三池大牟田等に工場進出する企業もあった。

4) ニクソン声明は1971年8月15日であり、そのドラスティックな影響は秋であったことから、手袋業の対米、対カナダへの輸出はすでに終わっていた。円ドル問題の影響が深刻化し、特に輸出体制が崩壊するのはオイル・ショックと複合した1973年以降のことである。この時期から雪崩をうって産業空洞化が始まるのだ。

（はしもと りょういち 所員 四国学院大学）



新国際分業とアジア

日本のエアゾール産業と
生産の国際化

TAKADA Yoshiaki

高田 好章

エアゾール産業の国際化

ここでは、これまで生産の国際化がほとんど問題になってこなかった産業が、ここ10年来の流れの中で国際化の波に飲み込まれ、それが中小業者にどのような影響を与えていったのかを、述べたいと思います。

殺虫剤スプレーやヘアスプレー・塗料スプレーに代表されるエアゾール製品は、多くがローダーといわれる受託充填業者によって生産されています。製品メーカー、いわゆるブランドメーカーはその製品の製造をローダーに委託生産するのです。エアゾール製品は高圧ガスを使用しているため、一般工場ではなく危険物工場において製造しなければなりません。危険物工場としてエアゾール製造設備をもち、自らのブランド製品をもたずに製品メーカーの商品を製造下請けするのがローダーなのです。その業態は500人以下の中小企業の集まりなのです。大手ローダーは500人規模の2社から200人までの3~4社に限られ、その下に20社程度の中小ローダーが100人規模から数十人規模で位置しているのです。主に大手ローダーは殺虫剤やヘアスプレー・ムースの頭髪用品などミリオン単位のエアゾール製品を大手トイレタリーメーカー や化粧品メーカーに納めているのです。そして、数万本から数千本の製造ロットの製品を中小ローダーが製造しているのです。

日本におけるエアゾール産業は、戦後に新しくアメリカから輸入された産業です。しかし、その生産面での国際化という意味では、原料（噴射ガスや溶剤などの石油製品）の輸入を別に

すれば、10年位前まではほとんど問題になりませんでした。エアゾール製品に対する様々な法令規制に守られ、製品や資材を海外から輸入することは微々たるものでした。また、輸出においても、それが運搬上危険物と見なされるため、輸送費の面で折り合いがつかず、ほとんどありませんでした。そのように、日本のエアゾール産業は「鎖国状態」にあったのです。それが変化を始めたのは、いわゆる「非関税障壁」問題以降です。エアゾールをめぐる法令規制が「非関税障壁」にあたると各国から批判されたのです。その結果、国際規格にあわせた法令改正が行われ、製品輸入や資材の海外調達の門戸が大きく開かれたのです。缶厚が国際基準に合わせ薄くなり、危険物表示の変更も行われました。その結果、資材の輸入・製品の輸入が一挙に始まり、否応なく国際化の波にさらされることになったのです。

資財搬入

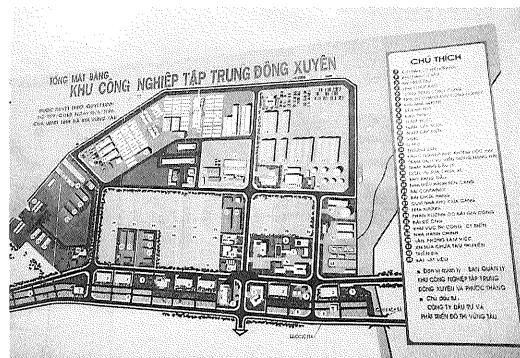
資材輸入の面では、缶がアメリカやフィリピン・韓国等のアジア各国などから輸入され、特に単価の高いアルミ製の缶は遠くヨーロッパからも輸入されました。またバルブもアメリカ以下タイや韓国から多くが入ってきました。ただ、ローダーの立場からは、それらの輸入資材は単価は低いが品質の面で劣っていて、すぐに国内資材業者の資材から変更するには、二の足を踏ませるものでした。アメリカ製やアジア製に限らず、製品・資材の不良に対する意識の違い、例えば日本では不良製品は一つも認められない雰囲気、もし不良が一つでも出れば納品先

に対してもいちいち始末書が取られること、これにたいしてアメリカ等では不良率が何パーセントかそれが低ければ良しとし、大量生産品にはいくらかの不良品が含まれることは当然だという意識、その違いがローダーに輸入資材の使用をためらわせたのです。しかし、発注先はそれらの単価が安いことから、直接購入して製造者に資材支給するか、資材の銘柄指定を行うことによって、輸入資材の使用を強制する動きが多く出ました。それに対して、国内資材業者は効率化による単価の切り下げ、単価の高いより高価なものへの棲み分けへと進み出ました。

現在は、円高が止まり円安傾向に傾いているため、資材輸入品の流れは一時ほどではなくなりました。ただ、最近の動きとしては中国からの資材輸入が問題にあがってきています。昨年は上海でエアゾールに関する国際セミナーと展示会が行われ、日本や欧米から多くの人々を集めて、今後の中国におけるエアゾール関連事業の発展に期待が寄せられたのです。エアゾール用資材の価格面では具体的に、アルミ缶は日本では80円のものが40円、ブリキ缶は40円が30円、またバルブが殺虫剤用のもので13円が9円、LPGガスではキロ当たり120円が70円と、大きな価格差があります。今後、中国でのそれらの資材の生産の本格化とともに、品質面での問題が解決されれば、大量に入ってくる可能性は大いにあります。

製品輸入

ところで、国際化のもう一方の柱である製品の輸入についても、様々なメーカーが海外から調達する、いわゆる海外委託生産がおおきな流れとなっていました。90年代に入り、例えば大手化粧品メーカーである資生堂は年間800万本のヘアスプレーをアメリカに委託生産し、サンスター カネボウもフランスへ、花王はドイツへ委託生産しました。また、自動車用品のタイホー工業はタイヤクリーナーやくもり止めをアメリカに委託生産しました。大きな製造ロットをもつ製品が海外生産に流れる傾向が続き、国内ローダーには大きな脅威となりました。ただ、



メコンデルタ河口に建設中の工業団地

近年は円安傾向のなかでこの流れが再び国内に戻ってきています。昨年来資生堂とサンスターは国内生産に切り替えていましたし、タイホー工業も納期遅れの問題から一部国内生産を再開しています。しかしながら、今後欧米だけではなくアジア各国の生産設備が拡充されてくるならば、海外委託生産は勢いを盛り返すことは必然の流れです。

日本企業の海外進出

それならばと、国内のローダーが海外に出て生産を行う、例えば中国での合弁事業に参加する動きが活発になってきました。国内大手ローダー（第2位）の大坂エヤゾール（大坂造船の事業部）は、昨年始めに中国の上海工場を稼働させました。これは、上海の造船メーカーとの合弁事業ですが、世界的トイレタリーメーカーであるP&Gの中国戦略の一環として計画された、とうわざされています。ただ、P&Gの方針変更で、その成り行きがうまくいっていないのではないかとか、いわれています。中国では、そのほか日本の有力化粧品メーカーであるマンダムと牛乳石鹼の両者による充填工場が、中山市に地元の化学メーカー、香港・インドネシアからの出資も含めた合弁事業として、来年には稼働する予定です。また、国内のガス供給メーカーである岩谷産業は力セットコンロ用ポンベを昨年から中国の広東省で生産していますが、1999年にはエアゾール設備をいれる計画だということです。以前からも、若干の国内ローダー

が中国進出をねらって合弁事業を展開していますが、その実あまり成果が実っていないのが実状でした。しかし、ここに来て本格的な合弁事業による中国での生産の始まりと、中国各地での欧米からの協力による製造工場の設置の動きから、中国が将来日本の海外委託生産的一大拠点になる可能性は否定できません。

中小ローダーにおける 国際化の意味

中小ローダーでは、このような国際化が二重の意味で大きな重石となっています。ひとつは、製品の海外委託生産が広く話題になった頃、製品メーカーは国内ローダーと海外ローダーとを天秤にかけ、国内ローダーに大幅な製造工賃の引き下げをせました。エアゾール先進国アメリカでは、エアゾール製品そのものが廉価な商品と位置づけられていて、1ドル商品（売値が1ドル台）も珍しくありません。日本では20年前は1000円前後だったエアゾール製品が500円台中心から、最近はそれを下回る商品まで出回るようになりました。それでもまだアメリカ市場との価格差があり、製品メーカーはなぜもっと安くできないのか、製造工賃を下げないと海外に委託生産するぞ、と要求してくるのです。これが、ローダーのいきる糧である製造工賃の引き下げにつながったのです。大手ローダーでこのように製造工賃の水準が下げられると、この水準が中小ローダーにも波及される

ようになって低工賃に甘んじなければならなくなるのです。

もう一つの重石は、海外委託生産によって受注数量の減った大手ローダーは、これまで中小ローダーの領域であった製造ロットの少ない製品領域に手をのばし、この結果中小ローダーは大手ローダーとの競争に追い込まれます。受注を失いたくないならば、製造工賃を大手ローダー並に下げるか、設備・品質面で劣ることをカバーするために、工場設備の増設・更新や生産効率と製造ノウハウの向上につとめなければならなくなっています。どちらにしろ、中小ローダーにとっては経営を大きく圧迫することとなってきたのです。

生産の国際化の影響は一面的ではありませんが、エアゾール業界でも今後アジア各国を中心に、国内だけでなく海外との生産のネットワークをつなぐ方向に大きく踏み出しているのです。中小業者にとってはそれを飛躍のチャンス、経営の絶好の転換点であるとし、積極的に海外に出ていく企業もある一方で、これまでの経営方法ではこの先行き詰まりの道しかないにもかかわらず、その体力の弱さからそれに対応する方法がとれずにいる企業も多くあるのです。さらに、それを生産における「棲み分け」ととらえ、大量生産品・低価格品の製造は海外生産にまかせ、国内のローダーは少量生産品・高価格品の製造に、また市場即応性が大きい製品の製造にシフトしよう、との動きもあるのです。

(たかだ よしあき 所員)

書評

林 育夫・祭訪・李周共著（渡辺利夫監訳、杜進訳）

『中国の経済発展』

日本評論社、1997年1月、3000円



本書は中国を代表する若手の近代経済学者によって書かれたものである。特に主著者である林毅夫氏は1980年代の初頭、シカゴ大学に留学し、ノーベル経済学者シュルツに師事した経歴を持つ。そして、1987年に帰国し、中国経済に関する研究に精力的に取り組み、中国の経済政策の運営にも大きな力を果たしている。1995年に、他の欧米留学組の経済学者とともに、北京大学中国経済研究センターを創立し、また、センター主任についてと、中国の近代経済学教育の普及にも大きな力を發揮している人物である。

このような学問的な背景から、本書は今までの中国経済論とは異なった分析道具を用いて、シカゴ学派らしい明快な議論を展開している。中国経済を勉強する人にとって実に新鮮であり、刺激に富んだものである。

同時に、本書は国内外の経済学者のみではなく、一般的読者をも念頭に入れたため、煩雑な数式をいっさい使わず、専門外の読者にとっても十分理解できるものである。以下では、本書の問題意識、主な論点を紹介しつつ、若干のコメントを加えたい。

I. 本書の問題意識

1978年改革開放以前の長期的停滞とは対照的に、改革開放以後、中国は奇跡ともいべき高度成長を遂げてきた（本書の原題は「中国の奇跡」）。この高度成長は今でもなお進行中である。改革開放以前の経済のパフォーマンスと改革開放以後のそれとの相違は何によって生じたのだろうか。中国経済の改革プロセスに現れた「活性化－混乱」の循環の根本的原因はどこにあり、いかにしてこの循環から脱出できるのだろうか。中国の経済は高度の経済成長を維持し、21世紀の初頭にアメリカと日本を追い越し、世界最大の経済になりうるのだろうか。そして、中国の取

ってきた、漸進的な改革プロセスは東欧と旧ソ連にとって一般的意味を持つものであろうか。これらの興味深い問題を答えようとしたのは本書である。

II. 本書の主要な論点と評価

著者らは中国の伝統的経済体制の理論的出発点が重工業優先発展戦略の選択にあったとしている。国際競争の視点からの配慮、国際政治と経済環境の制約、工業化のための蓄積を促進する方法に関する認識などにより、中国は重工業優先発展戦略を選択した。しかし、中国の経済発展の初期段階において、資本は極めて不足しており、相対的価格が高く、他方、労働力は極めて豊富であり、相対的価格が低かった。重工業優先発展戦略が中国の資源賦存条件とは矛盾していたことは明らかである。このような資源賦存条件の下では、いったん重工業優先発展戦略が選択されれば、資本、外貨、エネルギー、原材料、労働力、生活必需品の諸価格を人为的に低く抑え、重工業の資本形成を容易にし、そして、これらの不足した資源を重工業部門に配置するために、市場メカニズムとは異なる資源配分制度を確立することが必要となった。さらにミクロ経営単位の余剰の使用方法を国家戦略に合致させるために、企業の国有化、農村の人民公社化の必要性が出てきた。このように、重工業優先発展戦略を出発点として、マクロ経済政策環境、資源配分制度、ミクロ経営メカニズムの3つが一体となって、改革以前の中国伝統的経済システムが形成されたのである。

しかし、このような発展戦略は、市場メカニズムに基づく比較優位の発展戦略とは全く異なる経済パフォーマンスを生み出した。中国、旧ソ連や東欧のような計画経済諸国に限らず、重工業優先発展戦略または輸入代替戦略を取ったインドや中南米の一部の国々において、歪んだ産業構造、インセンティブ

不足、経済の低効率といった共通の問題が観察される。著者たちの考えによれば、改革以前の中国経済の停滞は自らの比較優位を無視して、重工業優先発展戦略を選択したことによるものである。そして、中国の改革はまずミクロ経営単位の「権限分散・利潤譲与」から始まり、そこから新たに生み出された余剰が市場で運用されることを認めた。その結果、新たに形成された資源の多くが比較優位を持つ産業に投入され、これがさらにマクロ経済政策環境の改革を要請した。過去17年間の経済成長はまさに重工業優先発展戦略の部分修正の結果だとしている。

しかし、改革の遅れたマクロ経済政策環境は、かなりの程度において自由化されたミクロ経営メカニズム及び資源分配メカニズムとの整合性を失い、「活性化一混乱」の循環を生み出した。この循環の繰り返しにおいて、インフレの昂進、経済過熱の多発、ボトルネックの経済成長に対する制約、そして腐敗現象の蔓延などの問題が付きまとっている。従って、従来の発展戦略から比較優位に基づく発展戦略への転換によってのみ、この「活性化一混乱」の循環から脱出することができる。そして、この発展戦略の転換によって、中国の改革プロセスは挫折が少なく、より早く進み、21世紀のはじめに中国が世界最大規模の経済になり、中華民族の衰退から再び隆盛への奇跡を作ることは決して不可能ではないと著者たちは主張している。

また、中国は漸進的アプローチで経済改革を進めてきた。この点について、著者たちの評価は高い。旧ソ連、東欧の「ビッグ・バン」と比較すれば、中国の改革が「パレート改善」あるいは「カルドア改善」の性格をもったことは明らかであろう。ミクロ経営メカニズムから着手した改革はミクロ経営単位に権限を与え、利潤の一部を譲与することにより、農民と従業員のインセンティブを引き出し、経済効率を高め、国家、企業、従業員、農民の収入をともに増加させることができた（パレート改善）。これはまた、政府の経済的補償能力を高め、既得権益を享受している企業や部門に損失を与える、マクロ経済政策環境改革の条件を創出する（カルドア改善）。上述したように、旧ソ連、東欧諸国は中国と同じく超越戦略（重工業優先発展戦略）を取り、その内在的ロジックに基づいて、伝統的経済体制が形成されたため、諸経済の直面する共通の問題は多く存在していた。それゆえ、中国改革の漸進的アプローチは一般的意味をもち、他の移行経済にとって十分参考に

なると著者たちは主張している。

このように本書は「人間の行動は合理的である」という基本的な理論前提のもとで、近代経済学の分析手法を用いて、中国の経済発展に関する分析を中心として、経済発展理論について新しい分析枠組みを提供した。発展戦略と比較優位をキーワードとし、中国の改革以前と改革以後の経済パフォーマンスについての解釈が論理整然で、説得力がある。また、今日中国の直面している諸問題についても同じロジックに基づいて、「経済発展戦略の徹底的転換」というきわめて明快な处方箋を出した。昨今の中国経済に関する書物の中で、きわめて異色な存在である。

Ⅲ. 本書の問題点

しかし、本書は全く問題がないわけではない。特に所有権についてほとんど触れていない。著者らはミクロ経営メカニズムを重視しているが、所有権に関する議論を避けている。あたかも、発展戦略の転換さえ行なえば、現在の所有権構造のもとでも、高度成長が実現できるようである。しかし、実際には、過去17年間の中国の経済成長は非国有部門の成長を抜きにして語れない。国有工業企業の全国生産シェアは1978年の78%から1995年の34%に低下した。逆に非国有工業部門は1978年の22%から66%に成長した。もっとも、本書の中でもよく触れた国有企业改革の問題について、民営化なしに予期した目標が達成できるかどうか、さらにいえば、中国の改革が最終的に成功するかどうかは非常に疑問である。

なお、本書において、21世紀のはじめに中国がアメリカや日本を追い越し、世界最大規模の経済になるというきわめて楽観的な予測がなされているが、その予測を十分に裏付けるような論拠は本書に見当たらない。この点について、計量分析を含め、より緻密な分析が必要であろう。

ほかにも、理論のさらなる精緻化を要するところがあるが、本書は十分にオリジナリティーと示唆に富んだものである。ミルトン・フリードマンはかつて「中国の経済改革プロセスを解明することはノーベル賞に値する」といったことがある。本書はそれへの第一歩といえよう。中国、中国経済、開発経済学、制度経済学、移行経済学に興味と関心のある方にはぜひ一読をお薦めしたい。

（京都大学大学院 陳 力陽）

富田宏治・神谷章生編

『〈自由-社会〉主義の政治学』

『自由-社会』主義の政治学
ヨーロッパの社会科学出版社
富田宏治 編
神谷章生 著



晃洋書房 1997年5月 2700円

発行者

I. 本書の構成

本書は政治学を中心とした、30代から40代の新進気鋭の研究者による論文集である。テーマはそれぞれの論者の最近の問題意識で書かれているが、書名にもあるように、各人の関心は、自由を本質的契機とする新しい社会主義を視野に入れるという点で、共通していることができる。内容は大きく2部に分かれており、以下のような構成になっている。

第I部 オルタナティブの理論的可能性

- 1 「欲望」「権力」「自由」の近代思想史 富田 宏治
- 2 市民・ジェンダー・差異－「平等」からの自由－ 世登 和美

- 3 自由主義と社会主義の規範哲学－ポスト・福祉国家資本主義の価値理念を求めて－ 松井 曜

- 4 新自由主義以降のオルタナティブの条件－変革へのマルクスの構想と現代－ 神谷 章生

II部 オルタナティブの現実的可能性

- 5 ポスト・コレクティヴィズムの模索と自由社会主義の可能性－七〇年代以後の英国有権者の政治意識の変化を題材として－ 小堀 真裕

- 6 統御された都市化としての社会主義－デビッド・ハーヴェイの都市過程論－ 岡田 一郎

- 7 「日本の経営」における労働者像と仕事の倫理 大野 正和

- 8 「新しい選挙制度」と政党政治「文化」－現代日本における政策的オルタナティブ実現への制度的回路－ 高橋 肇

II. 諸論文の内容紹介

富田論文は、ロック、ルソーの自由論を踏まえながら、マルクスの思想をなによりも自由の観点からとらえる。その場合、自由は欲望の充足を意味しな

い。むしろ「欲望」からの解放の問題こそ、社会主義を含め、ポスト近代社会を考える上での最大の論点となるであろう。生産力信仰にもとづいた旧社会主義の崩壊や、環境問題を経験した我々にとって、欲望の質の問題を問うことは、すべてに先行すべきテーマとならねばならない。

世登論文は、普遍的個人からなる近代市民社会の男女平等理念の限界を分析し、公と私にわたる性別役割分業の問題を取り上げ、自由民主主義体制における女性の政治への参加が、単に男並み平等へのステップとなるのではなく、むしろ女性の特性が、男女や個人間の協同の関係を形成する契機となるものでなければならないとする。

松井論文は、社会主義を構想するにはその前提として、規範哲学が存在しなければならないという立場から、福祉国家主義とその理論的前提としての功利主義に対する批判として現れた、平等自由主義(ロールズ)、自由至上主義(ノージック)、共同体主義などの自由主義的規範哲学の諸理論の特徴を丁寧に紹介し、自由社会主義の価値理念の可能性をそれらの諸理論の接点に求めようとする。

神谷論文は、商品化の論理の貫徹する新自由主義の政治経済学は、マルクスの想定した共産主義の前提であるという認識から、模索されるべき社会システムの手がかりとして、ギデンスのいう社会的反省性の増大した個人に着目する。そのような個人は、あらゆる存在の合理的存在根拠をたずねてやまない人間であり、また行為の社会的帰結を見通すことのできる人間である。このような人間の出現の可能性に未来をかけるしかないという。

小堀論文は、イギリスの政治動向の実証的研究(フランクリンによる)を踏まえながら、労働党から保守党へのゆれは、単にレフトかライトかという従来の指標だけでなく、コレクティヴィズムかポスト・コレクティヴィズムかという分析軸をもとにし

たときに、はじめてその意味が把握できるとする。そして保守党が長期政権を維持できたのは、ポスト・コレクティヴィズムの波にのったからである。この視点は、日本の政治的現実をとらえる上でも重要なものと言わねばならない。

岡田論文は、イギリス出身のマルクス系の地理学者、ハーヴェイの理論を紹介しながら、資本主義の諸矛盾を都市の問題に定位させながら分析する。その前提となる問題意識は、都市を機軸に階級闘争をとらえた場合、労働運動とその他の市民運動、住民運動との間に上下の関係ではなく、同じ都市に住む対等な市民としての関係を前提とした、都市の政治過程を統御する能力こそが問われるとする。

大野論文は、鈴木良始による日本の経営や日本の労働の分析と批判に賛意を示しながら、その足らざる部分をマルクスとウェーバーを読み直すことによって補おうとする。その要点は、資本主義的強制労働にも自己実現の要素は存在するということ、管理者は労働の使命感の仮象なのである。しかしそれだけに、過労死社会日本を変革する道は困難なものとならざるを得ないのである。

高橋論文は、現行選挙制度を政権交代をもたらし得る制度として、したがって国民に政権の選択肢を提供する点で、かつての選挙制度よりはましである

という立場から、96年の総選挙の総括を試みている。しかし新しい選挙制度を有効に機能せしめるためには、政党と選挙民の双方における政治文化の向上がなければならないとする。

Ⅲ おわりに

以上各論文の内容を紹介するだけで、紙幅の大半を使ってしまったが、これもすべて意欲的な論文ばかりであり、いずれも省略するに耐えられなかつたからである。個別的にみれば、問題意識をさらに深めて欲しい論文が先行している感の否めないものもあるが、すべてが複雑化し、流動化している現代において重要なことは、何よりも従来の価値観や思考の枠にとらわれず、様々な論点を提示し、自由に論議することであることを考えるならば、いずれの論文も一読に値することは間違いない。

読後にさわやかな感が残るのは、各筆者に社会主義の崩壊を真剣に受けとめ（社会主義を直接の論題としていなくとも）、その歴史的事実から謙虚に学びながら、新しい社会システムと、その前提となる原理を追究しようとする真摯さが、共通して存在しているからであろう。

（碓井敏正 京都橘女子大学）



書評

下山房雄著

『現代世界と労働運動

—日本とフランス—

お茶の水書房 1997年1月 4635円

現代世界と労働運動

日本とフランス

下山房雄



お茶の水書房

本書は、日頃から尊敬する下山房雄氏がときどきに書き続けた諸論文のうち、表題に総括されるようなものだけを選定して収録した大著である。本書の章別構成は以下の通りである。

序章 東西一体化と労働運動

前編—日本—

- 一章 戦後日本の労働組合—イデオロギー、機能、組織—
- 二章 賃金・労働時間・雇用問題の展開
- 三章 国鉄労働組合論
- 四章 女性労働問題の枠組みと展望
- 五章 論争・現代日本の労働組合
- 六章 新「日本の経営」の意味するもの

後編—フランス—

- 七章 フランス社会労働紀行①—1985年—
- 八章 フランス社会労働紀行②—91～92年—
- 九章 賃金個別化をめぐって

結章 社会主義と労働組合
あとがきにかえて

I. 労働運動・社会主义への視点

本書のタイトル「現代世界」において、著者の視野は日本、韓国、フランス、旧ソ連、東欧という空間に注がれている。ソ連崩壊後の「社会主义国」の問題、また隣国韓国に強い関心を払っている。また、「労働運動」とは「党派的政治運動、市民的・社会運動をも含む概念で、労働組合運動よりも広い概念」であり、狭義の労働問題に限定されない幅広い対象、テーマを念頭に置いている。ただし、副題にあるように、著者が特に重視しているのは日本とフランスとの労働問題、労働運動の国際比較的分析である。そうではあるが、筆者が全体を通して読んだなかでは、本書における下山氏の究極的・最大の関心はやはり日本の労働問題、労働運動の解明・解決にあると思

う。

まずは序章と結章を纏め、印象に残ったごく一部を触れたい。著者がソ連、東欧の「社会主义体制」の崩壊の意味、その現状を分析し、今後「資本主義市場経済の病弊に対する抵抗と改革の運動が、東西一体化した世界的規模でやってくる」というグローバルな視点から、社会主义は民主主義なしには開花しないという立場において、民主化運動の意義、および労働組合の役割を強調していることである。下山氏は賃上げや時短という労働組合の「原点的課題」を軽視せず絶えずこれを強調していること、さらに「資本主義の内部における労働組合の企業改革と経済政策改革が社会主义構築の基盤となる」という思想への共鳴がある。

II. 労働組合・春闘分析

さて、前編—日本—では労働組合、賃金・労働時間・雇用、国鉄労働組合、女性労働問題など、時々に注目され論争となり、現在でも論議を呼んでいるテーマについて解説されている。労働組合分析は一章と五章で扱われている。

一章は戦後日本の労働組合（企業別組合）の性格変化に関する故高橋洸氏、高木郁朗氏の所説を吟味し、産別時代から総評時代、総評の時代から同盟・JCの時代に分け、春闘の性格変化を解説している。このような時期区分には異を唱える論者もいると思われるが、それは著者が「基幹的生産部門重視」の視点を貫いていること、さらに1960年代半ばに民間大企業での労資協調体制が確立したという今日では通説となった著者の年來の主張を反映している。そしてこの時期から「春闘は社会運動から管理された制度に変わった」と著者は評価する。これに対して、五章は（著者と）戸木田嘉久氏との論争という形で、戦後労働組合（産別会議から「連合」まで）の労働

組合組織や機能の評価、主体の政策にわたってさまざまな論点を提起している。興味深い点であり、特に労働運動実践家が注目すべき章である。

III. 日本的低賃金規定

二章では特に「日本型賃金・労働時間の今日的様相」における著者の大胆な指摘が注目され、勉強になる。ここでは長らく学会の通説となり、労働組合にも影響を及ぼしてきた「日本の低賃金」の吟味が参考になる。著者によれば、低賃金とは「名目で世界一・実質ヨーロッパ低賃金国」の問題であり、個数賃金世界一の低レベル（日本の低賃金の中核規定）は「円の為替レート変動によって『高』となったり『低』の位置を異にするようになった」とし、「日本型賃金の水準面における特徴は、全方向低水準ともいるべき単純な日本の低賃金の段階から別の段階へ移行した。新たな段階はなお日本特殊の低賃金規定を保持しているが、『低』の規定ですべてを覆えるような段階ではもはやなくなつた」と断定している。

IV. 国鉄労働組合論

三章では国鉄労働組合では、著者は国労は「搾取と抑圧に反対するというマルクス学説に拠りながら、事実上は労働協約の双務性を貫こうとする近代的労働組合主義を追求してきた。その路線に内在した問題が、国労の分割・民営化反対闘争の大義に国民的支持を獲得できなかった要因の一つにある」として、「社会有用生産（住民・国民への貢献）のための労働」とそのヘゲモニーを資本主義体制のなかで追求する路線を重視する。これは、著者によれば公務労働、協同組合の理念であるとともに、民間企業にも適用できる普遍的路線とすべきである、とされる（あとがきに代えてを参照されたい）。

V. 女性労働問題

四章は現在焦点となっている女性労働問題について、1985年成立の男女雇用機会均等法の内容を分析し、その問題点と論点について、著者の評価を行っている。例えば「一般的労働基準の低劣なわが国では、現代文明にふさわしい労働基準の実現の日までの経過措置として、女性に『保護も平等も』という政策が正しい」との如くである。さらに、いわゆる

「同一価値労働同一賃金」については下山氏の立場は職務評価を導入することが問題なのではなく、女性が「定型的支援職」に据え置かれ、仕事に対する年功的賃率格差への「異議申立」こそが問題であり、それは賃金問題以前の「仕事差別・雇用隔離の問題」だとする。年功賃金は男性賃金であり、否定すべきという議論があるが、著者の見解はそのような立場ではなく、定型的支援職の年功的賃率の差別的水準の解消=引き上げ、ということになる。

VI. 日経連「新時代の『日本の経営』批判」

六章は1995年5月発表された日経連報告書『新時代の「日本の経営』』の体系的な批判である。著者はこれを①雇用新戦略－終身雇用終焉宣言の真意、②賃金新戦略－不定期昇給制（1920年代）への復帰！－③労働時間新戦略－裁量労働拡大でホワイト・カラーの「生産性」向上へ－④対労働組合戦略－リストラ協力コミュニケーション組織の維持－の4つの視点から検討している。それぞれに掲げられた副題から財界が意図する政策に対する著者の評価が想定されよう。この章は現代の財界の「日本の経営」、人事管理の転換ないし変貌を解明する場合に十分吟味すべき興味深い指摘がある。

VII. フランス紀行

後編—フランス—における七章、および八章は著者が文部省在外研究員（85年）日本学術振興会海外派遣研究員（91～92年）として2度にわたるフランス留学のなかで記した「社会労働紀行」である。通常の著書ではこの種の文章を収録することは稀であるが、この2つの章は単なる紀行文ではなく、フランス労働運動の状況・特徴、男女差別に関する日本とフランスの違いの著者の仮説などについて、その生の描写を得ることができるだけでなく、九章（賃金の個別化をめぐって）の背景を知ることができる。もっとも、本書全体の主題に無理に引き付けなくとも、本書全体の内容や著者の記述が決してやさしくないなかで、いわば「清涼剤」ともいえる章ともなっている。それにしても、「紀行」という形にせよ、著者が事実を細部にわたって詳細に調査記述している努力には敬意を表明せざるをえない。

VIII. フランスにおける賃金の個別化

九章はフランスにおける賃金の個別（人）化の分析である。賃金の個別化とは「同一職種・同一職務・同一等級あるいは同一賃金係数の労働者の賃上げを、業績査定によって差別化すること」である。著者によれば、フランスでは「80年代の雇用・時間の柔軟化政策（フレキシビリティ）と平行して導入された賃金管理技法」である。もっとも、フランスに限らず、賃金決定の個別化はヨーロッパ諸国に拡大しているが、著者はフランスの統計資料に依拠して賃金個別化の特徴を示しつつ、石田光男氏とフランスワ・エロー氏の類型を示し、日本の賃金体系（年功賃金）とフランスにおける個別化の特徴について、2人の仮説を著者がさらに発展させた論理的展開として記述している。もっとも事実の面で言えば、フランス全国経営者会議ではその戦略は「日本ほどの全面的系統的制度化をみないうちに賃金管理改革『運動』の矛が収まられた」ということであるが。この辺の結末が不明確なのは残念である。

IX. 本書から学ぶもの

以上、評者の関心に沿って、本書の内容についていくつかピック・アップして記述してきた。本書を読んで、いくつかの感想を加えて、責を果たしたい。第1は、本書は科学的社会主義の立場からの主導的経済理論家である著者のすぐれて現代的な、実践的な現状分析書であることである。したがって、本書のどの章もときどきの論争に立ち入って理論的認識に基づく解明、明確な評価、判断がなされている。この立場の論文には、事象をその価値基準に基づきイデオロギー的に批判するというものがある。

下山氏の論文にはたんなるイデオロギー批判なし賛美の箇所は驚くほど少ない。そのような方法を

とらないのは政策批判だけでなく、理論をバックとした対案を重視する著者の立場からであろう。そして、その前提としての歴史的事実、現実の事実を重視して、（そのなかには、労働組合など主体が見逃している事実の克明な記述さえある。序章など参照されたい）不確かな事実については直ちに資料で検証するという姿勢（第7章、8章など参照されたい）が貫かれている。

第2は、第1と関連して、下山氏の論文を面白くしているのは、理論仮説の設定とシーマ化、論理構築の新鮮さである。基礎理論に造詣の深い著者ならでは、といってはそれまでであるが、そのような仮説設定も現実の事実認識の観点、事実に基づく社会科学的概念の絶えざる吟味の観点が貫かれている。そのため、既存の膨大な文献に目を通している。敬服せざるを得ない。

第3は、本書には著者が現実の分析をつうじて労働運動発展の観点から新たな問題への対案を提示していることである。例えば、『経済理論学会年報』(96年)が本書で引用されている。そこでは①複数組合主義（組合選択の自由）②議会選挙の争点としての制度要求（中核は時間額の最賃制の金額要求）③労働の社会的有用性を追求する形で組合主義を発展させることが強調されている。論点として十分吟味すべき内容である。

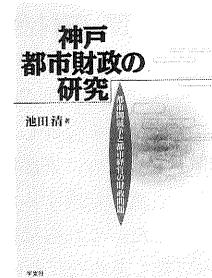
本書の内容におけるその密度はかぎりなく濃く、また率直に言って下山氏の記述は決して平易ではない。本書には重く、ずっしりした大著という表現がピッタリしている。また、本書を読み始めると、それぞれのページにおいて著者が提起する論点、主張の理解に戸惑う読者もいるかも知れない。とまれ、著者自身が期待しているように、本書は研究者はもちろん実践家にも是非とも一読されるべき著作である。本書が多くの方々に読まれ、著者が掲げた論点を吟味、検討されることを願ってやまない。

(小越洋之助 國學院大学)

池田清著

『神戸都市財政の研究』

学文社 1996年 2900円



I. 神戸市の経験

神戸市は人口島とニュータウンの造成やハイカラな街を演出するイベントなどの都市経営、開発利益を福祉へ還元する革新性などで最も高い評価を受けていた自治体であった。1995年の大震災は、近代巨大都市の脆弱さと共に、華やかな街イメージの裏側に存在した大量の社会的貧困を白日の下にさらし出した。これを教訓として、次へ進むべきだ。だが、多くの人にとって何よりの衝撃は、被災者の窮状をさしおいたままインフラの復興や更なる大開発に走る市幹部の姿勢であった。だが、著者はいう：市幹部のこの姿勢は明治以来の開発・成長型の都市政策の帰結なのであり、従って、この都市政策が港湾を核とした近代工業都市化によっていかに形成されてきたのか、その現状と課題はなにか、打開の方向性は何か、これらが説明されなければならない、と。現在、不況や高齢化など経済の先行き不安を開拓するために政府への期待が高まる中で、中央政府は解決能力を失ったかに見え、これに代わる地方自治体に注目が集まっている。従って、これまで自立的な都市政策に成功したかに見えた神戸市の経験や今後の方向は全国的な意義を持つといえよう。本書は、長年神戸に住み働いてきた著者の経験と思索の結晶である。そこで、神戸の都市経営の全国的な意義を著者に聞いてみよう。

II. 都市政策

政府の近代化政策は殖産興業など産業政策の側面だけでは片手落ちであり、都市計画やインフラ整備など空間政策の側面を同様に重視しなければならない。明治政府は初期条件としての封建城下町から近代化に乗り出すためには、まず「大船の自由に入出

できる港湾の位置を定め、かかる後に市区の経営に及ぼすべき」として、海外との貿易や国内物流の拠点となる港の位置をまず定め、そこから道路などのインフラを整備した。政府は神戸を商都大阪の玄関口と位置づけて、重点整備した。

III. 神戸型都市経営の源流

明治政府は、鉄鋼など基幹部門は財政で直接に、他の産業は金融で、その基盤整備は地方行政に、と役割分担した。地方行政は住民自治から出発したのではなく、電灯、電力、電車、水道などの公的事業を運営して道路などのインフラを整備する事業体としての性格が強かった。神戸市の場合は港の経営を中心にして公的事業を広げ、その収益を港の整備に注ぎ込んだ。1919年、第一次大戦が加速した重化学工業化には在来都市の利用は限界に達し、総合的計画的な都市計画法が成立した。新興都市である神戸市は港湾の運営と整備を核としこれと不可分であるインフラ整備、工業地帯の造成、市域の拡張と用地整備などを先導的に進めざるをえず、在来有力者の不在や財政基盤の脆弱さという条件の下で、事業を技術的にも経営的にも効率的に担える都市官僚層が形成されていった。なかでも、内務省の土木技術者で戦後神戸市長を務め神戸の都市経営の創設者といわれる原口忠次郎は満州の都市建設の体験者であった。満鉄初代総裁の後藤新平は新京建設に際して都市計画に基づき土地を安価に全面買収し、インフラ整備、土地利用と建設を規制した後売却し、開発利益を吸収して事業費を回収する手法をとった。また、後藤は関東大震災後の帝都復興において土地区画整理事業によって安価に都市基盤を整備した。釜山の港湾は近隣の山を削って建設した。戦後焼け野原になった神戸で原口はこれらの事業手法を応用し、その後神戸型都市経営として体系化された。

IV. 町村合併による広域行政

神戸市は港に注ぐ湊川を刈藻川へ付け替えるために西部村落を合併した。また、東部臨海部を工業地帯とするために東部村落を合併した。農地を工業用地と宅地に転換するために、耕地整理と区画整理事業をした。これらは行政が財界や大地主と一緒に推し進めた。そのため、在来の共同体を解体し、地域の伝統的な資源や文化を奪う、家屋税など高い租税、地価高騰による高家賃、小作人きり捨てなどの犠牲を伴ったが、行政主導でこれを押し切った。震災は、住民の命と暮らしや中小自営業が地域に密着していることを示した。美濃部都政が区長公選制を復活させ、墨田区が区内の産業政策を樹立したように、区単位からの自治の再建が待たれる。

V. 都市間競争

神戸の開港以来、外国商人は大阪と神戸の立地を絶えず比較したが、神戸優位となったのは港の地理的優位だけでなく、六甲背山など居住環境が優れているためであった。日清戦争後、大阪市と住友など大阪財界は神戸港に対抗して大築港工事に乗り出しが、浅瀬とアクセス難、国庫補助が少ないなどのため挽回できなかった。両市は最近のコンテナ化でも競争したが、共に供給過剰に陥って、財政負担にあえいでいる。コンテナ化のメリットは両者を比較選

択できる海運大手に帰したのである。現在、多国籍企業は地域と国を選択立地し、地域間を競争させていた。たとえ自治体が国から自立性を強めたとしても、こうした神戸の教訓を踏まえずに都市間競争に乗り出すならば、利益は多国籍企業に帰していざれの自治体も自立困難に陥るのは見えている。だが、震災後の神戸市は再度競争の先陣を切ろうとしている。

VI. 都市経営の展開

神戸の都市経営が本格的に展開されたのは、高成長中期に神戸の重工業が市外に流出して神戸経済が落ち込み、危機感が高まったからだった。神戸市は山海へによって人工島にはコンテナの流通革命とファッショントウンなど産業構造の転換を、内陸部には住宅と工業団地を張り付けた。これが奏功し、神戸市の財政は全国傾向と逆にオイルショック以降に赤字から黒字へ転換し、全国的な注目を浴びた。だが、バブルと土地神話の崩壊した現在、インフラは供給過剰に陥り、開発利益の吸収も見込めなくなってしまった。そこを震災が襲い、方向転換を迫っているのである。著者は、神戸の事例を踏まながら、既成市街地での中小自営業の活性化と街づくり、教育や福祉、文化などサービス業を重視するという方向性を示している。

(北野正一 所員 神戸商科大学)

木下滋著

『産業構造の変化と都市 アメリカと日本』

産業統計研究社 1997年 2800円

I.本書の内容

本書は著者のこと10年ほどの間の産業構造の変化に関する研究を集成したものである。本書の元になった個々の著作はそれぞれ独立した内容を持っているが、それらを集めた本書には共通した課題、特徴を見いだすことができる。第1に、本書は、産業構造の変化、とくにサービス経済化とそれがもたらす問題について、アメリカと日本の都市を対象にした実証研究、ケーススタディを行っている。第2に、本書は、産業構造の変化を分析するにあたり、理論上問題となるサービス経済論、都市間競争論、情報と民主主義の問題についての考察を行い、著者の見解を明らかにしている。第3に、本書は、統計学者としての著者の統計利用の実践例である。著者は、統計学者の使命は統計の批判と吟味、その改善であり、真の統計の批判、吟味、改善の提案は、統計の利用からしか出てこないと主張する(6ページ)。本書には、各種の統計の利用とそれに基づく分析が見られるとともに、日本のサービス統計の不備や情報産業の分類に関する指摘など、実践に基づく統計批判がなされている。

本書の構成は以下の通りである。

第一編 アメリカ経済のサービス化と所得分布、第一章アメリカにおける所得分布——ミシガン州デトロイト大都市圏を中心に——、第二章フィラデルフィアの産業構造と都市構造——サービス経済化と郊外化——、第三章郊外化と一極集中——日米都市比較——。

第二編 日本型経済のサービス化 第四章ソフト化時代の大坂経済——東京・大阪の産業構造比較——、第五章ソフト化経済の光と影——バブル経済化の大坂の産業構造と職業構造——、第六章都市間競争の論理。

第三編 サービス経済化の諸問題 第七章産業と職業の知識化——その社会的含意——、第八章情報産業の動向と地域・自治体の問題。

第四編 製造業の事例 解題——サービス経済化の中での製造業の役割——、第九章 対米進出日本自動車工場の一例、第十章 Made In Osaka——大阪企業組合のヒアリング報告——

II.アメリカ経済のサービス化

評者は統計学やサービス経済論について不案内であり、著者の議論に学ぶものが多かった。また、著者の統計を利用した分析のみならず、見学やインタビューを含むケーススタディにより、日米の都市経済の実態についても興味深く知ることができた。以下、著者の分析や考察についていくつか紹介し、感想を述べることとする。

まず、著者のアメリカ経済のサービス化と都市に関する分析をみよう。アメリカ経済のサービス化は工業の衰退を伴っており、中心都市は工業による雇用吸収力を次第に失い、所得格差の拡大と郊外化、地域格差の拡大が進行したが、こうした過程について著者はデトロイト、フィラデルフィアという伝統的工業地域を探り上げ、分析している。特にデトロイトの分析では、デトロイト大都市圏の200あまりの地区分類によって、資産、所得格差の実態を統計的に明らかにしている。その実態は、住宅価格でトップの地区と最下位の地区の格差が20倍、所得では11倍というすさまじいものである。

では、なぜアメリカの少なくない都市で郊外化とその対極でも中心都市の衰退が進行したのか?その要因について、著者は、郊外化や都市の衰退がそれほど進行していない日本と比較し、アメリカ経済の成長率の低さ、アメリカの国土の広さから開発余地が大きいため、郊外に出て行きやすいこと、アメリカ

では日本のように系列取引、長期的取引や終身雇用が立地変更の制約にならないこと、アメリカには産業政策がないこと、アメリカの人種差別やセグリゲーション（住み分け）の存在を挙げている。このような日本と異なる条件のもとでの製造業の後退を伴うサービス経済化が都市問題と所得格差の拡大を引き起こしたということであろうか。

III.日本経済のサービス化

次に、著者は、日本経済のサービス化について、大阪と東京を比較して分析している。そこでは、1980年代半ばまでの産業構造の変化の中で、情報サービス機能、その他の生産サービス機能、および文化的なサービスが東京中心が進んだのに対して、大阪のサービス経済化は商業や個人サービス業を中心としており、生産関連のサービスでは東京都かなりの差があり、大阪は情報化、知識集約化に遅れをとっていることが示される。製造業の分析では、東京が「生産の現場から中枢管理機能や文化機能の集積する場所へその性格を大きく変えている」（100ページ）のに対して、大阪が「現場都市」としての特徴を維持していることが示される。このような分析の上で、著者は大阪の開発政策や産業政策への批判を展開する。「戦前戦後を通じて、繊維を中心とした軽工業と商業の街であった大阪で、高度成長をつうじた国全体の産業の重化学工業化がすすみはじめるや、ただちにそれにとびつき、それが挫折すると、重厚長大はもうダメで、ソフト化、情報化、国際化でなければならないというのは、いずれも大阪の産業構造の特徴を無視した議論ではないだろうか」（102ページ）。著者は、製造業、とくに中小製造業を軽視した産業政策を厳しく批判する。

著者は、日本経済の80年代半ばまでのサービス経済化を分析し、日本のサービス経済化の大きな特徴として、「雇用の面からみればサービス化は急速に進んでいるが、生産をみれば製造業は少しもその力を失っていない。それどころか力を強化している」（156ページ）ことを挙げ、「日本の情報化はモノを作ることと結びついて進行している」（172ページ）という今井賢一の議論に賛意を示しながら、「製造業の存在を忘れたかのような、もうモノを作ることは必要ないのだ」というような議論は日本の産業の発展経

路を考えればあまり現実的な議論とは考えられない」（172ページ）と批判されている。

以上のような著者の分析や考察は、ダニエル・ベル、アルヴィン・トフラー、ロバート・ライシュらの議論への批判ともなっている。著者はサービス経済化は「きわめて長期についていえる傾向」であって、「もう製造業のルーティンワークは必要ない」というのは「少なくとも時期尚早ではないか」と主張されている（210～211ページ）。こうした著者の見解は、現状分析も踏まえたきわめて妥当なものである。

IV.今後の課題

以上の他に著者の分析、考察は多岐にわたっており、ここでは紹介する余裕はない。最後に若干の疑問点、あるいは今後深めるべき課題を述べてみたい。

第1に、著者のアメリカの都市経済の分析は伝統的工業都市に限られているが、他の都市ではどうであろうか？たとえば、アトランタ、シアトル、フェニックスなどの成長都市とのサービス業の中身、所得格差、地域格差などの比較分析が望まれる。第2に、近年のアメリカ経済の回復についての評価であり、所得格差は依然として問題であるが、「アメリカでは雇用が増えず、むしろ減り」（35ページ）というのは過小評価ではなかろうか。所得格差の是正については容易ではないであろうが、最近のUPSなどのストライキの増加は、所得格差の是正がアメリカの経済社会の焦点になりつつあることを示しているのかもしれない。第3に、情報化の進行、あるいはサービス産業、知識集約型産業、金融などの部門自体の日米の比較検討を行うことも必要であろう。日本においては情報化による新たな格差の問題以前に、情報化自体の遅れが金融革新の立ち後れとともに問題とされているからである。第4に、日本の地域の産業構造分析には、本書で利用された統計の他に、地域産業連関表が利用できる。たとえば都道府県産業連関表において都道府県際収支をみれば、東京都の商業、サービス、金融・保険の膨大な黒字から東京一極集中の姿を見ることもできよう。こうした統計についても著者の統計の利用に基づく批判を期待したい。

（平岡 和久 高知短期大学）

谷江幸雄著

『ソ連経済の神話 —システム転換の経済学—』

法律文化社 1997年5月 2100円



I. 本書の内容

研究者ではない評者が社会主義に关心を持ち続けるのは、その思想と実践のなかに現実社会のオルタナティブを見出そうとするからである。91年のソ連崩壊は、あたかも島崎藤村が『夜明け前』で描いた、明治維新の現実に絶望して狂気に至る青山半蔵に通じるものがある。今となって知りたいのはことの真相である。このたび上梓された谷江幸雄教授の『ソ連経済の神話－体制転換の経済学－』は「理念とイデオロギーの呪縛から自己を解放し、あくまで客観的な経済科学の観点から、『定説』を徹底して疑ってみたい」(はしがき)とあるように、こうした重い課題に取り組んだ著書こそ、私たちが望んでいるものである。

本書は大きく5章から構成される。第1章「ソヴェト型システムの歴史的必然性」では革命前のロシアをアジア的専制国家と捉えたうえで、1917年のロシア革命の歴史的性格がブルジョア民主主義革命の域をでるものではなかったこと、革命後の工業化や農業の集団化が社会主義経済建設というよりは「上からの産業革命」であったとみるのが妥当であり、総じて「1930年代に成立したソヴェト型経済システムは、アジア的専制国家ないし巨大な開発途上国が上から資本主義を全面的に準備するための制度的枠組みとして生みだされたものであった」ことを明らかにしている。第2章「ソヴェト経済は社会主義計画経済であったか」はソ連「社会主義」経済の構造的分析に充てられ、社会主義経済の指標として自明の理とされてきた生産手段の社会的所有及び計画経済のいずれもが不達成であったこと、とりわけ計画経済については通説と異なりその実体がなかったことを仔細に明らかにしている。第3章「社会主義的所有と商品生産論」では、生産手段の国有化が

本来の社会主義的所有を実現するものでなかったこと、国有企業が相対的孤立性を有し、あたかも「私的商品生産者」のように機能していたこと、さらにそこにおける労働力が商品としてすら把握されるものであることなど、ソヴェト経済が社会主義システムとは程遠いものであった現実を、理論が如何に捉えてきたかを理論史的に明らかにしている。第4章「ソヴェト経済の本質は国家統制型市場経済である」ではソ連経済が国家の計画指令やノルマチーフとともに、多様な合法・非合法の市場型活動によって国民経済の再生産が調整・確保されていた事実を実証的に示し、より正しくは「国家統制型市場経済」であったと規定している。第5章「ソヴェト経済システムはなぜ崩壊したか」では様々な原因説を検討しながら、その基本的な原因を生産力の新たな段階—高度情報社会の出現—と社会システムとの矛盾のなかで把握している。

II. ソヴェト型経済システム

本書を通じて、評者はあらためてマルクスの歴史概念が本来極めて長いスパンで考えられていたようと思えてくる。社会主義や共産主義の世界も生産力を限りなく向上させていく、その人類史の遙か遠い、ある到達段階における社会像を描いたものではなかったか。20世紀初頭に社会主義が成立し、それが持続してきたと考えるのは幻想であった。旧ソ連社会が内包する諸問題、例えば民主主義や人権の問題などについては既に明らかであったが、著者は経済科学の立場からソヴェト型経済システムが「上から資本主義を全面的に準備するための制度的枠組み」「国家統制型市場経済」であったと規定する。一般人にはこれまでの常識からしてにわかに受け入れることが難しくもある結論であるが、著者は社会主義とは何かという原理的な問題をあらためて整理しつつ、

ソ連経済を歴史的・構造的・理論的・実証的に分析し、この事実を剔出している。著者の深い研究蓄積をバックグラウンドとし、かつ本質的な問題整理が鋭くなされているだけにいざれもが説得的であり、全体にこれを受け入れざるを得ない。ソヴェト型経済システムの崩壊についても、マイクロ・エレクトロニクス分野を中心とする科学技術革命に立ち遅れたこと自体がその要因と捉えられがちであるが、これを阻害した伝統的政治経済システムとの矛盾のなかに求める著者の洞察には目を開かされるものがある。

ところで、たとえソヴェト経済が社会主義というよりは「近代化」への長い歩みであったとしても、本書の付論でアジア的生産様式論が展開されているように独自の社会主義の条件が全くなかったと考えることはできないし、少なくともその政治主体がイデオロギー的には社会主義建設を目指していたことまでは否定できない。また、1920年代以降のソ連の加速度的な工業化戦略を「第三世界にみられた『開発独裁体制』の先駆的モデル」と捉えることができるとしても、大きな違いはそれらがプロレタリア民主主義の名のもとに行われたことである。これらのことことが資本主義を準備することになるソヴェト型経済システムとどのように「調和」できたのか。ソ連における国家統制型の市場経済が西側のそれとどのように異なるものであったのか。また、ソ連は革命後一度も国際的なシステムに統合されることなく「社会主義」世界体制を構築し、情報化社会の隘路を別とすれば一定の科学技術と工業力を形成してきた。それは経済構造的にはどのように可能であったのか。

さらに、旧ソ連の胎内ではいつの時点で資本主義が成立したとみるべきなのか。著者にあってはこれらを踏まえた理論展開であることは容易に想像ができるが、願わくはこの点での言及がもう少し欲しいところである。

III. 「労働に応じた」分配の問題

「労働に応じた分配」の問題については評者と本書の通念とにズレがあった。それがまだ「ブルジョア的権利」であるとの認識に相違はないが、評者の勉強不足で『ゴータ綱領批判』に依拠しながら社会主義の一指標と看做すことができるものと考えていた。「マルクスは、『必要に応じた分配』こそ社会主義固有の分配原則であると考えていた」とする著者の指摘には大いに考えさせられた。ただ、労働力商品の対価としての資本主義的賃金ではなく、労働に応じた分配（報酬）の労働者階級にとっての意義は少くない。このことが旧ソ連の評価にも関係しよう。必ずしも本書との脈絡においてではないが、ソ連「社会主義」経済の構造において剩余労働の搾取に相当するメカニズムがあったのかどうか、この点を評者はもう少し研究してみたいと思う。

本書は比較的小さな書物ではあるが、読み返すほどに今日の学問研究の到達点に立って体系的に展開されていることが分かる。ともすれば読み過ごしてしまいそうになるところにも著者の重要な指摘が見られる。一般読者にすぎない評者にとっては、本書により今後の学習を進めるうえでの大きな指針を得た思いである。

「情報化」の進展と 世論形成

—ニューメディアの登場に 照らした一試論—

現在進行している「情報化」、とくにコンピュータ通信は、既存のマス・コミュニケーションと世論形成にどのようなインパクトをもたらすのか。政治コミュニケーションの立場から論じる。



TATEISHI Yoshio

立石 芳夫

現在進行している「情報化」は、既存のマス・コミュニケーションと世論形成のあり方にいかなるインパクトをもたらすのか。なかでもコンピュータ通信は、人びとが相互かつ自由に政治情報を伝達できる可能性を秘めたツールなのか。政治コミュニケーション論の立場から、その意義と可能性について論じていく。

I はじめに

近年、「情報社会」の到来、「マルチメディア」の開発、「インターネット」の世界的規模での加速度的な拡大などにみられるように、「情報化」の華々しい進展に大きな期待と関心が寄せられている。その原動力を、通信技術とコンピュータとの結合による新たなテクノロジーの開発に認めるることは容易であるが、いままさに出現しつつあるとされる「情報社会」について、これ

までの既存の政治・社会システムとの連続性・断絶性という論点から、包括的な学問的検討が着手されつつある¹⁾。というのも、テクノロジーの進展が何ら否定的側面を伴わずに、ただちに社会の繁栄をもたらすと考えることはあまりにも単純な発想だからである。

限られた紙面の範囲内で、「情報社会とは何か」という大風呂敷の議論に全面的にこたえることはできないが、本稿では、これまでの政治、情報、コミュニケーションの関係、あるいは世論形成のあり方が、「情報化」の進展のいくつかの側面によって、いかなる変容をもたらされるのか、その可能性について若干の予想図的検討を行なうことが目的である。いうまでもなく、20世紀の世論は主として、新聞やテレビといった既存のメディアを媒介とするマス・コミュニケーションを軸に形成してきた。マス・コミュニケーション主導の世論形成に対してはこれまで、「大衆社会」の特徴点ともあいまって、メディア情報をめぐる圧倒的多数の「受け手」とごく少数の「送り手」との分裂状況、および後者による前者の「世論操作」の問題が常につきま

とい、人びとが情報という政治的資源を活用し、主体的に政治参加を行なう機会が十分に保証されていないという問題点が指摘されてきた²⁾。

これに対して、今日の「情報化」の進展の構成要素のひとつである「ニューメディア」、そのなかでもとりわけインターネットを舞台に繰り広げられるコンピューター通信は、その機能的特質からいって従来のマス・メディアとは大きく異なる新たな可能性を秘め、従来の政治的コミュニケーション状況を変容させうるのではないかといわれている。この問題にこたえるためには、まず「情報化」の意味を整理したうえで、そこにおけるニューメディアの位置を明らかにする必要がある。

II

「情報化」の意味

「情報化」という概念自体極めて論争的な内容を含んでおり、現在のところ共通した見解を見出すことは困難であるが、その意味をここで議論に必要な範囲内で次のように整理しておきたい。

第1に、メディア・テクノロジーの次元からすれば、「情報化」とは、従来の既存のメディア（新聞、雑誌、ラジオ、テレビなど）に加えて、ケーブル・テレビ、コンピューター通信など「ニューメディア」と呼ばれるさまざまな情報機器が登場し、メディア技術の新時代を迎える傾向（「多メディア化」）を指す。また、この「多メディア化」と並行して、従来のテレビ中継が地上波放送に限定されていた状況に加えて、80年代以降から通信衛星を経由したケーブルテレビの登場がチャンネル数の飛躍的増大をもたらし、地上波チャンネルの希少性という障害を一挙に突破した、「多チャンネル化」状況も生じている。また、アメリカのゴア副大統領が発表した「情報スーパー・ハイウェイ構想」に代表される社会的インフラとして、光ファイバーを新素材とする情報通信網の再整備と、いわばこの

「高速道路」を疾走する、放送と通信の垣根を取り払った融合的なメディア、すなわち「マルチメディア」の開発・実用化が目指され、社会・個人による情報・メディアの高度利用が期待されていることも、こうした傾向に位置づけることができる。

第2に、経済的・産業的側面に着目して「情報化」をとらえる場合、経済の「サービス化」に象徴される産業構造・就業構造の転換に伴って、情報のもつ産業的・経済的価値がこれまでになく上昇し、各経営体が合理的・効率的運営をはかるべく、情報収集・加工・蓄積を戦略的重點課題として位置づけるようになったこと（企業の「インテリジェント化」）、またこれとも関連して、これまで既存のメディア産業にコミットしてこなかった大企業が、新しい情報産業市場に大々的に進出し、しかも、国内市場のみならず世界市場を舞台に社会情報の支配の主導権を掌握しようとする資本の動向、などが指摘できよう³⁾。

かりに、「情報化」の意味をこのように解釈したとして、今後マス・メディアと政治情報との関係がどうなるのかが重要な問題になってくる。しかしながら、現在進行している事態の帰結を現局面で理論的に判断することは、危険な冒險の企てにあたいるものといえようが、議論を限定して、若干の予想図を描くことにとどめたいたい。

III

マス・コミュニケーションと コンピュータ通信との関係

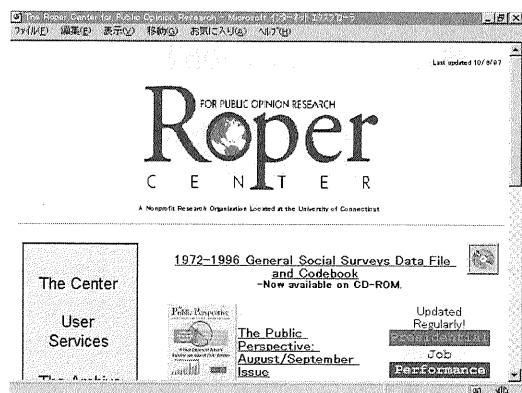
(1) 既存のマス・コミュニケーションとの 関係

「情報化」の一側面として「多メディア化」および「多チャンネル化」の傾向に着目して、従来的な理解におけるマス・コミュニケーション

ンの時代は終焉を迎えるという議論がある。この議論に従えば、従来のマス・メディアが「一対多」の一方向的経路によるコミュニケーションを構造的特徴としているのに対し、「多メディア化」および「多チャンネル化」の時代においては、現代人のライフスタイル、趣味・嗜好、価値観が多様化したこととも相乗して、各人が、各自の希望する情報ジャンル・チャンネル（政治、経済、ビジネス、スポーツ、芸能、娯楽、教養などなど）に選択的にコミュニケーション構造、すなわち「マス・コミュニケーション」の構造が変容ないしは崩壊を余儀なくされるという結論にいきつく。

もっとも、こうしたニューメディアの登場がメディア・メッセージの多様化をもたらしたからといって、巨大企業や政府による情報管理・統制が消滅するわけではない。むしろ、ニューメディア市場をめぐる競争を経て、コングロマリットによる情報独占の状況が形成されつつあり、こうした状況にあっては、情報のもつ商品的価値はこれまでになく高まり、商品的価値の優劣を基準にした社会情報の選別過程が進行するであろう。それゆえ、それ自体あまり商品的価値をもたない政治情報は、消滅することはいまでも、その他の膨大な量の情報のなかに埋没し、社会情報におけるその位置は相対化され、人びとが公共問題について考えるに際して、情報提供の機会が減少するおそれすらある。

しかし、こうした「多メディア化」も「多チャンネル化」も基本的に既存のマス・コミュニケーションの枠組を維持するのであれば、メディア環境上の変化としてとくに大きな関心を払う必要はない。むしろ注目する必要があるのは、「一対一」および「一対多」両面にわたる双方向的コミュニケーションを可能にしている、「インターネット」を媒介とするコンピュータ通信の登場によって、従来のマス・メディアが社会情報を一元的に支配し続けることは、もはや不可能になりつつあるのではないかという論点である。コンピュータ通信の活用によって、公共問題をめぐって多くの個人・集団による自由な討論が草の根レベルで繰り広げられ、直接民主主



義を指向した政治の再生を切り開くひとつの契機になりうるのではないかという意見もある。コンピュータ通信を媒介として何らかの政治討論が自然発生的に生じ、さらにある種の目的意識的な政治的指向性が加われば、社会運動的な要素を帯びる可能性は十分にあると考えられる。その場合、政治問題をめぐって従来のマス・メディアによって形成されるいわゆる「世論」とは別個に「新たな世論」が並立し、世論の形成過程が二極化するという事態も予想される。こうした立場にもとづけば、ミルズが現代のマス・コミュニケーションにかけた「大衆社会論」的呪縛から解放される可能性を、理論的に設定することが可能となる。

しかし、ここで問題にしたいことは、コンピュータ通信に登場してくる政治情報が誰によって、どこから持ち出されてくるのかということである。換言すれば、これは政治情報の源=ソースの問題である。いわゆる「政局」に関する情報、すなわち公共政策の形成に関する重要な情報は、政府・官庁を中心にそれをとりまく政党や利益集団、企業、さらには社会運動団体などのアクターが登場する政策過程に存在する。こうした政策過程の中心的アクターが、自ら直接入手している「生」の情報をコンピュータ通信に流して政治討論を展開する場合はともかく、そうしたアクターではない他の個人や集団が、自ら直接入手した情報をもとに政治討論を行なう可能性は、アクセスが可能な範囲内の地域政治や社会運動に関する情報を除けば、極めて限定されている。

(2) 政治ジャーナリズムの任務

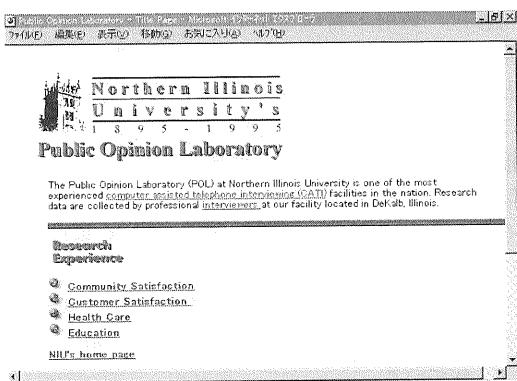
実は明らかなように、広く国内外の公共問題に関する情報を国民全体に知らしめる役割こそ、ジャーナリズム、それも政治ジャーナリズムの任務である。周知のように、現代のジャーナリズムが行なっている報道は、メディア機関の独自取材にもとづくものよりも、政府諸機関などを主な情報源とした「当局筋」の情報を半ば機械的に報道する、いわゆる「客観報道」によるものが圧倒的に多い。そこには、政治権力によるメディア操作の危険性が伴い、公共的なコミュニケーションの観点からみて重大な問題がはらんでいる。しかし、このような問題点をかかえているとはいっても、重要な政治情報を一番最初に情報源から発見し明らかにしていく作業として、ジャーナリズムは今後も重要な社会活動であり続けるにちがいない。ではたして、パソコン・ユーザーのなかから、こうしたジャーナリズム活動に相当する機能を担う個人・集団が出現するだろうか。コンピュータ通信でやりとりされるさまざまな情報についても、さしあたり政治情報に限っていえば、そのもとになる素材（第一次情報）の大部分は、ジャーナリズム情報に依存してはじめて入手できるものである。本格的なジャーナリズム活動を維持するためには、多くの人員、運営コストおよび施設、実践に必要な多くのノウハウなど情報のマス・プロダクション・システムが不可欠であり、当面、既存の報道機関をさしあいでその活動を代行す

ることは極めて困難である。

したがって、コンピュータ・ネットワークが今後どれだけ拡大しようとも、ジャーナリズム活動とそれを担うメディア機関は、少なくとも政治や社会の動向のなかで何が問題になっているのかという意味での「アジェンダ設定機能」を保持するはずである。この意味で、引き続きマス・コミュニケーションの形態で営まれざるをえないジャーナリズム活動は依然として、コンピュータ・コミュニケーションに対しても隠然たる影響力を行使し続けるにちがいない。「情報化」の進展によって、マス・コミュニケーションの政治的・社会的影響力は、相対的に減少することははあるにせよ、現代社会が大量生産・大量消費システムのうえに成り立っている限り、他の形態のコミュニケーション・システムにとって代られることははないのである。むしろ、相互作用的ないしは双方向的コミュニケーション機能が最大の特徴とされているコンピュータ通信こそ、マス・コミュニケーション化していく可能性のほうが大きいのではなかろうか。このようにみると、現在進行している「情報化」の過程は必ずしも、従来のメディア・システムにおけるマス・コミュニケーション構造を大きく変容させるものではない、と考えるほうが妥当である。

IV

コンピュータ通信の意義と可能性



(1) コンピュータ通信の新たな可能性

しかし、公共的なコミュニケーションの発展という観点からみて、インターネットの持続的拡大に支えられるコンピュータ通信の新たな可能性の芽が完全につみとられたわけではない。現代のジャーナリズムが抱えている主要な問題のひとつに、言論機能の低下が指摘できよう。

元来、近代的ジャーナリズムの最大の特徴であった言論性は、メディア機関の巨大化・株式会社化に伴って希薄化していき、現代的ジャーナリズムにおいてはそれにかわって、事実の伝達を中心とした「事件の報道」が中心的位置を占めるにいたっている。それは、政治や社会に関するさまざまな現象・事件について、表面的な「事実」の報道に大きな比重が置かれる反面、「中立性」、「客観主義」、「不偏不党」の立場から、その内容に深く立ち入った解説・論評機能が軽視されていることにあらわれている⁴⁾。コンピュータ通信は、既存のマス・コミュニケーション様式に依拠するジャーナリズム活動のこうした弱点を補完すべく、「一対一」および「一対多」の両面にわたる双方向的機能を活かして、これまで不可能であった未知の個人・集団との自由な討論の機会を通信ネットワークのうえで実現できる技術的基盤を備えている。情報源へのアクセスの可能性という点で、オリジナルな政治的・社会的争点を顕在化させるという点では、前述のように、マス・メディアの影響力のほうが優位な立場にあるといえるが、こうした争点の意味をめぐって複数の第三者（しかも状況次第では世界的に点在する非常に多くの）と討論を積み重ねるなかで、マス・コミュニケーション過程から相対的に分離した領域で草の根の意見に依拠した「新たな世論」が形成されることは決して不可能なことではないだろう。前に述べた「世論の形成過程の二極化」とは、ひとつにはこのような文脈から提出される論点である。

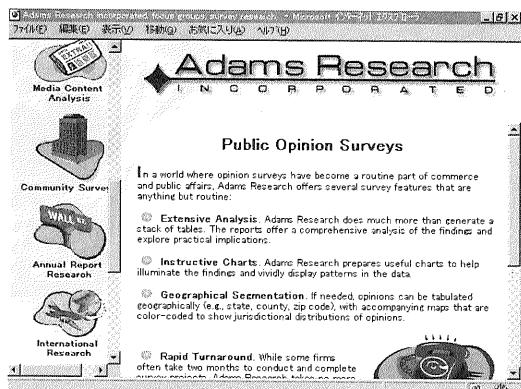
(2) 「新たな世論」の問題点

しかし、かりにこの「新たな世論」が形成されたとしても、これが民主的なコミュニケーションの基礎条件に結びつくためには、次のような大きな問題点がある。第1に、既存の社会的・経済的・政治的不平等に起因する「情報格差」が、「情報化」によって、とりわけパソコン・ユーザーとそうでない人びとの間ではいっそう拡大するという懸念が予想される。それゆえ、世論の形成過程の二極化は情報格差を前提に、この両者の間で生じる可能性がある⁵⁾。

第2に、コンピュータ通信によってはたして理性的・論理的なコミュニケーションが可能なのか。しばしばその実践例から指摘されているように、ある問題・論点をめぐって議論が繰り広げられる際、意見を異にする討論参加者相互でコミュニケーション不全といつてもよいほど、相手の言説・人格に対する誹謗中傷が横行し、まともな対話が成り立たないことがあるという。

しかも第3に、コンピュータ・ネットワークが今後さらに拡大し、多様な討論参加者を巻き込んでいくにつれて、階級・エスニシティ・性差・宗教・文化などによる政治的・社会的分断状況を反映した、鋭い政治的・イデオロギー的対立がもちこまれることによって、コミュニケーションそのものが成立しない危険性も予想される。

第4に、コンピュータ通信でやりとりされる対話内容全体のなかで、本稿で問題にしている政治情報がいったいどれだけの比重を占めるのかという問題である。産業・経営情報、娛樂情報など他の多くのトピックが乱立するなかで、公共的な問題を扱うトピックは埋没する可能性がある。かりに「新たな世論」が形成されるとしても、それは、マス・コミュニケーション主導の圧倒的な世論形成とおよそ対等に存立できるものではなかろう。多くの人びとは、既存のメディアであるテレビや新聞をもとに、すなわちマス・コミュニケーション情報を手がかりに、公共的な問題入手するという行動様式を今後も維持すると考えられるからである。それゆえ、世論の形成過程の二極化は極めて跛行的な形態



を帶びざるをえない。

第5に、情報公開の問題があげられる。行政機関の情報「非公開」の壁に直面すれば、双方指向的コミュニケーション機能もその本来の威力を発揮する機会がなくなることはいうまでもない。

以上の問題点を多少なりとも解消するためには、ひとつにはコンピュータ・リテラシーが全社会的規模で飛躍的に向上することによって、いかなる目的のために、何について、誰とコミュニケーションするのかについて、ユーザーが深い理解を獲得し、目的指向性を明確にできるかどうかが重要な分岐点となろう。そして何よりも、ユーザーはもとより、社会の全構成員レベルでの市民的公共性の再構築こそが、自由なコミュニケーション空間を創出し、ひいては政治の民主主義的再生にとって不可欠な条件であろうし、この点が、政治、情報、コミュニケ

ーション、民主主義をめぐる今後の重要な論点になるにちがいない。

1) 例えば次を参照。Frank Webster, *Theories of the Information Society*, Routledge, 1995.

2) C. ライト・ミルズ『パワー・エリート』下(鶴飼信成・綿貫譲治訳)東大出版会, 1969年, 205~206頁。

3) 桂敬一『日本の情報化とジャーナリズム』日本評論社, 1995年, 3~42頁, 参照。

4) 塚本三夫『現代のコミュニケーション』青木書店, 1976年, 104~134頁。

5) 最新のコミュニケーション技術の出現による情報格差の問題については、次を参照。E. M. ロジャーズ『コミュニケーションの科学——マルチメディア社会の基礎理論』(安田寿明訳)共立出版, 1992年, 179~182頁。

(たていし よしお 立命館大学非常勤講師)



演劇的想像力と 社会科学的想像力

木下順二さんと別役実さんの演劇は、歴史＝社会離れの趨勢のなかでおそらく苦闘を強いられた。だが、苦闘の闘い方は対照的であった。「歴史の終焉」が終焉するとき、2つの闘い方から社会科学が学ぶものを考える。



TAKEUCHI Masumi

竹内 真澄

の劇的な構造に自分が感動しているのだということに気づきました。

I. ある演劇的シーンから

先日マルセ太郎さんの一人芝居「スクリーンのない映画館 泥の河」をじっくり観る機会を得ました。身障者の支援組織やキリスト教関係者それに在日韓国朝鮮人組織などの様々なネットワークが催したものでした。何よりも大阪生野の一角での公演であったため、マルセさん自身の故郷に近く、一般の商業劇場では決して味わえない濃密な民衆的な雰囲気が演者を包んでいました。それだけに感動はひときわ深まったように思われました。マルセさんの演劇は、所々に彼なりの注釈を入れ、時には監督論や作家論を交えながら彼自身の半生を回想するもので、幾重にも楽しめる傑作となっていました。

マルセさんが緻密に再現していたことですが、「泥の河」は御承知の通り、子供の出会いと別れを描く一つの悲劇です。あまりにも有名な原作と映画ですからここで粗筋を述べることはやめておきますが、この公演から受けた強い印象を底へ底へ掘り込んで行くうちに僕は、この芝居

II. 「泥の河」から 木下順二さんの演劇論へ

「泥の河」の悲劇は、かねてから僕が関心を寄せている木下順二さんのドラマ論を思い起こさせるものでした。「泥の河」の圧倒的な叙情性は、むろん人生初めての別れの悲しさから来ているだけではありません。それはこの作品の劇的な構造の強さからも来ているのです。

同じような感動を僕は「夕鶴」(1997年夏、ついに坂東玉三郎を抜擢して公演された)からも受け取ったことがあります。「夕鶴」は人間の無垢さが歴史の必然のような大きな力によって壊されていく悲劇の傑作ですが、木下さんが非常に簡潔にまとめているように、ドラマが劇的であるとは「願望を持てば持つほど願望から遠ざかる」という矛盾した構造を内蔵していることによるのだそうです。なるほど、「泥の河」も「夕鶴」も、こうした構造をしっかりともつてい

ます。

木下順二さんのドラマ論は、演劇の演劇たるゆえんがどこにあるかを的確に教えてくれますが、それだけでなく、演劇が演劇の外にある現実とどういう関係に立つかということについても、深い思索を展開しています。要約すれば、彼の立場は、現実と演劇は同一であるという考え方です。どういうことかと言えば、木下さんは歴史的現実を一つのドラマであると考え、その凝縮として演劇を掴むのです。生きた歴史がとにかくある意味をもって動くとすれば、そこには必ず一つの矛盾があり、その矛盾をめぐつて現実は動くのだと考えられます。演劇も同じであって、演劇の中の様々な登場人物は、劇中の矛盾に促されて、その矛盾をなんらかの結果へともたらしていくのです。だから、歴史と演劇は、本質的にはどちらも弁証法的であるという点で共通していると彼は考えてきたのです。

それゆえ、何故我々が演劇を観るのか、ということを考えると、こういうことになるでしょう。私たちは、歴史の中でもがいていることが多い。そこで、よい芝居を観る。すると、登場人物に仮託されて現実が、理念型化されるとでも言うのか、明晰に描かれた矛盾の軌道上を動いていく。こうして演劇は、私たちがそのなかを生きている歴史の矛盾を照らしだしてくれるのです。歴史はready-madeで見えるものではないのですから、演劇的表現に接してはじめて客には歴史が歴史として見えて来る。つまり劇の凝集度によってはじめて劇場の外の現実が見えて来るのです。歴史と演劇の同一性が見事に描かれていればいるほど、人間は演劇から強い印象を受けて、観客一人一人が抱えている生きた歴史に立ち向かうことになるでしょう。

歴史と演劇とのこのようなダイナミックな関係を徹底して考え抜いたものとして、木下さんはおよそ考える限りぎりぎりの演劇論を提出したのではないかと僕は思います。

III. 木下劇のかかえる困難

ところが、木下さんの演劇論は、それとしてほとんど完成されたものであるのですが、ある時期からこの考え方は特殊な困難に襲われてきたのではないかと僕は思っています。その困難は、おそらく60年代以降とくに増してきているように見えるのですけれども、木下さん自身が、最近『“劇的”とは』（岩波新書、1995年）において、こう書いています。「個人の場合にせよ、社会的、国際的なケースにせよ、この現実世界では、おおむねドラマの場合のように凝縮的な形をとらないでなしくずしに事が運ぶから、あるいは人間というのは事を徹底的に追いつめることを避けたがるから、大体において、本当の意味での“劇的”な事件にはなりません」（63-4頁）。「くり返しますが、お互いなしくずしに、事柄を煮詰めることとなるべく避けてやり過ごして生きているこの実人生では、そういう（劇的な——竹内）ケースはほとんど起こらないで時が過ぎて行っているということでありましょう」（同書、64—5頁）。

木下さんはここで、どういうことを語っているのでしょうか。常識的な見方では、ソ連崩壊などは「劇的」と言ってよいように思われるのですが、そういうことには木下さんは触れないで、一方で劇的な事件をもたず、凝縮しない現実世界があると言います。そして他方に劇的に凝縮するドラマの世界があると。そのように「いま」を見ているということでしょう。

それは、木下さんの見る歴史の原点が非常に深いところに設定されているからです。彼はかねてより、戦後史の起点から問いを設定しながらこう言ってきました。「日本敗戦以来の半世紀の中で、私にとって最も大きな“未清算の過去”は、日本の戦争責任の追及を私たち日本人が、ドイツの場合と違って、自分たち日本人の手できちんとやらず、事柄をうやむやにしたまま今日に来てしまっているということです」（同書、124頁）。

木下さんは、歴史的原点におけるこの「うやむや」が国内的、国際的な政策全体の「うやむや」と一連のものであるという判断をもつていてしまう。この起源的な「うやむや」から、天皇制、対米従属、自衛隊、基地問題、対アジア政策など、現代のうやむやが生まれてきた。演劇的に言いかえれば、舞台の最初のシーンで提出された問題が問題として決着をみないうちに場面が移り、問題の最初の所在がかき消されて行くということなのです。

そこで木下さんはこのような現実を断ち切り、反転させるような凝縮したセリフ、「どうしてもとり返しのつかないことをどうしてもとり返す」を一つの強力なモチーフとして提出します（戯曲「沖縄」1963年）。これは、基本的な矛盾のありどころをはっきりさせ、その意味での基本線へ戻っていかねばならないという重い宣言でもありました。

木下さんがかつて歴史が一つの弁証法的な構造をもつように劇も同じ構造をもつと語ったのは、たしか1960年代の初めでしたが、当時は戦後史の激動が背景にあり、歴史と演劇はまだ見事に対応していたように思われます。ところが、その後の展開は少し変わりました。ロングスパンで見るなら両者の同一性は疑われないでしょうが、現代史の刻々の流れの中でみると、歴史と演劇はそう簡単に同一とは言えないことが次第に全面に浮かび上がってきます。もしも、歴史と演劇の同一性を強硬に主張すれば、歴史のうやむやに合わせて演劇のほうが劇的であろうとするのを諦めるか、それともぎやくに、歴史の方が演劇にあわせて劇的に展開するか、どちらかになってしまいます。少なくとも僕の受けとめかたでは木下さんは、「なしくずし」や「うやむや」の一般化のために、現実が劇的な転回をとげることがきわめて少ないということを苦々しく嘔みしめているようにみえます。そう言ってよければ、木下さんは、歴史と演劇の同一性という考え方にもとづいて、演劇をかくあるべき規範に近いところへ持ち上げ、歴史が煮えきらないことに苛立っているようにさえ思われるのです。

この焦燥は、おそらく多くのまっとうな人々

の感覚であり、そしてまっとうな社会学者もこの感覚を共有していると思われる所以、木下さんの焦燥は一般的にみて非常に重大な思想史的な問題を投げかけていると僕には思われるのです。

しかし、すぐにこう付け加えておかねばならないでしょう。木下さんは知的にきわめてタフですから、彼の演劇論がこの程度の危機で崩れる訳ではありません。かえってその中で深化するでしょう。だが、その深化はやはり困難を抱え続けての深化であるだけに、息苦しいのです。

木下さんの抱える困難は、現実世界が「うやむや」で「なしくずし」であることがはっきりしてくるにつれて、演劇だけがまさしく「劇的」に展開するということになれば、両者の同一性がこわれてしまいかねない、というジレンマです。現実のなかで凝縮しないものを劇のなかで凝縮し、結果的にドラマが現実世界から浮いてしまうという危険性と言ってもよいでしょう。

そこで木下さんの抱えている課題は一段と険しくなります。現実から浮いてしまうことを避けながら、同時に劇の弁証法的な構造を維持し、そして現実そのものが「なしくずし」を乗り越える道を探すこと、これです。この苦しい坂を木下さんは、懸命に登っているのではないでしょうか。

N. もう一つのドラマツルギー

木下さんの課題を共有しながら、僕はやや毛色の違ったものを読み始めました。そこで出会ったのは、別役実（べつやく・みのる）さんの『天才バカボンのパパなのだ』という意表を突くタイトルの芝居（同名戯曲集、三一書房、1979年、作品は1973年作）でした。この作品は非常に有名なものだそうで、御存知の方も少なくないでしょうが、ともかく僕はここからちょっと強い衝撃を受けるのです。

芝居の中味にいきなり入ってゆく前に、この芝居の構想を別役さんが見事に要約したところを引用してみます。

「《天才バカボンのパパなのだ》は、言うまでもなく、赤塚不二夫氏の『天才バカボン』から材料を得たものである。私はかねてから、氏の『天才バカボン』には独自のドラマツルギーがあると考えていた。もちろん単純なものではないが、敢て一口に言ってしまえばこういうことになるだろう。先ず本筋に関わる基本的な葛藤線が、本筋と関係のない補助的な葛藤線に枝わかれしてゆく。本来ならこれはあくまでも補助的な葛藤線なのであるから、我々は終始、これはやがてカーブを描いて基本的な葛藤線に収束されてゆくであろうことを期待しているのであるが、それはいかない。逆に、こちらの方が基本的葛藤線なのではないかと思われるほど、それが維持され、強調され、しかし、我々がそう思いはじめたとたん、それがまた、更に補助的な葛藤線に枝わかれしてゆく。

このようにして、基本的葛藤線が補助的な葛藤線へ、そしてまたそれが更に補助的な葛藤線へと限りなく枝わかれをしてゆき、遂に基本的な葛藤線に立戻ることなく、とめどもない迷路に踏みこんでゆく、というのが、氏の本来のドラマツルギーなのである。言ってみれば私は、このドラマツルギーを借りたということに他ならない。葛藤線を維持することにおいてこれは近代劇的な手法であるが、同時に、それをそうしたまま近代劇的な葛藤の論理を、破壊するための手法にもなり得ると、私は考えたのである」（同書あとがき）

「枝わかれ」のドラマツルギーを取り出すと、例えば、こんなふうになります。
路上に警察署長、巡査、そしてバカボンとママがいます。バカボンのパパが手に下駄を履いて、四つんばいになって横手から登場します。バカボンのママがパパを見て言います。

ママ「まわりもみんなネコだと思わなければいけないんです」
「そうじゃないと、本人もネコじゃないんじゃないかと思ってしまうんです」

署長と巡査は幾分躊躇するが、
署長「大げさに考える問題じゃない」「本当にネ

コだと思えばいいんだ。思うだけでいいんだから」

ネコの振りをしたパパはバカボンに詰めよって言います。

パパ 「お前、お父さんがネコだってことを思ってないだろう？」

バカボン「思っているよ」

パパ （激することなく）「思ってないよ」

バカボン（同じく）「思ってるさ」

パパ 「思ってない」

バカボン「思ってる」

パパ 「思ってない」

バカボン「思ってる」

・・・・

パパ 「よし。じゃあこうしよう。お前、このコモリ傘で（署長をさして）こいつをぶつんだ」。

バカボン「いいよ」

パパ 「思いっきりだぞ」

バカボン「わかった」

署長はこの補助的葛藤線に慌てて、バカボンを制止しようとします。ところがそのうちにズボンを下ろしてぶつかどうかに論点は移り、さらにママは、署長がぶたれたがらないのには裏があるのでないかという、さらなる補助線をもちだすのです。登場者たちは裏が何かという謎解きに熱中していきます。このため、署長はこう言わざるをえません。

署長「私は毎日洗濯をして・・・・」、「私はちゃんと男物のあれはいりますよ」、「私はいま破れていないってことを言っているんだ」

別役さんのドラマにおいては、このように話は次々に分岐し続け、延々ととどまるところを知らないのです。

V. 現代史における 基本線と補助線

この別役さんの演劇論は、木下さんの提起した問題を反対側から考えているのではないかと思います。木下さんは、現実の矛盾を劇内の矛盾として再構成しました。木下劇のドラマツルギーは、別役流に言えば、基本的葛藤線に収束するかたちで構成されています。

これにたいして別役さんは基本的葛藤をドラマ内で解決しようとする態度そのものを捨てています。彼の醒めた方法は、木下さんが「うやむや」とか「なしくずし」とみなし、およそドラマ的でないものとして捨てた部分を好んで捨上げます。別役さんのドラマツルギー論が始まるのは、この意味で、木下さんのそれが終る地点からなのです。

木下さんからすれば、現代史はまさしく基本的な葛藤線へたちかえつくるべき巨大なカーブとして掴まれねばなりません。だが、そのカーブが最初の葛藤線へ収束してきていると見ることはできるでしょうか。これは簡単に決着がつかぬほど大きい問題です。だが、含みを残しながらも率直に言って、木下さん自身が苛立ちを隠さなかったように、今までのところ現代史は木下さんの設定した基本的葛藤線へ回収されていません。むしろ、現実世界はさながら「天才バカボン・・・」に似て、次々に補助的葛藤線へ迷い込み、横へ横へ滑っていったと言うべきではないでしょうか。少なくともこれまでのところ、基本線回帰の期待を裏切って、とめどなく補助的葛藤線に枝わかれしていく中途を我々は生きているというふうに言えるでしょう。

木下さんのドラマツルギー論は現代史のなかの矛盾の位相に定位し、別役さんのドラマツルギー論は現代史のなかの分岐の位相に定位します。木下さんのドラマ論は、敗戦と戦後民主主義のなかから生まれ、戦後史全体を「未完の民主主義」として描こうとする立場から生まれたものです。これにたいして別役さんのドラマ論

は、60年安保の挫折から歩みだし、あらゆる希望を一切語らないところでその後の分岐を凝視しようとするものです。

その意味で、両者は好対照です。しかし、僕が強調したいのは、その違いよりもむしろ、両者が互いに相手の尾を飲み込む二匹の蛇のように、一方の終る点から他方が始まるように構造化されているという点なのです。それだけ現代史は複雑化し、木下さん一本で押すことも、別役さん一本で引くこともできないものになっているからです。

ここから引き出される結論は折衷的なものですが、こうです。木下劇の「どうしてもとり返せないものをどうしてもとり返す」を別役さんの補助線の一つ一つのなかに読み取るというようなことができないだろうかということ、あるいは別役さんの補助線のさらにその先端がわずかに木下劇の「どうしてもとり返す」へとカーブしていくことを追いかけるようなドラマツルギーがないかということ、つまりはハイブリッド（雑種）を構築することが現代史を見る場合にはとても必要になってきているのではないかということです。

こう言うと、木下さんの側から別役さんを取り込めというふうに語っているようにだけ響くかもしれません。つまり大きな真実は木下さんにあり、別役さんはただ小さな真実を言い当てただけだというふうに僕が考えているように思われるかも知れません。だがこれでは重要なニュアンスを取り逃がしています。むしろこう言うべきなのです。現実は圧倒的に別役的です。だから、与えられた時代の直接の現実としては、木下さんからではなくて別役さんから出発すべきなのです。

だが、それでもまだ言い足りないでしょう。実は、木下さんにせよ別役さんにせよ、基本線への回帰と補助線への分岐のいずれに面白さを見いだすかに違いがあるだけで、二人とも基本線と補助線が何であるかをわきまえている点では同じです。これでは、現代の込み入った構造を十分掴みきれないようと思われます。考えてみれば、基本線や補助線がそれとして最初からはつきりしている訳ではありません。我々は、

むしろ生まれながらに補助線におきぎりにされ、さらに別の補助線へ乗り換えさせられ、這いまわってそのあげく基本線らしいものを見つけるような存在ではないでしょうか。だから我々は、木下さんの言うような原点を初めから明晰に捉えているという訳ではなく、また、実は別役さんが見事に整理したほどにも補助線の補助性を最初からわかっている訳でもないのです。

そのような灰色部分を抱えた現代人のイメージを考慮にいれたとき、ある補助線から別の補助線への分岐が内陸を回って本線へ踏み込んでいくようなドラマを作る必要が生まれてきているのではないかでしょうか。基本線と補助線の区別が見えないところから出発して基本線を発見するようなドラマといつてもよい。

この問題は再び現実の歴史と重なってきます。現代史は、敗戦→講和→安保改定→高度経済成長→企業中心社会→現代日本帝国主義へと経過してきました。現代史のこの軌跡は、上にみてきた二人のドラマツルギーに照らすとき、いつ

たい何でしょうか。渡辺治さんは、最近の労作の中でこの半世紀を総括し、旧帝国主義から出発して現代帝国主義へ「時代が一回りした」(『現代日本社会論』労働旬報社、1996年)という意味のことを述べています。このことをシンボリックに受け止めるなら、時代の歴史的な構造は、基本線から補助線へと遠く隔たったがゆえに逆説的に基本線(的なもの)に戻るような形をとっているということです。

これは部分的に木下的でもあるし、別役的であります。だがどちらにも還元できません。むしろ二つのドラマツルギー論はこの新しい地平で鋭く交錯し、絡み合い、結合しつつあるのです。演劇的想像力が切り開いてくれたこれら二つのドラマツルギー論は、現代史の二つの位相を見事に演劇化していたのですが、いままさにそれらを高い次元で総合する眼を社会科学的想像力は求められているのではないでしょうか。

(たけうち ますみ 桃山学院大学)



医療保険改革と 日本経済の構造改革

医療保険審議会は、1996年6月の第2次報告で、健康保険本人の給付率の引き下げや「室料、食事」の給付除外などを提案した。こうした患者本人の増加を求める医療保険改革の背景には日本企業の多国籍企業化がある。医療保険改革について、日本経済の構造改革と関連づけて考察する。



KOUNO Sumiko
河野すみ子

I. はじめに

橋本内閣は「社会保障構造改革」を重要課題のひとつにかかげ、「社会保障制度全体の構造改革と整合性」をとりながら「医療保険改革」をすすめている¹⁾。厚生大臣の諮問機関である医療保険審議会は、1996年6月、「今後の国民医療と医療保険制度改革のあり方について」と題する第2次報告をまとめ²⁾、7月に当面の改革メニューを提示し、10月には「今後の医療保険改革の基本的な方向についての議論の整理」を公表した。こうした議論をへて、政府が通常国会に提出した健康保険法等改正案は、健康保険本人負担を1割から2割に引き上げ、高齢者の患者負担の引き上げ、外来薬剤費の一部負担の導入など国民に大幅な負担増を求めるものとなっている。

今回の「改正」は今後の改革の「第一段階」として位置づけられ、健康保険本人の給付率についてみても、中長期的な目標を示している第2次報告ではさらに引き下げが提案されている。こうした医療保険改革の背景には、宮崎義一氏が、バブル崩壊について、関東大震災と太平洋戦争による国富の喪失という「これら2回の国富の喪失は、自然の暴力と軍事的暴力に基づく被害額であるが、1991年末、92年末の国富の減少額107兆円と163兆円は、それらとまったく異なる経済的要因（バブル崩壊）に基づく国富の減少である」と指摘している³⁾ように、1990年代以降の日本経済の大きな変化がある。そこで小論では、健康保険本人の給付率の引き下げに焦点をあてながら、第2次報告で示された「給付率の見直し」や「給付の重点化」について日本経済の構造改革と関連づけて検討したい。

II.

臨調答申の「給付率の見直し」と健康保険法改正

「給付率の見直し」が第2次臨時行政調査会（第2臨調）の答申で提起されるが、1981年に臨調が発足した経緯について次のようにいえよう。日本経済は1973年の第1次オイルショックを契機として、1974、75年経済不況におちいった。この不況克服策として輸出の拡大、「減量経営」の遂行とともに、積極的財政政策が採用される。大規模な公共投資の実施、国債の大量発行により財政支出が拡大し、成長率も回復する。だが、まもなく国家財政は赤字国債の累積、利払い費の急増によって硬直化が進み、当初の機動的運営が困難となる。こうした事態を財界主導で打開するために、臨調が設置された。

臨調は、行政改革の理念として「活力ある福祉社会の実現」と「国際社会に対する積極的貢献」を提示する。それは財政的にみれば、アメリカを中心とする国際的秩序への経済的・軍事的分担増と日本の軍事的・経済的強化のために、軍事費や経済協力費の飛躍的な増加を求めるものであった。したがって行財政の優先順位は、こうした国際分担のための費用を捻出し、資本蓄積に効果の少ないものを削減するという視点から実施された。「臨調・行革」により日本経済の構造転換が強行され、日本企業は強い国際競争力をもつが、国民の生活水準の上昇は立ちおくれた。

国民の生活条件の基礎的な分野である医療保険制度について、臨調の第1次答申では「医療費の適性化」をかかげ、「年々急増する医療費については総額を抑制」するとし、その具体策を提起した。ついで、第3次答申では、負担や給付の格差を問題にしながら「本人・家族間の格差の問題をふくめ、給付率の見直しをおこなう」⁴⁾と提案する。

この「給付率の見直し」という臨調答申にも

とづいて、1984年に健康保険法等が改正され、健康保険本人の10割給付が8割給付に切り下げられた（当面9割）。付則には「社会保険各法に規定する被扶養者および国民健康保険の被保険者の医療に係る給付の割合を100分の80とする」と明記され、将来的には本人・家族ともに8割給付にしようというものであった。こうして「条件の悪いほうに平準化する形での給付水準の引き下げ、いわば下位平準化」⁵⁾が行われ、健康保険法が成立して以来、戦時中の一時期を除いて、一貫して存続してきた健康保険本人の10割給付という原則が変更された。この改正の意義について『医療保険白書』では、「給付と負担の公平化は医療保険制度のかかえる最大の懸案事項の一つである」が、「この問題の道筋を与えた」と強調している⁶⁾。さらに1994年に入院時食事療養費が創設され、入院時の食事にたいして一部自己負担が導入された。

このように1980年代以降、制度間の格差や療養給付の範囲を問題にしながら、健康保険本人の10割給付という原則や、これまで入院時の食事給付は当然のこととしてきた原則が崩されていった。1980年代以降の改正は、1960～70年代にかけて整備、拡充してきた医療保険制度にたいして、その原則を変更しながら、保険診療の範囲を縮小し、国民に負担を求めるものであった。つぎにみる医療保険審議会の第2次報告はさらに給付水準の引き下げを求め、「給付率の見直し」を提案している。

III.

医療保険審議会の第2次報告と「給付率の見直し」

医療保険審議会は、1996年6月、第2次報告をとりまとめた。この報告は、国民負担率について「高齢化のピーク時においても50%を下回ることを目標」としながら、「各医療保険財政は深刻な赤字構造に陥っている」という認識のもとで、「国民医療費の伸びをどう考えるか、公的

医療保険制度によりどこまで保障するのか」という検討が必要であると問題提起する。そして、診療報酬体系を含む医療保険制度と医療提供体制の両面にわたる医療保険改革を行うとし、「制度改革のための検討項目」を提示している。まず、「給付率の見直し」についてみていきたい。

(1) 日経連の雇用形態の見直しと 「給付率の見直し」

第2次報告では「給付率の見直し」をかけ、「当面、被用者本人の給付率8割」としながら「給付率8割統一の見直し」(7割、7~8割又は9割)、「各制度の財政事情による給付率の設定」をうちだしている。つまり近い将来には、給付率7割で統一するということである。これは、本人・家族とともに8割給付という1984年の健康保険法改正の際の構想や、「全体としての給付率をおおむね8割程度とすることを目標とする」⁷⁾というその後の閣議決定を変更したものである。健康保険本人であっても7割給付にするというものであり、戦前の職員健康保険の2割患者負担と比べても低い給付水準になる。

こうした健康保険本人の給付率の引き下げを提示した第2次報告では、「サービス産業の伸長などの産業構造の変化、パート労働者の増加等雇用形態の多様化、賃金支払形態の変化などが進行」し、「被用者保険をめぐる環境は大きく変化」したと指摘している。実際、1970年代半ばの「減量経営」のもとで正規労働者が限定され、多様な種類の非正規労働者が登場し、とくに1980年代半ばからの円高への対応、90年代の不況への対応として雇用形態の多様化がすすんでいった。総務庁「労働力調査特別調査」によれば、非正規労働者は1985年の656万人から1996年の1043万人に増加し、この間の正規労働者の伸び率が113.7%であるのにたいし、非正規労働者の伸び率が159.0%となっている。非正規労働者の雇用労働者に占める割合も、1985年の16.4%から1996年の21.5%へと上昇している⁸⁾。

このように1970年代半ば以降、雇用形態の多様化がすすんでいくが、日経連報告『新時代の「日本の経営』(1995年5月)では、さらに雇用・

賃金形態の抜本的な見直しを提案している⁹⁾。この報告では「大競争時代」を迎える、「企業を超えた横断的労働市場を育成し、人材の流動化をはかり」、「能力、業績を反映させたチャレンジ型の人事制度を構築」し、「従来の定期昇給、ベースアップによる賃金決定を再検討」すべきであるとし、終身雇用と年功賃金の見直しを主張する。そして、労働者を3つの雇用形態に分けることを提案する。すなわち、第1の雇用形態は「長期蓄積能力活用型」と呼ばれるものである。従来型の長期継続雇用で、賃金も月給制か年俸制、昇給もあるというグループであり、管理職、総合職、技術部門という企業にとって基幹労働者群である。第2は「高度専門能力活用型」である。雇用契約は有期であり、賃金は年俸・業績給で昇給がないというグループであり、企画、営業、研究開発等の専門部門で働く労働者である。第3は「雇用柔軟型」である。雇用契約は有期であり、賃金は時間給制で昇給がないというグループであり、一般職、技能部門、販売部門で働く労働者である。これまで常用労働者が行なってきた一般職、技能部門、販売部門などの仕事を、パートタイム労働者に代えるというものである。日経連のこうした雇用形態の抜本的な見直しと結びついて、健康保険本人の給付率の引き下げが提案されてくる。

福祉施策について、日経連報告では「長期蓄積能力活用型」は生涯総合施策とし、「高度専門能力活用型」と「雇用柔軟型」は生活援護施策としている。生涯総合施策と生活援護施策の具体的な内容について示していないが、「高コスト是正」に向けて、法定福利費の「負担増を極力抑制し」、「給付の範囲の見直し」を求めている。こうした点を考慮すると法定福利費の主要な部分を占める健康保険について次のようにいえよう。長期継続雇用の「長期蓄積能力活用型」の労働者には健康保険が適用され、「福利厚生等の恩恵」もあるので、法定給付とともに付加給付が加わるだろう。だが、これまで正規労働者であり健康保険が適用されていた「高度専門能力活用型」の労働者は、有期の雇用契約となるので必ずしも健康保険が適用されるとは限らない。現行の健康保険法では「臨時に使用される者」

が健康保険の適用除外になっているので、「高度専門能力活用型」と「雇用柔軟型」の労働者は雇用継続期間によって健康保険の適用グループと適用除外グループに分けられるだろう。適用除外グループの多くは国民健康保険に加入することになろうが、「高コスト体質改善への取り組み」を強化し、「高度専門能力活用型」と「雇用柔軟型」の労働者の流動化をすすめる企業は、国民健康保険と健康保険の給付水準の違いが労働力の移動の妨げにならないように給付水準を同一とし、より低い水準での平準化を求めたのである。健康保険本人も現行の国民健康保険と同じ7割給付とし、健康保険の適用除外グループと同一の給付水準にすることが提起されたのは、こうした労働力移動の条件整備といえよう。以上のように長期継続雇用を可能なかぎり縮小しつつ、「長期蓄積能力活用型」労働者を企業に確保するため裁量的な付加給付を残し生涯総合施策としながら、「高度専門能力活用型」と「雇用柔軟型」の労働者には健康保険が適用されるとしても7割給付とし、生涯総合施策ではなく、生活援護施策にすぎないということであろう。

この日経連報告について、渡辺治氏は、日本企業の多国籍化に注目しながら「企業支配を維持しつつ、企業社会の中心的基盤たる民間大企業の男子正社員労働者内に、2つのカテゴリーをもちこんで、この層のなかでも従来の企業社会の人生コースを歩めない部分をつくったという点で画期的性格をもっている。これは急速な多国籍化のもとで企業自体が従来の企業社会的統合の縮小に手をつけたもの」であると指摘している¹⁰⁾。こうした雇用形態の重層的多様化と流動化を強める日経連の雇用政策に対応して、医療保険審議会の第2次報告で「給付率の見直し」、給付率7割統一が提案されたのである。だが、健康保険本人の給付率の大幅な引き下げは、労働者の疾病にたいして社会的に保障するという健康保険法の本来の役割を放棄するものである。



(2) 財界の社会保険料負担の見直しと 「給付率の見直し」

さらに、財界は企業の社会保険料負担の見直しを要求している。たとえば日経連の「今後の社会保障構造改革についての提言」では、「高齢化等により税・社会保障負担が増大する中で、企業の公的負担が増大し、企業の国際競争力が急速に失われつつあ」り、「企業の高い公的負担を見直す」としている¹¹⁾。先にあげた『新時代の「日本の経営』では、「産業平均の所定内賃金を100とすると福利費も含めた総額人件費は約170」であり、「法定福利費を抑制」すべきであると指摘している。

この法定福利費は法人税とともに企業にとって公的な性格の費用である。法人税よりも企業にとってより深刻な負担となるのは、その算定基準の違いにある。法人税は当期利益部分に課税され、黒字収益の場合にのみ税負担が発生する。その点では営業業績の変動に対して連動し、赤字決算となれば負担は発生しない。だが、法定福利費は、業績の好不調に関係なく、雇用する従業員数とその報酬月額水準によって支出すべきものであり、赤字決算となっても負担が発生する。近年、法定福利費は増加傾向にある。

こうして財界から「社会保険料のほとんどが企業負担であり、これにより社会的コストの増大を賄うことは企業への負担をさらに重くすることになり、経済成長にとって好ましくない」という意見が出される¹²⁾。実際には、労働者も社会保険料を負担しており、「社会保険料のほと

「などが企業負担」であるというのは不正確であるが、しかしここには社会保険料を抑制したいという企業の本音があらわれている。企業にとって社会保険料の抑制が課題になり、第2次報告で「給付率の見直し」、健康保険本人の給付率の大幅な引き下げが提案されたのである。

財界がこのような社会保険料の軽減を主張する背景には、日本企業の多国籍企業的進出がある。1985年プラザ合意後の円高のなかで多国籍企業化がすんだ結果、1990年代に入って多国籍企業化が本格化していった。多国籍企業は国境をこえて最適地生産・販売というグローバルな観点から投資先を決定し、多国籍企業の支配が進出先途上国におよぶとともに、「大競争時代」への対応として日本国民に労働条件を引き下げを要求はじめた。「高コスト体質改善への取り組み」を強化し、「グローバル経済下で有効に機能しない諸制度については積極的に見直す」とし、健康保険本人の給付率の引き下げを求めたのである。こうした財界の意向をうけて、1996年6月に自民党が発表した「橋本行革の基本方向について」では、「大競争時代において直接競争にさらされるのは企業であるが、その意味で企業のコストを構成する公的負担についても見直さなければならない。税負担はもとより、社会保障関係の企業負担分については、特に国際比較の観点から現在のあり方を再点検し、わが国企業のコスト競争力の維持に努めなければならない」と述べている。

このように橋本内閣がすすめる医療保険改革は、日本の高コスト構造の是正という財界の要請に応えながら、企業が負担する社会保険料の増加を抑制しつつ、国民に大幅な負担増を求めるものとなっている。

IV.

医療保険改革と「給付の重点化」

第2次報告では「給付の重点化」をかけ、「国民の高度化、多様化する医療ニーズを全て公

的医療保険で賄うことは困難」なので「標準的な医療に給付を重点化」するとしている。そして給付除外として、軽医療の給付除外、室料、食事の給付除外、ホスピタル・フイーの給付除外、医薬品の給付除外、一部医薬品の給付除外をあげている。つまり「給付の重点化」とは、風邪などの「軽医療」、「室料、食事」、医薬品などは医療保険の給付除外にするということである。今後、給付除外の範囲を広げていくならば、「標準的な医療」の範囲はますます縮小することになる。

具体的に「食事」と「室料」についてみよう。入院時の「食事」について、これまで支給することが当然のこととされてきたが、1994年に一部自己負担が導入された。今回の「食事」の給付除外という提案は、さらに患者に負担増を求め、「食事」を全額自己負担にするというものである。同様に「室料」の給付除外とは、「室料」をすべてのベットから徴収するということである。「室料、食事」は診療報酬に含まれず、病院が自由に料金を設定するため、入院治療が高価になり、「室料、食事」の費用を負担できる人しか入院できないことになる。入院の可否は病状だけではなく、経済的な負担能力も考慮して決められていいくことになるだろう。しかも、「室料、食事」の費用は厚生省統計情報部が発表する「国民医療費」の範囲外となり、「国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内に止めることを目標」とする「国民医療費」のなかには「室料、食事」が含まれない。「室料、食事」を高価にし、「民間保険の一層の活用」をすすめる第2次報告は、民間企業の参入を促進しながら「室料、食事」の分野を大規模な市場に転化していくこうとしている。

さらに第2次報告では、「保険給付と自由診療の併用」の認容をうちだし、「保険診療と患者が自由な負担により受ける医療との組合せを拡大」するとしている。自由診療の併用を認めたことは、経済的負担能力によって医療給付の内容に大きな格差が生じるということであり、同時に、「患者が自由な負担により受ける医療」の分野が拡大することである。この「患者が自由な負担により受ける医療」の分野も、当然、「国民医療

費」の範囲外であり、高い成長が期待されている。

こうした医療分野の成長に注目しているものとして、1995年12月に閣議決定された『構造改革のための経済社会計画』がある。ここでは「成長期待分野」を7つ特定し、そのひとつとして「少子・高齢化の進展等に対応した医療保健・福祉関連」分野をあげている。そして、「医薬品や医療器具、医療機関といった従来型の医療サービスは今後も順調に成長すると思われるが、これに加えて、例えば医療施設の環境衛生管理、在宅医療支援事業、医療情報・健康診断サービスといった、いわば、医療の周辺部分である医療関連サービスにたいする需要や、福祉用具等の介護にたいする需要が高まると見込まれる。医療保健・福祉関連分野の国内生産額(1990年価格)は、現在(1993年時点)の約37兆円から2000年約55兆円、2010年約69兆円に達する」¹³⁾とし、高い成長を予測している。このように医療保健・福祉関連分野は新規事業を創出する分野として捉えられ、21世紀へむけた日本経済の主導的分野として位置づけられている。

関連して『医療白書』では、「医療の高度化あるいはサービスの多様化などを背景に、医療の周辺部分を中心にいわゆる医療関連サービスが発展し」、「療養環境や食事等については、より質の高いものの選択を可能にするニーズも大きく、近年、「医療保険給付の対象外のサービスにたいする支払いも増大している」¹⁴⁾と指摘している。ここでは、たんなる医療費の抑制ではなく、「医療の伸びが経済のサービス化に寄与」するとし、「医療保険給付の対象外のサービス」の拡大をすすめている。

以上より、次のことがいえよう。医療保険審議会の第2次報告で示された「給付率の見直し」、給付率7割統一という提案は、終身雇用や年功賃金の見直しという日経連の方針と対応したものである。「大競争時代」を迎える日本、高コスト構造を是正し、企業の社会保険料負担を抑制することが課題となり、健康保険本人の給付率の大幅な引き下げが提案されたのである。さらに、「室料、食事」などを公的医療保険の給付除外とし、自由診療の併用を認め、民間保険の活

用をすすめる医療保険改革は、患者負担を増加させながら、「医療保険給付の対象外のサービス」を拡大し、医療を日本経済の主導的分野として位置づけようというものである。このことは、医療保険改革が日本経済の構造改革の一環に組み込まれ、日本経済の構造改革を進める経済政策と連動するかたちで進められていることを意味している。だが、こうした医療保険改革では経済的負担能力によって給付内容に大きな格差が生じることになろう。

V.

おわりに

いま、政府がすすめている医療保険改革は、患者負担を引き上げ、公的医療保険による給付範囲を縮小し、「患者が自由な負担により受ける医療」の分野を拡大しようというものである。たしかに、こうした改革は経済成長に寄与し、経済のサービス化に寄与するものとなろう。だが、高い料金の負担が可能な人にしか医療は提供されないことになり、「世界的にみても医療にたいするアクセスの良さ、低いコストで高度な医療を提供しているという点で大変優れた制度」¹⁵⁾の基盤を崩すことになる。医療サービスの特徴について、宇沢弘文氏が「医療サービスが人間の生命、健康にかんするもっとも基本的な市民の権利にかかわるということである。したがって医療サービスを私的な利潤追求の対象として、他の財・サービスと同じように市場メカニズムによって処理しようとするときは、重大な社会的問題の発生を避けることはできない」¹⁶⁾と指摘しているように、医療サービスは市場メカニズムとは別の原理、つまり公共性の原理によって提供すべきものである。

いま求められているのは、労働者の疾病にたいして社会的に保障するという健康保険法の本来の役割が果たせるよう内容を改善していくことであり、健康保険本人の10割給付を復活し、「室料、食事」などを再度保険給付にくみいれる

ことである。そのため国庫負担をただちにもともとにもどし、給付水準を改善していくとともに、厚生省と業界との関係を点検し、医療保険の浪費構造をあらため、医療保険財政を民主的に運営していくことが必要である。そして医療保険制度の格差は、健康保険本人の給付率の引き下げではなく、法定給付を引き上げながら制度間の格差を是正していくことである。

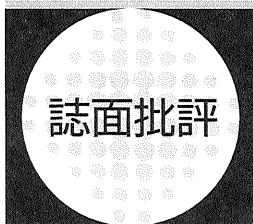
このように公的医療保険による給付を拡充し、医療保険制度の充実に沿った経済の発展は、たんに量的な経済成長ではなく、日本経済を国民本位に再生させ、「重大な社会的問題の発生」をさけながら「人間の生命、健康」を重視する経済発展への道を開くことになると思われる。政府がすすめる公的医療保険の縮小という方向ではなく、だれもが、安心して必要な医療が受けられる政策に転換することが重要な課題となっている。

- 1) 厚生省保険局監修『みんなで考える医療保険制度改革』法研、1996年、52ページ。
- 2) 医療保険審議会「今後の国民医療と医療保険制度のあり方について」『週刊社会保障』法研、No.1895、1996年7月1日号。
- 3) 宮崎義一『国民経済の黄昏』朝日新聞社、1995年、42ページ。

- 4) 臨調・行革審OB会監修『臨調・行革審』行政管理センター、1987年、179ページ。
- 5) 田多英範『現代日本社会保障論』光生館、1994年、157ページ。
- 6) 『目で見る医療保険白書(平成7年版)』ぎょうせい、1995年、73ページ。
- 7) 臨時行政改革推進審議会事務室『行革審・全仕事』ぎょうせい、1990年、418ページ。
- 8) 総務庁統計局『平成8年2月労働力調査特別調査報告』1996年、202ページ。
- 9) 『新時代の「日本の経営』日本経営者団体連盟、1995年、33ページ。
- 10) 渡辺治『現代日本の帝国主義化I』大月書店、1996年、308ページ。
- 11) 日経連「今後の社会保障構造改革についての提言」、1996年。
- 12) 豊田章一郎『「魅力ある日本」の創造』東洋経済新報社、1996年、193ページ。
- 13) 経済企画庁『構造改革のための経済社会計画』大蔵省印刷局、1995年、126ページ。
- 14) 医療経済研究機構『医療白書(1996年版)』日本医療企画、1996年、36ページ。
- 15) 同前書、10ページ。
- 16) 宇沢弘文『公共経済学を求めて』岩波書店、1987年、245ページ。

(こうの すみこ 金沢福祉専門学校講師)





香港返還と中国経済の動向によせて

——『経済科学通信』84号を読んで——

『経済科学通信』84号（97年6月）は、特集「中国の香港」というタイムリーな企画をおこなっている。掲載された9名の論者の論文は、いずれも短いものであり断片的なものであったが、日中両国の多彩な研究者による、歴史的・政治的考察や金融・貿易構造の分析、あるいはまた21世紀を展望した中国経済の数量的アプローチ等もあり、さらに東北における国有企业改革や新疆ウイグル自治区の情報を含む、全体として、香港返還と中国の動向を近未来予測するに必要な資料を十分提供してくれるものであった。

しかし、「改革・開放」中の中国をとりまく可変的で複雑な政治経済状況を反映して、本号の9編の論評においても、香港と中国の行方に対する悲観・楽観のニュアンスの相違が、その根底に存在していたかに見える。

歴史のダイナミズムが既成の通念や予測を超えて進んでいくとき、そこに生じる現実と理論の緊張関係は、屡々、旧来の理論的フレームワークに当てはまらない問題設定や解決形態を生みだしていくかざるをえない。

香港の中国への返還は、欧米列強による植民地支配からの脱却という、たんに19世紀的現実に対する歴史的遺産の最終的決算を意味するだけではなかった。第二次世界大戦後、50年以上も主権回復の課題達成が遅れた歴史的チグハグさと相まって、一方では、植民地香港が宗主国イギリスを経済的に凌駕するという、歴史上未だ嘗てない情況が発生し、その結果、他方において、政治的返還以前に中国は、経済発展の成果としての香港の現制度を支持せざるをえない、すでに既定の構図ができていた。

こうした20世紀の歴史的現実をふまえた上で、香港返還の作業は遂行された。佐藤論文のいう「新しい権力者に対するアバシー」や新たな統治形態をめぐる葛藤は、このような歴史的磁場の上に生ずるマクロ・ミクロの矛盾であった。たしかに、山本論文もいう「借りた土地、借りた時間」という周知の香

港人の意識は、なおその通りであるとしても、戦後半世紀にわたる経済発展と新中産者層の増大の中で、一定の変容と凝集力の存在を見せていることも事実である。むしろそうであればこそ、「香港の中国化」か「中国の香港化」かという対抗図式が提起されるのであり、返還後における経済制度と政治体制の矛盾、中国特有の「放」（自由化）と「収」（引締め）の相克が懸念されるのである。香港の今後の政治的経済的位置を予測する上で、言論の自由・情報の公開等、政治的市民的自由の問題は、私自身の北京留学と香港滞在の経験よりとくに重要な問題だと考えられる。この点に関し、福祉の切り捨て等、「さらなる苦難」の開始を予想する陳福坡氏の指摘は注目すべきであろう。

先にも述べたように、9編の論文を通觀して言えることは、総じてマクロ的分析を行うものは楽観論に、ミクロ的分析を行うものは悲観論に傾斜していることである。ここでは、楽観論の典型として大西論文を採り上げることにしたい。

論文によれば、「『本土+香港』の経済的規模は急速に拡大し、2015年頃に日本を凌駕し、また2020年までにアメリカをも凌駕する」という。その際、中国は「従来の霸權国家と異なり、軍事大国化への指向性が非常に低いこと」が強調され、そうした肯定的・楽観的立論の基礎として、「『生産力が他の基本的諸関係を規定する』という基本思想に導かれ」、その点で「やはりまだ十分に中国はマルクス主義の国家たりえている」と、氏の評価が示されている。私自身もこれまで、大西氏の環太平洋計量経済モデルには、十分な注意を払い参考にしてきたものである。しかし、同時にその都度、ミクロ・マクロの定性分析を欠くマクロ定量分析には、一定の違和感を覚えてきた。誌面の制約により個々の論点に関わる詳しい展開は省略せざるをえないが、ここでは、次のことに言及しておきたい。

旧ソ連・東欧の体制転換以前における日本の社会主義論には、大きく分けて2つの論理上の傾向性が

存在していたようにおもわれる。

第1のものは、(マルクス主義的傾向性をもつ)資本主義経済研究者の生産関係視点を重視したたぶんに楽観論的な社会主義論であり、第2のものは、社会主義経済研究者の生産力視点を重視した多少とも悲観的な社会主義論であった。2つの傾向性の間には、専門領域の違いからくる情報ギャップの問題もあったが、当時、研究者の多数は前者の側に属していたといえる。

この場合、正否の帰趨はいまや明らかであり、生産関係論的社会主義論は、厳然たる生産力的事実の前に脆くも自壊していかざるをえなかつた。とはいへ、経済学が社会科学の主要な構成要素の一つとして、その存在理由を主張しうるのは、たんに生産力だけでなく、生産力の構造に目を向け、そこにおけ

る独自の矛盾、すなわち生産諸関係を摘出するからであり、たんなる数量的測定に解消することはできないところに存する。

言うまでもなく、生きた現実は可変性に満ちており、現在の成長と発展を可能にする条件そのものが、絶え間ない変動の最中にあるといえる。溝口論文もいうように、一方には、世界資本主義の国際的な不安定性要因があり、さらに他方では、中国国営企業改革の困難性等、中国国内のあまりにも大きな不安定性要因の存在がある。それら諸要因があるいは共鳴し、あるいは不協和音を醸しだし、いずれにしても、世界史的同時代性という様相をもって進行すること、そのような事態を予想することは、あながち非現実的とはいえないであろう。

(荒木武司 大阪教育大学)



編集後記

▼84号では今年の春合宿での報告を中心にして「新国際分業とアジア」と題した特集を組みました。また6月30日に開催された日中友好協会主催の香港返還記念パーティーにおける浅井基文さんの講演を掲載しました。いかがでしたか。これからも内容の充実に努めていきたいと思います。ご意見、ご感想をお寄せ下さい。

▼今年の四月より編集委員と事務局員をつとめている木下英雄です。

大学院で大西広先生にお世話になっています。以前は社会主義所有論を福島大学大学院で研究していました。現在はたいへん迷っていますが、ともかく開発経済学を一度勉強してみようということになっています。とはいえ社会主義論と全く無関係なことをやる気にはなかなかなりません。今日の情報化、国際化を見つめながら新しい社会構成をもつ未来社会を展望しつつ、そういう目で今日の開発経

済学の新古典派的論理を捉えようと考えています。

▼そんな中、夏大会での南克巳先生の講演を聞き刺激を受けました。もっと多くの人が本当に大まじめに未来社会への移行の論理を議論してもよい時期に来ているのではないか、と思いました。次回の「通信」には南先生が初登場します。お楽しみに。

(木下)

投稿規程

次の要領で投稿をお願いします。奮ってご投稿下さい。

種類と枚数 論文、研究ノート：50枚以内

研究動向、書評：20枚以内

いずれも、図表、注などを含む200字詰

原稿 審査の迅速化のため、コピー1部を添えてください。

ワープロ・パソコンをご使用の場合にはフロッピーディスクを同封してください。

投稿先 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局宛

掲載料 5000円（所外の方のみ）

経済科学通信（季刊）85号 1997年10月30日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)

TELおよびFAX (075) 255-2450

E-Mail JCC01547@niftyserve.or.jp

振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

大西 広

森岡 真史 神谷 章生

石上 秀昭 芳野 俊郎 水野喜志彦 増田 和夫

中田 晋自 木下 英雄 松居 秀博

印刷所 新日本プロセス株式会社

(〒601 京都市南区吉祥院石原上川原町21)

TEL (075) 661-5688

価格 1部 1,200円

定期購読料（年間4冊分）4,000円（郵送料を含む）

『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

— 第80号 —

特集 戦後50年を期に社会科学を再考し、未来を展望する研究集会

日本の社会科学と市民社会論	新村 聰
20世紀社会主义の崩壊と経済学の反省	田中 宏
ポスト・フォード主義をめぐる社会的・政治的対抗	後 房雄
トヨタ生産方式と労働の変容	千田 忠男
戦後日本経済研究の新潮流	長島 修

— 第81号 —

特集 岐路にたつ社会福祉

社会保障の制度改革と「国民負担率」	福島 利夫
民活福祉と社会保障の再編	横山 壽一
公的介護保険の基本的性格と問題点	岡崎 祐司
医療経営の変容と健康・医療保障論の課題	大松美樹雄
人間発達の社会福祉理論の構想	武本 勤・中井 健一
社会福祉の技術論体系の再検討—人間発達の社会福祉理論の構想覚書Ⅰ—	中井 健一

— 第82号 —

特集 インターネットの経済学

インターネットとマルクス・エンゲルス研究	赤間 道夫
インターネットの経済的意義	野口 宏
社会科学におけるインターネットの利用	吉田 央
政治学研究にインターネットは使えるか？	小堀 真裕

特集 金融システム破綻

日本経済の現段階と金融システム破綻	向 壽一
金融恐慌は来るのか？	伊藤 国彦

— 第83号 —

特集 企業・国家・市民社会

ポスト福祉国家政治と市民的自立	山口 定
市民・企業・国家をめぐる英国政治の動き	小堀 真裕
企業活動の情報公開と市民監視	醍醐 聰
企業活動の市民監視と株主オンブズマン	森岡 孝二
大蔵省改革の課題	横田 茂

— 第84号 —

特集 中国の香港

香港返還の歴史的意義について	佐藤 進
香港返還と中国の行方	陳 福波
私の「香港」物語	山本 裕美
中国本土との「経済一体化」を進める香港	姚 国利
香港返還と「一国二制度」	山口 正之
21世紀の中国経済を予測する	大西 広
「西の香港」めざす新疆ウイグル自治区	アブリキム・ハサン
構造転換に悩む瀋陽	松野 周治
世界資本主義のなかの中国	溝口 由己

北原 勇・伊藤 誠・山田鉄夫著

●￥2500

現代資本主義をどう見るか

正統派理論／宇野理論／レギュラシオン・アフローチ－

－

学派・方法を異にする3氏が、自らの理論のアリテイーと有効性を競つてくりひろげる大熱論。

論争を忘れてしまった経済学へ！

田口富久治・鈴木一人著

●￥2600

グローバリゼーション と国民国家

伊藤周平著

●￥2200

介護保険

その実像と問題点

老後の不安・介護の負担は解消されない——問題だけの公的介護保険の全容をわかりやすく解説し、新たな公的介護保障システムを提言する。

加瀬和俊著 AOKI LIBRARY 日本の歴史[現代] ●￥2200

集団就職の時代

▼高度成長のない手たち▲

昭和30年代（一九五五～一九六五）、農村から「都市」へと押し出された大量の青年たち。戦後社会の変貌を、就職人口の移動と就業構造の変化からとらえ、現代史。

中村雅秀著

予●￥2400

アジアの新工業化と日本

七〇年代NIES化と比較しつつ、今日のアジアの新工業化を日本企業のアジア進出やODAとの関連で追跡する著者長年の途上国工業化研究の到達作。

シリーズ 現代資本主義と世界経済 4

森田成也著

予●￥2800

資本主義と性差別

「ジェンダー」の公正をめざして「家父長制」にかえて「ジェンダー・ヒエラルキー」概念を提示して資本主義の性差別構造を剥ぐ。女性問題に新視角で切り込む気鋭の労作。

経済理論学会編

予●￥2800

アジア工業化と世界資本主義

経済理論学会年報 第34集

井上泰夫・中川信義・鍋島直樹・松尾匡・石橋貞男
永谷清・有井行夫ほか執筆

マーチン・ジェイ編 竹内真澄監訳

予●￥6500

ハーバーマスと アメリカ・フランスフルト学派

アメリカ批判理論第2世代の今日的到達点を日本
の読者のために集成した最先端の論文集。

創業50周年記念出版◆12月刊行

マルクス・カテゴリーイン

マルクスを現代世界へと超える新概念語事典。

石井伸男・伊藤誠・大庭龍介・田畑稔・正木八郎
渡辺憲正編

青木書店

東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税別】